

平成19年度11月宮崎県定例県議会

平成18年度普通会計決算特別委員会
文教警察企業分科会会議録

平成19年11月28日～30日・12月3日～4日

場 所 第3委員会室（11月28日～30日、12月4日）
西臼杵教育事務所（12月3日）

平成19年11月28日（水曜日）

午前10時4分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成18年度決算の認定について

出席委員（9人）

委員 長	太田 清海
副委員 長	河野 安幸
委員	米良 政美
委員	福田 作弥
委員	野辺 修光
委員	宮原 義久
委員	西村 賢
委員	長友 安弘
委員	井上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	相浦 勇二
警務部長	橋本 昌典
警務部参事官兼 首席監察官	松尾 清治
生活安全部長	柄本 重敏
刑事部長	鬼束 昭己
交通部長	柄本 憲生
警備部長	谷口 数雄
警務部参事官	椎葉 今朝邦
警務部参事官兼 会計課長	中原 雅男
生活安全部参事官	白方 寛
総務課長	松井 宏益
生活安全企画課長	黒木 憲生

少年課長	柏田 和彦
交通規制課長	今井 和久
運転免許課長	徳留 勝次郎

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中 浩輔
議事課主査	湯地 正仁

○太田主査 ただいまから、普通会計決算特別委員会・文教警察企業分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。今回、日程案の中に現地調査を入れておりますが、その実施についてもあわせてお諮りしたいと存じます。分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、現地調査箇所についてであります。事前に委員の皆様から聞き取りをした結果に従い、五ヶ瀬中等教育学校とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、11月27日の本会議終了後に開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、執行部の説明は、お手元に配付の説明要領により行われますが、決算事項別の説明は「目」の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしくお願いたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審議の進め方についてであります。その場合には、主査において他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時6分再開

○太田主査 分科会を再開いたします。

平成18年度決算についての執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○相浦警察本部長 太田主査を初め委員の皆様方には、日ごろから警察業務全般にわたりまして多大なる御支援をいただいております。厚く御礼申し上げます。本日は、公安委員会関係の決算に関する審議ということでございます。よろしくお願いいたします。

平成18年度に実施をいたしました「宮崎県総合長期計画（元気みやざき創造計画）」に基づく公安委員会関係の主な施策について御説明いたします。お手元に差し上げております資料1「決算特別委員会資料 公安委員会」の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

資料の1ページ目は、「宮崎県総合長期計画（元気みやざき創造計画）」に基づく施策の体系表に沿いまして、「平成18年度主要施策の成果に関する報告書」と整合性を持たせた体系表をお示しております。

まず、将来像の「未来を拓く人が育つ社会」に寄与するため、主な施策である社会環境の改

善と少年の非行防止及び保護活動の推進、同じく将来像の「安全で安心して暮らせる社会」に寄与するための主な施策といたしまして、地域で支える安全で安心なまちづくりの推進、犯罪等の抑止対策や捜査力の強化、防災対策の充実等々を積極的に推進してきたところでございます。

次に、資料2をごらんいただきたいと思います。具体的には、「平成18年宮崎県警察運営方針」のとおり、運営方針を「県民の期待と信頼にこたえる警察」と定めますとともに、これを実現するための運営重点といたしまして、街頭犯罪等の抑止と検挙、交通事故の総量抑制と交通死亡事故の抑止、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、テロの未然防止と災害等重大事案対策の推進、被害者支援の推進、以上の5項目を掲げまして、全警察職員一丸となって、各種警察活動を推進し、治安維持に努めてまいったところでございます。

以上で私からの冒頭説明は終わらせていただきますけれども、平成18年度における普通会計決算の内容及び主要施策の成果等につきましては、警務部長から説明させたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、西都警察署ほか2警察署におきまして、不適正な事務処理について指摘があり、監査結果報告書指摘事項等に記載をいたしておりますけれども、これにつきましては説明を省略させていただきます。以上でございます。

○橋本警務部長 それでは、警察本部の平成18年度決算の概要について御説明いたします。

先ほどの資料1、平成18年度決算特別委員会資料の2ページ目をごらんください。平成18年度決算事項別明細総括表でございます。まず、これについて説明いたします。警察本部の一般

会計につきましては、予算額288億7,851万7,822円、支出済額287億5,537万8,690円、不用額1億2,313万9,132円、執行率は99.57%となっております。

3ページをごらんください。3ページ目からは18年度決算事項別明細説明資料でございます。まず(項)1の警察管理費であります、(目)1公安委員会費につきましては、予算額が1,532万4,000円、支出済額1,421万220円、不用額111万3,780円、執行率92.73%でありました。公安委員会費は、公安委員の報酬及び公安委員会の運営に要する経費であります、その不用額の主なものは、警察署協議会委員報酬等の減、警察署協議会委員旅費等の減でございます。警察署協議会委員報酬及び旅費の減は、警察署協議会が事件等で開催できなかつたり、あるいは委員がやむを得ず欠席になった分の報酬と旅費が不用額となったものがございます。

次に、(目)2警察本部費につきまして説明いたします。予算額は236億2,896万4,822円、支出済額は235億8,828万965円、不用額は4,068万3,857円、執行率は99.83%でありました。警察本部費は、職員の人件費及び警察職員の設置に要する経費であります、その不用額の主なものは、職員給与費の減、休日給・特殊勤務手当等の減、職員共済費等の減、そして、4ページに移りますけれども、家族報償費等の減、赴任旅費等の減、警察署等の冷暖房用燃料費等の減、LAN端末回線使用料等の減、宮崎県警察職員互助会補助金の減でございました。

このうち不用額の大きい休日給・特殊勤務手当等の減でございますけれども、休日給は、国民の祝日等に勤務した職員に支給されるものであり、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務などに従事する職員に支給

される手当でございます。これらの予算につきましては、勤務実績に対して支給不足が生じないように措置しておりまして、いずれもその勤務実績が予定よりも少なかったため、不用額となったものでございます。

次に、4ページの中ほどをごらんください。

(目)3装備費でございます。これにつきましては、予算額は3億6,962万3,000円、支出済額は3億6,702万9,454円、不用額259万3,546円、執行率は99.30%でございました。装備費は、警察の機動力や警察装備の整備に要する経費であります、その不用額の主なものは、装備資機材維持修繕料等の減でございます。これは、各種装備資機材維持修繕料の入札残や車両維持に要する修繕料に不用額が出たものでございます。

次に、5ページに入ります。(目)4警察施設費でございます。予算額は12億9,335万2,000円、支出済額12億8,302万1,096円、不用額は1,033万904円、執行率は99.20%でありました。警察施設費は、警察施設の計画的整備と適正な管理に要する経費であります、その不用額の主なものとしましては、庁舎維持管理消耗品費等の減、庁舎維持管理委託料等の減、交番、駐在所新築工事費等の減でございます。

このうち不用額の大きかったのは、交番、駐在所新築工事費等の減でございます。これは交番、駐在所を建てかえる際の建設費の入札残でありまして、完成までの間に設計変更が生じた場合に対応することとしておりました工事費が不用額となったものでございます。

次に、(目)5運転免許費でございます。予算額は6億7,037万9,000円、支出済額は6億4,600万4,588円、不用額2,437万4,412円、執行率は96.36%でございました。運転免許費は、自動車運転免許試験及び各種講習、その他運転免許

事務処理に要する経費でございます。

その不用額の主なものは、運転免許関係郵送料等の減と、それから6ページにちょっと書いておりますけれども、高齢者講習、違反者・処分者講習委託料等の減でございました。

このうち、不用額の大きかった高齢者講習、違反者・処分者講習委託料等の減でございますけれども、高齢者講習につきましては、指定自動車学校に委託しており、受講した人数に応じて委託料を支払う単価契約としており、実際に受講した人数が予想した人数を下回ったために不用額となったものでございます。また、これ以外の違反者・処分者講習委託料等につきましては、宮崎県交通安全協会等に委託して年間の講習等の業務を行っており、講師の人件費や講習に使用する機材の借り上げ料の確定に伴い、精算により返納された分が不用額となったものでございます。

次に、(項)2警察活動費のうちの(目)1警察活動費について御説明いたします。この部分の予算額は29億87万5,000円、支出済額28億5,683万2,367円、不用額4,404万2,633円、執行率は98.48%でございました。警察活動費は、警察活動全般に要する経費や信号機及び道路標識等の交通安全施設の維持・整備に要する経費でございます。

その不用額の主なものとしましては、捜査報償費等の減、留置人給食費等の減、交通安全指導員委託料等の減、災害用ゴムボートリース料等の減、前年度繰越事業、これは信号機等のデザインポールの共架整備費でございます。そういう繰越事業の減というものがございました。このうち、不用額の大きかったのが交通安全指導員委託料等の減でございまして、これは、宮崎県交通安全協会に委託しております交通安全

教育及び街頭指導についての委託料でございましたが、その活動を行っている交通安全指導員が中途退職したことなどによる人件費の減などが不用額として計上されたものでございます。また、被留置者給食費等の減でございます。これは被留置者の数が予測していたよりも少なかったことで不用額となったものでございます。以上で平成18年度決算事項別説明を終わります。

続きまして、18年度主要施策の成果について御説明をいたします。

451ページをごらんください。まず、一番上の将来像であります「未来を拓く人が育つ社会」から3行目の施策の基本的方向であります1)心豊かでたくましく行動力に富んだ健全な青少年の育成までは、先ほど本部長が説明いたしました施策体系でありますので、次の主な施策であります(1)社会環境の改善と少年非行防止及び保護活動の推進から説明をいたします。

その下の「施策の目標」は、この施策の具体的目標でありまして、「施策の推進状況」は、同じく施策に対する推進状況でございます。まず、社会環境の改善と少年非行の防止及び保護活動の推進という施策の評価につきましては、県地域生活部男女共同参画課が推進主体並びに取りまとめ部局、警察本部は施策推進の関係部局となり、推進した施策を総括的・概括的に評価いたしましたものでございます。

まず、施策の推進状況でございます。これにつきましては、中ほどに示されております施策の成果指標・数値目標等が実績値を達成しなかったことや、男女共同参画課において推進いたしました幾つかの施策の成果などを総合的に評価いたしまして、推進状況としては「C：一部に努力を要す」となっているものでございます。なお、施策の成果指標でございます、少年

人口1,000人当たりの刑法犯少年数が18年の目標値は13.74人に対して実績値は14.22人となっておりますが、本施策指標は、少年警察活動のいわば総量が毎年、一定・絶対の量であるということ为前提として平成16年の時点、計画をつくった時点で指標設定しておりましたが、平成18年において、本県警察では街頭犯罪抑止対策を強力に推進するなど、成人・少年を問わず積極的な検挙及び非行防止活動を行ってきた結果、高い実績値を上げたものでありまして、数字の上においては、目標値に達しなかったというものでございます。

この分野において警察が取り組んだ主な事業を御説明いたします。中ほどにございますが、少年サポートセンター運営事業でございます。この事業で、警察本部及び宮崎北警察署を初めとする県内6警察署に設置しております少年サポートセンターを中心としまして、不良行為少年1万779人を補導したほか、小中高校等を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を延べ171回実施しております。さらに、犯罪被害少年14人の立ち直り支援及び少年相談722件を受理するなど、少年の非行防止と保護活動を推進いたしました。

これらのことを踏まえて本施策の評価としましては補導活動の強化や民間ボランティアの活動の活性化により、不良行為少年の補導数が減少したほか、非行防止教室の開催等により、非行防止の機運が醸成されつつあるなど、大目標であります青少年を取り巻く社会環境が健全化されるとともに、地域社会が一体となった少年の非行防止と保護活動が推進され、本県の未来を担う青少年が健全に育っている社会を目指すという施策の目標、これに向かっては着実に推進をしておるといような状況認識をいたして

おります。今後も、引き続き効果的な補導活動及び非行の未然防止活動を推進するとともに、学校との連携をさらに強化し、薬物乱用防止教室等の充実と各種広報媒体を活用した広報活動により、少年の規範意識を高めることが重要であると考えております。

次に、453ページをお開きください。1 犯罪や交通事故がない社会のうちの1) 安全で安心なまちづくり(1) 地域で支える安全で安心なまちづくりの推進について御説明いたします。本施策につきましては、県地域生活部生活・文化課が推進主体並びに取りまとめ部局、警察本部が施策推進の関係部局となり、推進した施策を総括的・概括的に評価したものでございます。

まず、施策の推進状況でございますけれども、成果指標であります自主防犯活動に取り組んでいる団体の数が増加し、目標値を大きく上回ったことや、指標ではあらわすことができない安全で安心なまちづくりに関する情報発信、広報活動等の成果を総合的に評価いたしまして、この施策については「A：順調」としております。具体的に警察として取り組んだ事業として挙げておりますのは、宮崎県防犯協会連合会補助金でございます。この事業は、宮崎県防犯協会連合会に対する213万7,000円の補助を行い、県民一人一人に犯罪の未然防止の必要性や重要性を促し、個々の安全意識や地域の連帯感を向上させることを目的としているもので、広報誌「防犯みやざき」を年5回、21万1,000部発行いたしました。

下のほう、本施策の評価でございますが、安全で安心なまちづくりにつきましては、県民の機運の醸成が図られておりますが、今後は、振り込め詐欺やサイバー犯罪の被害防止を図るため、タイムリーかつ実効性のある広報活動を促

進していくことが課題でございます。また、自主防犯活動につきましては、成果指標にありますとおり、18年度101の団体を、取り組んでいる団体の数として目標設定しておりましたが、実績では202団体が取り組んでいるということでございます。このように、安全パトロール隊などの自主防犯団体による防犯活動が促進されておるところでございますけれども、今後は、自主防犯団体に対するリーダー育成等の支援を行い、地域コミュニティの再生を図ることが課題であると考えております。

次の454ページをごらんください。(2) 犯罪に強い社会システムの構築という施策についてでございます。この施策は、警察本部単独で取り組んでおります。施策の推進状況は「B：概ね順調」としてしております。警察が18年に取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、街頭犯罪抑止のための交番機能強化事業、それから、県民からの相談に対応する警察安全相談強化事業でございます。街頭犯罪抑止のための交番機能強化事業でございますが、交番相談員を9名増員して、県下11警察署38交番に42名を配置し、一部の業務を交番勤務員に変わって行わせることにより、「いつでも交番にいてほしい」「パトロール活動を強化してほしい」という県民の要望にこたえるなど、交番機能の強化を図りました。平成18年度からは、事件・事故、諸届等の取り扱いが多い隣接している交番には、2交番に3名を配置し、毎日、交番相談員が来訪者に対応できるようにしております。

次のページをごらんください。施策の評価指標でございます。先ほど述べた施策の成果指標にありますとおり、インターネットを利用したセーフティネットワークへの加入件数が目標値の1,350件に対しまして、9,627件の加入となり、

目標値の100%を大きく超えて達成するなど、地域住民の防犯意識は高まりつつありますけれども、このセーフティネットワークへの加入件数9,627でございますが、県全体の人口からすると、まだまだ不十分でありますので、今後、加入者を拡大していくことが課題であるというふうに考えております。また、空き交番対策やパトロール強化など県民の不安感を取り除くシステムは整備されつつありますが、今後さらに、警察安全相談業務の充実と交番機能の強化を図ることによって、警察官のパトロールを強化するとともに、警備業の育成推進については、今後さらに円滑な検定業務を推進して警備業の活用による犯罪防止対策を図ることが課題であると考えております。

455ページの下でございますが、2) 犯罪やテロ対策の推進でございます。(1) 犯罪等の抑止対策や捜査力の強化という施策でございますが、この施策につきましては警察本部単独で取り組んでまいりました。施策の推進状況は「B：概ね順調」としてしております。

456ページをごらんください。警察が取り組んだ主な事業が挙げてあります。事業所暴力団等排除責任者講習事業、DNA型鑑定資器材の強化事業、プロファイリング推進事業、立てこもり事件等対応突入用装備資器材整備事業、指紋情報高度利用システム整備事業、サイバー犯罪対策推進事業でございます。

このうち、DNA型鑑定資器材の強化事業と、新規事業でありますプロファイリング推進事業について若干御説明いたします。まず、DNA型鑑定資器材の強化事業でございますけれども、DNA型鑑定資器材は精密機器でございますが、公判維持のためには極めて高い精度が要求されますので、定期的な保守点検を行いながら、18

年中には387件の鑑定を行いました。また、プロファイリング推進事業でございますけれども、連続して発生する窃盗事件や性的犯罪などの発生日時や手口、現場の状況、遺留品などの情報を統計的に処理するための犯罪情報分析システム一式を整備し、平成18年には、連続窃盗事件など10件を分析するなどの捜査支援に活用いたしました。これらの施策の評価でございますが、成果指標にありますとおり、刑法犯認知件数が1万1,900件の目標に対して1万1,352件に抑えられ、重要犯罪検挙率は、昨年を上回るなど、街頭犯罪の抑止対策は順調に推移しております。今後は、県民と行政が一体となり、防犯意識の醸成を図り、各種犯罪の抑止対策を推進するなど、街頭犯罪を初めとする県民が身近に不安を感じている犯罪の検挙を向上させる必要があると考えております。

次の458ページをごらんください。治安基盤の整備・充実についてでございます。これも警察本部単独で取り組んでまいりました。施策の推進状況は「B：概ね順調」というふうにしております。警察が取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、警察業務電算化推進事業、交番、駐在所庁舎整備事業、宮崎県総合自動車運転免許センター整備調査事業でございます。

このうち、新規事業であります、宮崎県総合自動車運転免許センター整備調査事業について御説明いたします。この事業は、老朽化・狭隘化した運転免許試験場及び運転免許センターの整備に関する基本構想策定及び民間活用による建設手法等の調査をコンサルティング事業者業務委託したものでございます。

次のページをごらんください。治安基盤の整備充実についての評価でございますけれども、生活安全センターとしての役割を果たすことを

可能とするため警察署や交番、駐在所などの警察施設を計画的に整備してきております。今後も必要な施設整備を進めていきますが、新たに建てかえる施設についてはコスト縮減への配慮や、また市町村合併・人口移動に対応した交番、駐在所の統廃合についても検討しながら、計画的かつ適時適切な整備を進めていくことが必要であると考えております。また、人的基盤については、計画的に増員されており、458ページ下の成果指標にありますとおり、交番相談員の配置状況を示す指標であります空き交番解消率は目標値68.7%に対して61.3%となるなど、おおむね順調に整備されてきておりますけれども、今後、警察官の大量退職、また採用期に備えて、組織の執行力の確保や優秀な人材の育成が喫緊の課題でございます。警察電算基盤については、日々変化していく犯罪形態に対応できる体制の整備が今後、重要な課題であると考えております。

なお、警察電算基盤につきましては、平成18年度でおおむね職員一人一台の公用パソコンの整備が終了しました。今後は、警察情報システムのネットワークの整備拡充や日々変化していく事象に対応できる各種システムの開発・整備を進める必要があると考えております。

次に、459ページの下3) 犯罪被害者を支える社会づくりのうちの(1) 犯罪被害者支援の推進という施策についてでございます。これも警察本部単独の取り組みでございます。施策の推進状況は「B：概ね順調」としております。

460ページをごらんください。警察が取り組んだ主な事業を挙げております。一つは、犯罪被害者援助団体への業務委託事業、もう一つは、犯罪被害対策推進事業でございます。このうち、犯罪被害者援助団体への業務委託事業につきま

しては、犯罪被害者支援業務を社団法人宮崎犯罪被害者支援センターに委託し、電話・面接相談受理や付き添い等の直接支援、専門家による法律相談・カウンセリング等を合計970回、これは前年比232回のプラスになっております。このような回数を実施いたしました。この分野の施策の評価でございます。犯罪被害者支援のための各種施策が積極的かつ効果的に推進され、460ページ中ほどにあります成果指標にありますとおり、犯罪被害者支援活動に関心のある県民の割合は目標値66%に対して、66.3%の実績となっておりますが、対前年比では1.6ポイントを上回る成果を得られており、また、民間支援団体との連携など、被害者等早期支援体制についても強化されるなど、一定の成果が得られているところでございます。

今後、犯罪被害者支援に対する県民意識のさらなる向上を図るためには、警察の取り組みのみならず、犯罪被害者等基本法において、地方公共団体が取り組んでいくこととされている各種施策を総合的に進めていくことも必要であると考えているところであり、関係部局における積極的な取り組みを促すとともに、警察の取り組みとの連携も深めてまいりたいというふうに考えております。

次に、461ページ中ほどからにあります4)交通安全対策の推進のうち、(1)県民の交通安全意識の高揚という施策について御説明いたします。この施策は、地域生活部生活・文化課が推進主体並びに取りまとめ部局、警察本部が施策推進の関連部局となりまして、推進した施策を総括的に評価したものでございます。施策の推進状況は「B：概ね順調」としております。警察が取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、交通安全指導員委託事業、それから運転

免許試験場コースの一般開放事業と、それから462ページに入りますけれども、高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業でございます。

このうち高齢歩行者等を交通事故から守るための交通安全教育事業につきましては、県下に56人配置された交通安全指導員が高齢者の道路横断中の事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを活用して参加・体験型の交通安全教育を行うものでございまして、県内各地の公民館などで合計44回開催し、高齢者の安全意識の高揚を図ってきているところでございます。

施策の評価につきましては、交通事故発生件数と負傷者数が平成13年以来5年ぶりに減少するなど、県民の交通安全意識の高揚は図られているものの、交通事故死者は、前年より18人多い96人という結果となり、中でも、高齢死者が44人で、全体の約半数を占めております。462ページの中ほどでございますが、成果指標にありますとおり、交通安全指導員による交通安全教育実施数は目標値19万人に対して、実績は20万548人と大きく上回っておりますが、今後とも、高齢化のさらなる進展等に伴い、高齢者関与の事故の増加が懸念されます。このため、高齢者を対象とした交通安全教育の一層の推進が今後の課題であるというふうに考えております。

次のページ、463ページをごらんください。(2)の交通秩序の維持について御説明いたします。この施策は、警察本部単独の取り組みでございます。施策の推進状況は、「B：概ね順調」としてしております。取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、レーダースピードメーター更新整備事業、暴走族壊滅作戦推進事業、放置駐車違反処理・管理システム等整備事業でございます。このうち、放置駐車違反処理・管

理システム等整備事業につきましては、昨年6月に新駐車対策法制が施行され、民間による放置車両の確認及び標章の取り付けに関する事務が行われるようになりました。平成18年中は2,624件の確認標章の取り付けを行った結果、幹線道路の交通流が円滑となり、市街地中心部の交通混雑等の減少に寄与したものと認識しております。

次の464ページをごらんください。施策の評価でございます。成果指標、463ページの下にございますけれども、成果指標にありますとおり、指定5種違反に起因する人身事故件数の割合は、目標値12.0%に対して10.8%に減少させるなど、重点を指向した交通指導取り締まりにより、交通事故発生数、負傷者数が減少するなど一定の成果が得られております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、死亡事故の増加と人身事故件数は依然として1万件を超えておりますので、今後も悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取り締まりが課題であると考えております。また、暴走族対策につきましては、暴走族グループをすべて解体したところではございますけれども、引き続き取り締まりの強化と追放機運の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、464ページの下にあります(3)安全・安心な交通環境の整備について御説明いたします。この施策につきましては、警察本部が推進主体並びに取りまとめ部局、土木部道路保全課が施策推進の関連部局となり、推進した施策を総括的に評価したものでございます。推進状況は、「B：概ね順調」としております。警察が取り組んだ主な事業として挙げておりますのは、道路交通情報提供業務委託事業、交通安全施設

整備事業、それから高齢者のための信号機新設整備事業でございます。

このうち交通安全施設整備事業と高齢者のための信号機新設整備事業について御説明いたします。まず、交通安全施設整備事業は情報収集提供装置6基の整備を初め、信号機新設17基、道路標識・標示などの整備により歩行者、自転車利用者、運転者の安全性、快適性を確保するものでございます。また、新規に事業として始めた高齢者のための信号機新設整備事業につきましては、高齢化社会の進展に伴い、高齢者による交通事故が増加していることから、押しボタン式信号機など9基の新設を図ったところでございます。本施策の評価でございますが、成果指標にありますとおり、信号機・歩道など交通安全施設の整備箇所数の累計は、目標値2,189カ所に対して、目標値以上の2,203カ所を整備するなど、信号機や道路標識などの交通安全施設の整備によって、安全・快適で環境に優しい交通社会が実現されつつあり、おおむね一定の成果が得られております。しかしながら、今後も自動車台数、運転免許人口の増加等に伴い、交通事故件数が依然として増加傾向にあり、運転者だけでなく、県民各層から信号機の新設整備の要望が多くなっております。このため、これらの要望と交通事故発生状況や交通量調査等の結果を勘案して、必要性、緊急性の高い箇所から整備していくことが今後の課題であると考えております。

次のページをごらんください。466ページでございます。災害や事故に強い社会1)危機管理体制の強化のうち、(1)防災対策の充実という施策についてでございます。本施策につきましては、県総務部危機管理局が推進主体並びに取りまとめ部局、警察本部が施策推進の関係部局

となりまして、推進した施策を総括的・概括的に評価いたしております。この分野の推進状況でございますが、災害の発生に対する具体的な数値目標をあらわすことはなかなか困難でございますことから、警察本部に係る事業取り組みに対応した成果指標は特に掲げておりませんが、危機管理局における取り組みの成果指標であります自主防災組織率、それから市町村の防災訓練実施回数、この成果指標の目標値に実績値が及ばなかったということ等々から総合評価いたしましては、「C：一部に努力を要す」となったものでございます。防災対策の充実を図るため、警察が取り組んだ主な事業としましては、466ページの下にありますとおり、災害・テロ対策強化事業、災害警備対策の充実強化事業、交通安全施設の災害対策強化事業でございます。

このうち、交通安全施設の災害対策強化事業について若干御説明いたします。この事業は、国道10号線など幹線道路の主要交差点の信号機に、停電時に対応できる自動起動型信号機電源付加装置を設置する事業で、平成18年度は同装置5基を設置したほか、信号機の柱をコンクリート製のものから金属製の鋼管柱に取り換え、大規模災害に備えました。本施策の評価は467ページでございますけれども、防災関係機関との連携強化につきましては、各自治体や消防、自衛隊等防災関係機関と連携した各種防災訓練を実施し、災害対処能力の向上を図っております。また、災害用装備資機材につきましては、各部隊において、計画的に取り扱い習熟訓練を実施しているところでございまして、市町村や防災関係機関との連携が強まり、県民に自主的な防災活動が行われるとともに、県民の防災意識の高揚が図られた災害に強い県を目指すという施策の大目標は、着実に推進しているところでござ

います。今後も、救助活動に必要な装備資機材の整備と部隊の救出救助技術及び自活能力の向上を図りたいと考えてます。交通安全施設につきましては、耐震・耐久性の向上を図り、災害時の県民の生活と交通流を確保するための計画的な整備を推進していくことが課題であると考えます。

以上、長くなりましたが、平成18年度主要施策の成果に関する報告についての説明を終わります。

なお、最後になりますけれども、「平成18年度警察本部に係る監査結果報告書指摘事項」及び「監査委員の決算審査意見書」に関しましては、不適正な事務処理以外の指摘事項は特にございませんでした。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○太田主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○米良委員 警務部長、この薄っぺらの予算の執行状況について1～2お尋ねをしたいと思いますんですが、中には不用額がえらいこれは多いなというところもありますもんですから、5ページにあります建設費の残につきましては、これは仕方がないと思いますが、例えば、3ページの街頭犯罪抑止の観点から職員の手当等が1,917万1,515円と、これは休日給とか特殊勤務手当等の減というふうにあります。きょうも私は自宅から車で来ましてね、10号線で交通事故が3件ありました。ところどころ警察官が立って指導されておる風景もあるんですけども、やっぱり警察官が休日とはいえども、街角に立っているいろいろな勤務されておる姿を見ますと安心するんですよ。安心・安全なそういうまちづくりという観点から、非常に御貢献をされておることについては敬意を表するわけですが、こ

の休日勤務手当の1,900万というのは、これは案外多いなという気がしてなんののですけれども、目いっぱいこういうものは使っていただくという、そういう点からひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、6ページにあります一番上の委託料ですよね。高齢者講習、違反者・処分者講習委託等の減、これはどこに委託をされておるんですか。それをまずお聞きしたいと思います。

それから、6ページのこれも委託でございますが、5億円委託をされて3,000万不用額があると、これもやっぱり性格上こういうものはちょっと多過ぎるんじゃないかなと、こう思うんですけども、これは執行残がないような、そういう対策というか、体制というか、そういうのが私は欲しいような気がしてなんののですが、どうでしょう。

○橋本警務部長 まず、第1点目の3ページ、職員手当等に関する不用額でございます。ここに書いてありますとおり、職員手当等の不用額、まず中に含まれるのは職員給与費、それから休日給・特殊勤務手当等の減でございます。内訳を申しますと、休日給としての不用額としましては1,900万円のうちの596万円ぐらいが休日給の不用額となっており、残りは特殊勤務手当の不用額が616万円と、その他もろもろでございますが、確かに、不用額があるという意味を見れば、使い切らなかったのは勤務してないんじゃないかという見方もあるのかもしれませんが、一方で、予算を組む段階におきましては、予算の制約があるから、何となく休日給とか休日に出るのが制約されるというようなことがあってはならないと逆に思っております。そういった意味から、予算の段階ではかなり多目に実は積んでいるというような状況でございます。

予算の制約なく休日も全く気にせずに、どんどん街頭に出て行って、取り締まり等々含めてやるという観点から予算を組んでいる結果、決算段階においては、どうしてもこういう形での不用額が出ざるを得ないという点を御理解いただきたいというふうに思っております。

○中原会計課長 委員から御質問のありました6ページの委託料のことですが、運転免許費の委託料の内訳でございますけれども、これには高齢者講習、違反者・処分者講習等がありまして、これが減になっております。この中で多いのが高齢者講習委託料、これが639万9,490円、それから違反者・処分者講習委託料が536万4,256円となっておりますけれども、これも予算を組む場合に、高齢者の方がどのくらい講習に見えるのかという算定がなかなか困難な面がございます。それから違反者・処分者講習についても、この算定が前年度等の実績を見て予算組むんでありますけれども、なかなか難しいという点がございまして、所要額として組んでおる関係で、先ほど警務部長が申したとおり、所要額をまず予算として組みますので、違反者・処分者等が少ない場合には、どうしても不用額として残るといようなことでございます。

この委託先でございますけれども、これは県の交通安全協会に委託しております。

○太田主査 同じ6ページの交通安全指導員の委託料の減についても同じように……。

○中原会計課長 交通安全指導員の減でございますけれども、これも中途退職者等の要因で減が発生しているということでございます。

○橋本警務部長 高齢者講習、違反者・処分者講習委託に関する委託先でございますけれども、これについては、指定自動車学校に委託をいたしております。

それで、考え方としましては、受講した人数に応じて後払いで委託料は支払うという単価契約となっております、結果としまして、実際に受講した人数が予想した人数を下回ったということでございまして、その結果、不用額がここに出たと、こういうことであります。これも先ほど申し上げましたとおり、委託料がないから高齢者講習や、違反者・処分者講習はもうできませんというようなことがあっては非常に問題ですから、そういった点も含めて予算を多目に、それで、結果的にこういう形で不用額が出ざる得ないという点をまた御理解いただきたいというふうに思います。

○米良委員 警務部長、私が言いたいのは、非常に職員の対応にいたしましても、これは皆さんたちが限られた職員で限られた仕事をしていくわけですから限界があるということはわかっているんですけれども、せっかくこういうふうに予算計上した以上はですよね、街頭犯罪等の抑止の観点からしても、非常に大事な部分だと思うんですからね、こういうのは目いっぱい使っていただいて、そういう安心・安全なまちづくりのために御貢献いただきたいという、そういう気持ちから申し上げたところでありました。

それから、もう一つの高齢者の皆さんたちが非常に交通事故等々に遭われることがあるんですけれども、非常に不謹慎な行動をしますよね。横断歩道でないところを渡ってみたり、ひやっとするところはたくさんありますよ。ですから、こういう講習ということをする、自治会あたりの区長さんあたりと連携しながら、各自治公民館でやってみたり、そういう適材のところでやってみるといことも、身近なところでやってみるといことも確かな効果があるんじゃないか

なということも考えるもんですからね、やっぱりこういうことにも目配りしていただいて不用額が出ないような、そういうことをすることも大事じゃないかなという気がするもんですから。

それから、交通安全の指導員の委託料3,000万ということですが、非常に指導員の皆さん方もそれぞれの地域で一生懸命頑張っていたいておりますから、さらに輪をかけて、そういう人たちの出番というか、御苦勞でありますけれども、委託料の残が出ないような一つの方向性というもので活用すべきじゃないかなと、このように思ったもんですからね、申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

○橋本警務部長 重要な御指摘、米良委員からいただき、ありがとうございます。

確かに、予算の段階では非常に大きく積んで、不足がないようにという配慮でやっておりますけれども、せっかく確保している予算でございますので、本年度、それから来年度引き続き今の休日給の話、それから高齢者委託の話、交通安全等の話含めて、予算の中で精いっぱい頑張っていきたいというふうに思います。以上です。

○福田委員 久しぶりに警察の委員会に出ますから、過去のことはちょっと忘れていたんですが、まず、3ページですね。決算事項別明細書の中で、今も出ましたが、給与、職員手当、ほぼ同額で決算、4億は違うんです、96億と92億。民間の企業でいきますと、給与の何割かぐらいがそういう手当になるんですが、警察は特殊な職場でありますから、ほぼ同額ぐらいの計上がなされて決算がされているんですが、過去の流れもずっと同じような傾向であるのかどうか。

それともう一つは、やっぱり警察の組織は同じですから、ほかの同規模県の警察本部と比較をして、大体同じような給与と職員手当の比率

なのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○**中原会計課長** 今の御質問でございますけれども、例年といいますか、そういう流れ、給与と手当、これがこういう比率で来ておるといのはそのとおりでございます。

それから、他県については、詳しく調べておりませんが、警察の業務の特殊性から申し上げまして、ほぼ同様ではないかというふうに推察をしております。

他県の状況につきましては、現在ちょっと手元に資料がございません。

○**福田委員** それからもう一つ、先ほど米良委員からもあった項目であります、委託料の関係でございます。6ページ、5億1,900万円の委託料が支出をされておりますが、これの委託先と主な金額をちょっと知りたいんですが……。主なものでいいですよ。

○**中原会計課長** 委託先の主なものは先ほども話が出ました交通安全指導員の委託料、これは先ほども申し上げましたように、県交通安全協会に委託しております。

それから、自動車保管場所証明に要する委託料、これは県の自家用自動車協会に委託をしております。

○**太田主査** 金額も一緒に教えてもらいましょうか。

○**中原会計課長** わかりました。交通安全指導員の委託料は決算額といたしまして1億5,279万1,908円でございます。

それから、自動車保管場所証明に要する経費でございますけれども、これは1億973万8,025円でございます。

そのほか、道路使用許可調査業務委託料とか風俗営業管理者等講習委託料、事業所暴力団等排除責任者講習委託料等々がございます。

○**太田主査** 今、言われた委託料の委託先はどこになるんですか。自家用車協会というのも出ましたが、そのあとの部分が幾らかちょっと参考に教えてください。

○**中原会計課長** ちょっとお待ちください、調べます。

○**橋本警務部長** 済みません。ちょっと数字は持ってきておったんですけども、委託先についてはちょっとお時間いただきまして、後ほど回答させていただきます。

○**福田委員** 交通安全協会ですね、ここは1億5,000万程度の委託料だけで限られておるわけですか、数字は。そこはどうなんですか。ほかのやつはないわけですね、項目としては。交通安全指導員だけですね。

○**柄本交通部長** 交通安全協会に委託しておる事業でございますけれども、今の交通安全指導員の事業でございますね、それから運転免許事務、それから違反者・処分者講習、運転免許証更新時講習、安全運転管理者講習、それから原動機付自転車講習、あと警察署における運転免許事務委託、こういったものがまだ別でございます。

○**福田委員** これを合わせまして1億5,000万ということですね。

○**橋本警務部長** まず、正確に御説明いたしますが、先ほど決算額として1億5,200万と言いましたのは、交通安全指導員委託料ということでございまして、これは交通安全協会に委託している事務の一部でございます。その一部の事務に要した委託料が1億5,000万ちょっとであるということございまして、それ以外に、先ほど交通部長が説明いたしました幾つかの委託事務がございます。これを合わせた額というものは今……。

○**太田主査** 交通部長、例えば、今、言われた

部分が何ページのどこに当たるかだけでも言ってもらおうと大体わかると思います。参考に挙げたのが例えばどこにあるのかというのが……。

○柄本交通部長 今の私が申し上げた委託料は（目）の運転免許費、6ページが一番上ですね。この委託料、この中に入っております。

○福田委員 そうしますと、総体で交通安全協会に出している委託料は大体年間トータル幾らでしょうか。

○相浦警察本部長 済みません、ちょっと整理させます。幾つかの（目）について、委託料を予算決算で計上しておりますので、交通安全協会関連もそれぞれの委託の業務内容によりまして恐らく（目）が違ふと思いますので、ちょっと整理をしないと、例えば1億5,000万と説明しましたのは、あくまで運転免許費の（目）の中での話でございますので、そういう観点からということであれば今すぐちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。それでよろしゅうございませうか。

○福田委員 はい。それじゃ後で結構でございます。

実は、交通安全協会、運転免許者の会費を徴収して運営なされると、その比率ですね、私も運転者が拠出をしている会費と業務委託費、この安全協会の中で占める比率がどれくらいになっているのかなと思って、そのウエートですね。これからの運営等もあるでしょうから、ちょっとそれ知りたいなと思って過去の事例から流れをですね。

○太田主査 会費を取られておるわけですよ、運転免許更新のときとかに。その関係ですよ。

○柄本交通部長 交通安全協会の委託事業のトータルでございますけれども、10の事業について交通安全協会に委託をしております。18年度

のトータルが約4億3,400万になっております。

それと、今、御質問のいわゆる協会の会費がこの事業に当てられておるかどうかということでございますけれども、この事業費は全額県費で委託しております。

会費につきましては、この事業費の特別会計とは別に、一般会計ということではいろんな広報啓発ですとか安全協会がやりますけれども、それから資機材の購入ですとか、そういったことに、この委託事業とは別の科目で支出をしているということでございます。

○福田委員 大事なことなんですが、交通安全協会の役割というのは非常に大きいものですからね、これからもその組織が十分に安定した経営ですわな、組織ですから。機能していくためにはどういう比率になっているのかなと思ってちょっと知りたかったんですよ。これはやっぱり組織としての維持は安全協会に対する委託費プラス会費、トータルで維持していきまますからですね。事業は区分けしましてもですね。その辺をちょっとお聞きしたかったんですが、まあ特別……。

○太田主査 もう一回聞いてみましょうか。いわゆる県が委託しているのは4億3,000万ですよ、トータルすれば。福田委員が尋ねられたのは、会費として取っている金額が幾らなのか、県は4億出しているが、協会自体がいただいているのはまた幾らなのかという額がわかっておれば教えてくださいということだと思います。

○柄本交通部長 ちょっと私の手元に今、会費収入の資料がございませんので、後で調べて……。

○長友委員 同じく6ページの警察活動費の需用費なんですけれども、残額が600万円余ですから、全体額からしたらそんなに多くないわけで

す。その主な理由が被留置者給食費等の減と、こういうことですがけれども、最近、我々が耳にするのは、非常に犯罪が多くなっているということで、結構やっぱり留置者等もふえてきているんじゃないかと、しかるに残が出たということでもありますけれども、先ほどからちょっと説明があっっているように、多めに予算化されていた結果なのかどうか、その辺。

それから、需用費全体4億というお金ですけど、使われている金額がわかれば大まかなもので結構でございますので、お願いしたいと思います。

○中原会計課長 委員の御質問ですが、留置人の給食費でございますが、これは御指摘のとおり、留置人を多目にいたしますか、不足額が出ないように予算は組むわけでございまして、その計画よりも留置人が少なかったということですが、当初予算時では4万5,000食分を予算化しております、2月の補正時点で4万5,600食ぐらいに補正し、決算時は4万3,461食だったということでございます。

それと、この需用費のほかのものでございすけれども、災害・テロ対策装備資機材の消耗品費であるとか、車庫証明申請書とか、保管場所標章印刷費とか、飲酒検知機など交通取締り用の消耗品費等々ございます。

○橋本警務部長 留置人の話でございますけれども、確かに、予算時点と比べると4万5,000食に対して、実際の支給は4万3,461食であったということですが、例えば、17年度と比べてみますと、17年度の決算時点では3万8,187食を支給していると、18年度は決算ベースで4万3,461食支給していると、この結果を見ていただきますとおりに、17年度から18年度にかけてこれだけ支給しているということは留置の数も積

極的な検挙活動等々の結果として適切にそういうことは行っているということを御理解いただいて、ここにちょっと説明不足でございますので、留置人給食費等の減でございますけれども、これは冒頭から申し上げておいて、予算というものは、この手の予算は不足があっては困る話になりますので、計画時点よりも実際少なかったが、17年度と18年度を比較すると18年度は多く留置人に対する給食は支給していると、こういう状況でございますので、この点御理解いただければと思います。

○長友委員 この4万5,000食で見積もられた予算額というのは、大体どれくらいなんですか。

○橋本警務部長 4万5,000食の予算額、最終的には4万5,559食でございますけれども、これに対応する給食費は5,371万5,000円でございます。5,371万5,000円を予算額とし、決算額としましては5,124万1,509円でございます。

○中原会計課長 今の部長説明にちょっと補足させていただきます。

計算の仕方としては、1食分というのは1日分でございますので、4万5,000人食ということですね。一日1,179円となっております。余談でございますけれども、朝食が329円、昼と夜が425円という計算で、4万5,000人食でございます。以上でございます。

○宮原委員 今、話を聞いていると、多目に予算をとっているというのが全体的な感じがしたんですが、当然、予算編成をする段階で財政課と予算のいろんなことをやるときに、今、厳しい状況で、必ず切られてくるような予算編成になっているような感じがするんですが、当然、先ほど言われたように、給食の問題も不足したら困るというのはわかるんですが、財政課は警察関係に対しては多目の予算という、そのとり

方というのが割と緩く見てもらっているのかなというところが、今の説明を聞くと何かそんな感じがするんですけど、実際のところはどうかなのでしょうかね。よろしくをお願いします。

○橋本警務部長 緩く見てもらっているということじゃなくて、我々として、最悪のケースと申しますか、これだけあれば何とか大丈夫ですというぎりぎりのラインを提示して、財政課とは真摯な協議をしながら、お互いの了解のもとでこういう予算を組んでいるというふうにしてやっておると、財政課もその……でやっておるとは思えませんので、そういう形でお互いの過去の実績等々も踏まえながら、お互い折り合いのつくところで予算を組んでいるというふうに御理解いただければと思います。

○宮原委員 確かに、予算が不足したということになると大変なんだろうから、その辺はわかっていますけど、そのほかに、6ページの災害用ゴムボートリース等の減ということがあるんですが、実際のところ、警察本部が逆に災害が起きる前に、こういったものは当然警察署なりそういったところに持っておくべきなのかなというふうに思うんです。いざ、災害が起きたときに、リースで借りてきてというのはどうなのかなというふうに思うんですが、もしリースで借りるとすれば、この県内にそういったゴムボートをたくさん確保しているところがあるのかというのを聞かしてもらえませんか。

○谷口警備部長 現在各所属でゴムボートを所有しているのは合計数で*29そうございます。今、指摘のリースをする必要があるかどうかというのは、河口に、例えば今、高岡警察署には2そうほどございますけれども、まだ足らなかったというような事案がありましたので、そういう事態が起きたときにいつでも持っていけるとい

うことのために、3そう分を予算措置して、どこでも配置できるという体制をとっておるためです。以上であります。

○宮原委員 その3そう分というのは、当然県内にリースをしてくれるところがあるんでしょうか。

○谷口警備部長 はい。これは宮崎市内の業者をお願いをしております、年間で3そうほど確保しておりますので、そこに依頼すればいつでも運べるという状況でございます。

○宮原委員 ちなみに、その3そう分を購入しておいたほうが安いんじゃないかというふうな考え方もあると思うんですが、実際、この3そう分のリース代としては、日にちにもよるんでしょうけど、どんなものなんだろうかと。

○谷口警備部長 1そうあたりが年間24万円でございます、3そうで72万ということになります。ゴムボートの価格については、ちょっと持っておりませんが、所属に置きますと、その保管をする設備が必要ですし、運ぶ車が必要になります。各署の場合は、倉庫をつくりまして、その倉庫の上に上げておくわけですね。下にトラックを入れて、おろして持っていくというふうしております。ですから、そういう保管施設がないということからみれば、リースのほうが安上がりではないかというふうに判断して、3そうほどはリース契約をしているところがございます。

○宮原委員 はい、わかりました。

それから、次に5ページの警察施設費ですかね、交番、駐在所新築工事等の減ということになるんですが、何カ所交番、駐在所新築になったのかと、入札残ですから、平均の落札価格というのが大体わかりますかね。

※18ページに訂正発言あり

○**中原会計課長** 交番、駐在所につきましては、18年度4カ所を建てかえております。平均落札額については、数字を調べますので、ちょっとお待ちください。

○**宮原委員** はい、わかりました。

○**野辺委員** 交通安全のことでちょっとまたお尋ねしたいんですが、先ほどからの高齢者の交通安全教室の実施数が目標値よりかなりふえているにもかかわらず、高齢者の交通事故が多いということですが、大体高齢者の死亡事故とかいうのは、どういう形態が多いんでしょうかね。

○**柄本交通部長** 高齢者の死亡事故でございますけれども、ことしは今現在73人死者が出ております。そのうち44人が高齢者でございますして、半分以上が高齢者でございますけれども、一番多いのはやはり歩行中でございます。道路横断中が一番多いんですけれども、歩行中の方が22人、あと自転車に乗っておられる方が5人とか、あと四輪運転中も6人ございます。あと二輪運転中も原付なんかを運転中に亡くなられた方が6人、こういった状況でございます。

○**野辺委員** 高齢者の交通安全教室の受講者数というのは、これはどこか主催してやっておるということになるんですかね。20万548人、これは全部の数になるんですかね。462ページの交通安全指導員による高齢者等教育実施状況というところなんですけど、下から……、この20万548人、上と一緒になんですけど。これは違反講習とかそれとは別に行われているということじゃないんでしょうかね。

○**柄本交通部長** ここの462ページの交通安全指導員による高齢者等教育実施状況ということでございまして、これは高齢者も高齢者以外の方も含めた交通安全教室でございます。その下の高齢歩行者教育システム、これは疑似横断をス

クリーンに映像を出しながらやる教育でございますけれども、実際に体験された方が18年度は44回の940人という内容でございます。

○**野辺委員** 歩行中の死亡事故とか多いということですので、例えば、そういう教室で受講されておれば、死亡事故を免れたということもあると思うんですが、そういう追跡調査は死亡された人の中ではやっぺらっぺらしないわけでしょうかね。

○**柄本交通部長** 高齢者の方が亡くなられた場合は、まず、老人クラブに加入されておるかどうかが、それから過去にそういった安全教育を受けておられたかどうか、この辺を御遺族の方々から聞いております。高齢者の中で亡くなられた方は、免許を持っていらっぺらっぺらないという方がほとんどで、それからそういった安全教育を受けておられない方が、割合はちょっと今ございませんけれども、ほとんどそういう方が多い状況でございます。

○**野辺委員** 高齢者クラブ等に呼びかけて、そういう免許を持ってない人も受講していただくような、そういう方向にもちょっと力を入れていただいたらどうかと思うんですがね。

それと、高齢者宅個別訪問指導者数が1万8,000何がしか出ているんですが、これはどういう人を対象に戸別訪問されておるんでしょうかね。

○**柄本交通部長** これは交通安全指導員がそれぞれお年寄りのところに訪問して、いろんな指導したり、教育したり、あるいは反射材を配布したり、そういった活動でございますけれども、特に、今申し上げたように、高齢者クラブに入っぺらっぺらないとか、あるいは独居老人の方とか、そういった方々も含めまして、個別訪問をして指導をしておるということござい

す。交通安全指導員はそれぞれ各地区の安全協会を拠点に活動しておりますので、一回もまだ訪問してない方々のリストアップをしながら、なるべくくまなく訪問するようにしております。

○野辺委員 免許を持っていない方もやはり交通死亡事故を回避するためには、今後力を入れてほしいということをお願いしたいと思います。

○谷口警備部長 訂正をいたします。

私、先ほど宮原委員の質問に対して、各所属のゴムボートの所有数を29と申ししたと思いますが、申しわけございません。23でございまして、訂正をさせていただきます。

○柄本交通部長 先ほど福田委員から御質問がございました会費収入の関係でございすけれども、会費収入は、各警察署単位に13地区、各地区の安全協会がございす。それで、あくまでも各地区の安全協会が会費をいただきまして、基本的には各地区の安全協会の事業に使っております。県の安協は会費収入はありません。ただ、各地区の協会から一応負担金ということで、ちなみに、18年度は約1,450万を、各地区の協会の会費収入の一部を、収入として県安協の事業に使っておるということでございす。

○福田委員 ありがとうございます。

それでは、県の安全協会は主として警察本部の委託費を中心に業務の運営がされると、こういうふうに解釈すればいいんですね。

引き続きましてもう一点。この主要成果に関する報告書で459ページであります。実は、PFI、延岡の警察宿舎を見せていただきました。非常に時宜を得た事業の取り組みと考えまして、ちょうど議会も今から7年ぐらい前でしたかね、PFIの発祥の地のイギリスに視察に行つて、当時は実際見たのは公立学校でしたけど、当時イギリスは刑務所あたりまでということで、当

時の日本の感覚では、とてもとてもということでしたが、非常にこのPFIがいろいろな公共施設に導入され始めまして、例えば、山口県的美祢にある刑務所とか、最近では島根県の浜田、工業団地をPFIで刑務所にするというような話が出ていましたが、本県警察関連施設が今からどんどん老朽化して整備が必要になってきますね。それでぜひPFIの手法をとられまして、後年度負担がかかることは当然であります。当面、財政が非常に厳しいうちの対応ですから、市町村の合併に伴います、ここに書いてあります——警察署は書いてございせんが、警察署も必要になってくるでしょう。交番ですね、その辺の施設の整備をされるのが非常に私は有効だと考えております。どの辺までPFIの手法を導入されて、現時点の警察宿舎を検討されてお考えになっているのか、ちょっとお聞きしておきたいんですが。

○橋本警務部長 本県では延岡の緑ヶ丘住宅という職員住宅についてはPFI方式で建設をし、大変うまくいった成功事例であると考えております。今後も先ほど委員御指摘のとおり、幾つかの老朽化した施設を警察は持っております。今後これを進めていく上では、こういう財政状況の中ですから、なかなか従来のように立派なものを無駄につくることはできないと、なるべくコストをうまく切り詰めながらやっていく必要があるというふうに考えておまして、そのコスト削減の一つの方策として、PFIということもここに書いてあるとお一つの手法として認識をしながら、今後の整備計画等々を考えていきたいというふうに思っております。

○福田委員 それはまだ構想の時期でございしょうから、やっぱり大型の警察署あたりまで包含した考えと見ていいわけですね。

○橋本警務部長 PFIそのものについて言えば、ある程度のまとまった規模の施設でないともPFIとしてのメリットが業者側にも出てこないということがございますので、検討するとすれば、大規模施設を中心にこの手法を考えていくということになろうかと思えます。

○西村委員 456ページですね。サイバー犯罪対策推進ということで、随分と決算額が当初予算額よりも低いんですが、これは非常に今、全国的にサイバー犯罪というものが蔓延しまして、これがいじめに波及したり、特に犯罪に波及したりですね、あと、言い方は悪いんですが、恐喝に非常に発展している部分なんですね。特に、私ごとでも「お前がどう言おうとネットとかに書き込んだら、それが真実になるんだ」というような脅しを受けることもあるんですよ、どこのだれかわからん人に、電話かかってきてですね。そういうことであれが犯罪だという意識が非常に希薄だと思うんですが、逆に、こういう余る——余る予算という言い方は悪いですけど、そこを、対策推進ならばPRであるとか、抑止のいわゆる講習会もしくはポスターやテレビCMみたいなものに使うことはできなかったのか、そういう検討がなされなかったのかをちょっとお聞かせください。

○柄本生活安全部長 今の御質問にお答えします。

サイバー犯罪対策推進事業としまして18年度の予算額が180万6,000円のところを決算額が86万8,000円ということで、93万8,000円という残額が残っております。この事業費の内訳を簡単にお話いたしますと、1つ目がサイバー犯罪解析委託料というのが85万あります。それからネットワークセキュリティー研修委託料というのがございます。3つ目にサイバー犯罪捜査用

のパソコンの貸借料、その他図書の購入などを含めまして180万6,000円という予算を組んでおりましたけれども、この中の一番の比率を占めますサイバー犯罪解析委託料というのが執行してないというような状況であります。これは何かと申しますと、これは不正アクセス事件が発生いたしまして、例えば、いろんな事業所等で不正アクセス事件が発生しまして、公安委員会に援助要請を求めることができるようになっております。これは不正アクセス禁止法で都道府県公安委員会に援助をその事業所が要求することができるということになっておりますが、公安委員会が、いわゆる警察のほうはその不正アクセス違反事件の解析を行う上で、警察の能力を超えてその解析は難しい場合に、特定の業者なりほかの機関に、この解析を依頼するための解析委託料でございまして、これを18年度中は全く使っていないという状況であります。例えば、一時期県議会のほうのホームページが改ざんされたという事案がありましたけど、ああいうような大規模なやつがあった場合に、その事業所なり機関・団体のほうが公安委員会のほうに、その援助の要請をするわけではありますが、その場合、警察の方で捜査を進めますが、その中で解析が、コンピューターの解析だけじゃなくて、回線だとかいろんな細かい技術的な部分になると、警察の能力を超える部分が出てくるわけですね。その部分で委託をするという名目の85万円でありまして、それをこの年使っていないということで、ほかの名目にはこの部分は使えないものですから、そのまま残ったという状況であります。以上でございます。

○西村委員 今のお話を受けまして、どうしても対行政とか企業としても、ある程度大きな企業に対してそういうサイバーテロみたいなのが

あった場合の対策費が余ったという考えですね。解析費が余ったということは。それとは別にまた、いわゆる被害者が個人に及ぶケースというのが非常に多くなっていると思うんですけど、まだこれを来年度に反映させていくなれば、ぜひ、先ほど私が申し上げたような対策費というものを別枠といいますか、組んでいってもらって、非常に悪質になってきておりますので、そのあたりはよろしくをお願いします。

○柄本生活安全部長 わかりました。

○井上委員 今のサイバー犯罪の関係については、本当は総括質疑の中で取り組もうかなと思うぐらいあった内容なんですけど、これは今、西村委員は今後どう取り組んでいくか、また新年度予算にどう盛り込んでいくかということを変重要だということで指摘があったわけですが、やっぱり専門員をきちんとつくり上げていくということが大事だと思うんですね、警察の内部的にもですね。それについてはどのようなお考えで実行してこられたのか、余り人数もふえてないし、その研修というのも余りされてないような状況になっていますけど、それはどうなんですか。

○柄本生活安全部長 サイバー犯罪対策推進事業、18年度につきましては金額的には180万というふうに少ないんですけども、その中で66万2,000円をこのネットワークセキュリティ研修委託料ということで、これは捜査員の研修に当てております。このようにサイバー犯罪の手段手法が多岐にわたっていろいろ高度な専門知識を要求される中にありまして、捜査員の技術能力というのはなかなか追いつけない部分がありまして、この前、御報告いたしましたように、今、技能指導官を生活安全企画課に置いて、体制も強化してやっているところなんですけれど

も、こういう警察学校等に集めて、専門家を招いての研修だとか、それから、いろんなサイバー犯罪に関する研修等を定期的実施して、県下の担当の警察官の能力向上を図っているところでもあります。今後もこの捜査員の能力向上については、最大の努力をしていかなければならないと私自信も思っておりますので、今後とも、その方面の研修にはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井上委員 サイバー捜査官研修受講者数、累計で7人になっていますが、この7人というのは内訳はどうなっているんですか。7人現実にいるということですか。累計となっているので同じ何人かの人が重なっているということですか。

○柄本生活安全部長 これはですね。この人数が3、5、7、7、7となっている人数の部分ですけれども、これは数は少ないものの、警察庁主催の講習とか、一般企業の講習に参加してレベルアップを図っておりますのでダブっております。例えば、一人の人間が何回もいろんな講習に行っているという状況であります。

○井上委員 実数は……。

○黒木生活安全企画課長 サイバー犯罪捜査については、非常に技術的とかいろんな知識面で警察の知識だけでは足りない部分がありますので、そのための捜査官の養成をしているわけなんですけど、このサイバー捜査官研修受講者数というのは累計でありまして、平成18年現在で7人おるということでございます。

サイバー捜査官研修受講者というのは、これは県の予算等ではありませんで、警察大学校に入校いたしましたして、そして警察大学校が委託したそういうIT関連業者の専門業者のところに行って専門的な知識を得るということで、こう

いうサイバー犯罪捜査官、そういうのを育てまして、生活安全企画課にはサイバー犯罪対策室というのがありますが、サイバー犯罪対策室において、この専門官等の知識を利用して実践のサイバー犯罪捜査の支援をしているところでございます。

ネットワークセキュリティ研修受講者累計といいますのは、平成14年までに50名受講させたんですが、平成15年に24名受講させまして、74名と、こういうことで累計135名がこの講習を受講しているという状況でございます。

○井上委員 そのとおりだと思います。だから、この捜査官は実質何人いらっしゃるかということですよ。

○黒木生活安全企画課長 7名でございます。

○井上委員 これは累計となっているけど、実質7名はきちっといるということですね。

○黒木生活安全企画課長 はい。

○井上委員 わかりました。

ぜひ、捜査官もふやしていただきたいということもありますし、それと、これから、西村委員からも出ましたように、予測ができないような犯罪になっていく可能性というのはすごく高いんですね。ですから、その問題も含めてネットワークセキュリティの研修というのもやはり受講者数というのはふやしていく必要というのもあるでしょうし、どういうところの研修を受けたときが一番有効なのかというのがなかなか難しいところもあると思いますけれども、その辺の研修をずっと行っていただきたいというふうには思っています。ぜひ、次のときには予算使い切るぐらいの勢いでやっていただけるといいんですけど、その解析にしか予算が使えないというのは非常に残念に思いますが、ぜひ、そこは使っていただければと思います。

警察施設費のことなんですけど、こちらのほうですね。5ページですけども、今ずっと審査しているといつも予算を縦で切っているものですから、それ以上に使うことができない。別に残したからといって使うことができないという、ここに非常な皆さん方の悩みもあるというふうに思うんですが、ちょっと細かく聞かせていただきたいのは、各交番というのは、古くなっていて、建てかえを順次していこうというふうにされているけれども、なかなか思ったようには進んでいかない。予算額というのがとれないだろうというふうに私も思います。先ほど宮原委員からもあったとおりで、今年度は4カ所しかできなかったということなんですけど、既成の交番が古くなっていることは事実であって、修繕費とかというのは、大体、今回何カ所修繕されて、どのくらいの金額を使われたんでしょうか。

○中原会計課長 今の委員の御指摘でございますけれども、県内、交番、駐在所が173施設ございます。老朽化した施設で既に耐久年数を経過しえおる交番、駐在所が18年度末で23施設でございます。今後10年間で耐用年数を超過していく施設がさらに2～3生じることから、毎年4施設ぐらいをめどに建てかえをしていきたいと考えております。

修繕につきましては、今、調べておりますので、何箇所か幾らぐらいの金が入ったかということにつきましては、後でお答えしたいと思います。

○井上委員 多分古い交番が多いので、要望というのは非常に高いと思うんですよね。ただ、その要望どおりにしてあげることができないという悩みをお持ちだろうというふうに思うんですが、できるだけ交番にいらっしゃる方々が、

快適にという言い方はちょっとあれなんでしょうけれども、快適に暮らしていただけるような状況をつくり上げるという点では修繕費というのをきちんと確保するというか、それはあっているのではないかと、せっかくのあれですけれども、入札残とかがあった場合、そういう残をそっちに振り向けることはできないか、そのあたりも財政当局との議論というのはされるべきではないかというふうには思うんですが、そのあたりについてはどうのお考えでしょうか。

○橋本警務部長 確かに随分古い交番がある中で、新しく建てかえるのもさはさりながら、今の施設をうまく維持更新しながら有効に使っていくということも重要だと考えております。ちなみに、平成18年度におきましては、庁舎の維持管理修繕料というものは予算ベースでは5,958万2,000円を計上していましたが、決算額は6,055万8,225円ということで、予算よりも多く修繕料をかけてやって、若干でございますけれども、97万ほどですけれども、そういう形で多くやっておるということでございまして、いろんな形で（目）と（目）の間の移動とかはそれぞれ財政当局の承認等も、たしか手続があったと思いますけれども、そういったこともあるので、そういった理解を得ながら進めていきますが、例えば、庁舎修繕料のほかにもいろいろ使える予算はなるべくうまく使いながら、必要な修繕については、このように対応しているという状況でございます。

○井上委員 できるだけ交番の方々の住みよい環境というのをぜひお願いしたいと思います。これも6,055万使われたとしても、それでもまだまだ100%ではないんでしょうけれども、ぜひ、工夫をお願いをして、できるだけ100%満たしてあげられるような努力をお願いしたいと思います。

す。

それと、18年度の当初予算のころに審議されたと思うんですけども、私どもは、委員会で日向の霊安室を見せていただいたんですけども、この霊安室の整備事業というのは、予定どおりといたしますか、今まで警察署ごとにこれぐらいは欲しいと言われているのに、今、整備はこれぐらいだというふうな、現実どのような状況になっているのかを教えてくださいたいと思います。

○中原会計課長 霊安室につきましては県下13署、18年度ですべて整備しております。以上でございます。

○井上委員 ということは、もう安心、当初予算で審議されたときのことについては終了しているというふうに理解してよろしいんですね。

○中原会計課長 そのとおりでございます。

先ほどの回答を待っていた分についてちょっと回答させていただきます。

1つが宮原委員からの交番、駐在所の関係でございますけれども、4カ所昨年整備いたしましたして、都城の西岳駐在所、それから小林警察署の三ヶ野山駐在所、日向警察署の日向市駅前交番、それと椎葉駐在所ということでございます。駐在所等の形式によっても若干額は違うんですが、大体駐在所で2,500万前後の予算を組んでおります。日向市駅前交番につきましては、10年間のリース交番としておりまして、民間企業が建ててくれたやつを10年間借りて、その後、所有権がこちらに来るというようなケースでございますけれども、大体、落札率といたしまして80%から88%ぐらいで落札をしております。

それともう一点、よろしいでしょうか。先ほど委託先のことがありましたので、もう一回整

理してお答えをさせていただきます。先ほども申し上げましたけれども、交通安全指導員の委託先、これは交通安全協会、それから道路使用許可調査委託、これも県の交通安全協会、それから自動車保管場所につきましては、先ほど申し上げましたように、県の自家用自動車協会、それから風俗営業管理者等講習委託、これは県の防犯協会連合会、それから事業所暴力団等排除責任者講習、これの委託先は県の暴力追放センター、それから犯罪被害者支援団体への業務委託でございますけれども、これは当然犯罪被害者支援センターでございます。それとこのほかに、科学捜査力確保のための鑑定機器の管理等がありますけれども、これと交通安全施設の維持管理、これにつきましては民間の企業でございます。具体的に申しますと、交通安全施設の維持管理は信号機の球かえだとか、交通信号機の感知機の点検だとか、そういうものでございますので、専門の民間業者に委託をしております。以上でございます。

○太田主査 それでは、時間がまいりましたので暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時16分再開

○太田主査 それでは、委員会を再開いたします。

委員の皆様、また質疑がありましたらどうぞ。

○井上委員 それでは、主要施策の成果に関する報告書のほうに移らせていただきたいと思います。

451ページに不良行為少年の補導となっていて、1万779人になっていきますけど、これは同じ子がということも考えられるので、実数というのは何人ぐらいなんですか。

○柄本生活安全部長 1万779人という人数は、これは延べ人数でございます、個別的に何人かというのはちょっと統計上は出てないんですけれども。

○太田主査 実人員はこれよりか少ないということですね。

○柄本生活安全部長 そうですね。

○井上委員 これは、施策の成果の指標のところの数値目標というのがあるんですが、非行防止等教室の開催回数というのが、目標値から15回減っていて、昨年度より18回ぐらい減っているんですけど、この実績が減った理由というのは何か特別な理由でもあるんでしょうか。

○柄本生活安全部長 この非行防止教室につきましては、少年の非行防止を主たる目的として、各学校と連携しながらこれまで実施をしております。18年中の詳細につきましては、小学校が41回、中学校が85回、そして高校が42回など171回にわたりやっているんですけれども、このほか小学校、中学校、高等学校などを訪問して、講習会等を250回以上実施いたしております。その機会を通じて、児童生徒などに対する非行犯罪防止に関する指導啓発活動を行ってまいりまして、実績値としては、少年非行防止教室を主目的とした非行防止教室の開催回数だけの計上となっておりますので、目標値が未達成ということになったものでありますけれども、この講習会といいますのは、子供の安全を守るための不審者撃退実践塾とか、そういうものを259回このほかに実施いたしております。したがって、少年非行防止目的の教室の回数はこの年は若干減っておりますけれども、ほかの部分で補っておりますので、数字上は減っておりますけれども、中身としては、十分やったというふうにこちらのほうとしては考えております。以上

であります。

○井上委員 地域の皆さんも参加ができて、先ほど言われた259回は多分そのようなものなんでしょうけれども、できるだけ地域で子供を育てるという感覚というんですかね、そういう情勢、一方では、子供たちに啓発するというのと、もう一つは、地域がそれを防止していくという力を持てるような講習というのをやっていただけたらというふうに思っています。これは期待をしていますので、いろんな形で警察が出前で何かをやっていただけるということは、非常に子供たちにとっても影響力のあることですので、ぜひ、これについては、もっと予算といいますか、そういうものもかけて健全な人間形成ができていくような状況というのを、できるだけ努力をいただきたいというふうに思っています。

それで、次ですけれども、先ほどサイバー犯罪のことについても、確かに皆さん方にちょっとお聞きしたところですけども、一方で、もう一つちょっと私が懸念しますのにDVの関係なんですけれども、その相談件数というのは、今どのくらいに上っているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○柄本生活安全部長 DV、ストーカーに関する相談での質問でございますけれども、これは相談件数は、法が施行されて以来、平成13年以降平成15年がピークで減少傾向にありましたけど、18年はまた過去最高の214件というふうに前年比プラス73件と増えております。内容的にはやはり配偶者からの暴力、言葉によるものとか、そういうものが主たる内容と言われまして、そういうものが警察のほうに相談として持ち込まれている状況でございます。以上であります。

○井上委員 地域生活部のほうの所轄である女性相談所とか男女共同参画センターとの関係と

どうか、そういうものについてはどのように対処されているのでしょうか。

○柄本生活安全部長 関係の男女共同参画課だとか、それと婦人相談所とは十分連携はとっておりますし、それと事件的に警察がどうしても出らないかん部分とかございますので、それについては、お互いに連絡が十分とれていると思っております。

ただ、相談の段階では、それぞれのところで保秘というか、そういう部分もありまして、警察に言ってほしくないという方もおられますし、そういうところで必要な部分についてはしっかりと連携をとっているというふうにこちらのほうは考えております。

○井上委員 警察ざたにしたくないという感じでいられる方と、直接交番に駆け込まれる方と、何というんですかね、危害を加えられた場合に、DVでもけがをした場合、交番に駆け込まれる例というのは非常に少なくないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○柄本生活安全部長 統計的に出していませんけれども、交番に相談に来られるというか、飛び込んでこられる方というのは、急に危害が迫っているような状況の場合とか、それは当然110番というのもありますけれども、そのほか、交番に相談に訪れられる方もおられますし、それから安全相談室のほうに相談に来られる方もございます。

○井上委員 実数としては把握はされていないことですよ、その種別については。

○柄本生活安全部長 交番、それから生活安全相談室に来られた部分の数は把握してありませんが、主に警察の安全相談室のほうに相談に来られる方のほうがやはり多いというふうに認識しております。

○井上委員 交番相談員の配置なんですけれども、交番の数は全部で173で、交番相談員の配置は42ですけれども、この42人も徐々にふえていって、本当にこれはいいことだなと思うんですけども、この42人はこれで十分なのかどうか、それについてちょっと……。

○柄本生活安全部長 交番相談員の数につきましては、平成18年度は42名になっておりまして、平成19年度に5名増員していただいて、現在47名の配置となっております。ただ、私どもとしましては、19年度に5名が認められたものの、現在11警察署の40交番に47名の配置をいたしております。交番数が県下で60カ所でございます。この60カ所の交番にぜひとも全部配置したいんですけれども、今のところは47名をこの42交番に配置している状態でございます。

ただ、この交番相談員といいますのは、非常勤職員でございますので、一月に20日間、そして一日6時間の勤務しかできないという、そういう勤務形態でございますので、私どもとしては、2つの交番に3名を配置して、その間隙が生じないようにということ、それから取り扱い事案とかそういうものから優先して、空き交番にならないように、この交番相談員を現在は運用しているところであります。

ただ、我々のほうとしては、今後ともこの交番相談員につきましては、ぜひとも、この60交番の中で2交番に3名ずつを配置して、合計81名ぐらいまでは欲しいというふうに考えておりまして、5カ年計画で毎年7名ぐらいずつの増員をぜひともお願いしたいというふうに考えているところであります。

○井上委員 先ほどちょっと言いましたように、警察というのが県民の安心を守ってもらえるという、そういう何でも相談みたいになっている

ところに問題もあるかもしれませんが、最初に飛び込むには本当に必要な場所なんですよ。それで、できるだけその空きがないというか、行ったときに必ずだれかがいて、話をまず聞いてもらえると、「警察24時」見ていると、どんな人でも来ているわけで、あれを見ている限り、交番というのは、本当に人間模様みたいなところだなみたいなのところがあるんですけれども、やっぱりこれについては、本当に必要なものについては必要であるということを財政当局にもきちんと言うということがすごく大事ではないかなというふうに思うんですよ。

先ほどDVの問題も、これからまた隠れたところでということは多分多くなってくる可能性もあるし、今、若い子供たちが何かDVについての感覚というのが非常に鈍ってきているところもあるわけですね。デートDVと言われるぐらい、それについても非常に問題が出てきているというのもあるので、将来的にわたって警察が本当に多くの人たちにおいでと、いらっしやいと、いつでも何でも相談してくださいと言える体制が本来はあったほうがいいのではないかと。交番が非常に減っているような印象というのがすごくあるわけですよ。ですから、そういう意味では、せっかくある交番は空きをつくらないというような思いで、財政当局にも要求すべきことについては要求していただくということをやっていただければと思うんですけど、そのあたりについてはいかがなんでしょうか。

○柄本生活安全部長 おっしゃるとおりでございます。先ほどのDVとか、DVに限らず、盗難の被害を受けた人、それから傷害だとか、暴行とかいろんなトラブルに巻き込まれた人が、第一番目に駆け込むのは交番でございます。今、携帯電話が普及したといいながらも、やはり携

帯電話で待っている間にまたやられるわけで、やっぱり逃げて駆け込むのは交番、駐在所ということで、地域安全センターとしても本当に重要なものであろうというふうに我々も認識しております。この空き交番対策の中で交番相談員を今、順次増員していただいておりますけれども、これはやっぱり県民の、いつも常時パトロールして警察官の姿を見せてほしいという要望と、それから交番に必ずだれかがいてほしいという、その2つの要望を満たすために運用されているものでありますけれども、警察としまして、交番相談員につきましても順次ぜひとも増員をお願いいたしまして、各交番のほうに、空き交番の時間帯ができないような工夫をぜひともしていきたくというふうに考えております。以上です。

○井上委員 それから交通安全のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、今、東京あたりでは自転車通勤を奨励されているわけではないけれども、健康の問題と、それから交通渋滞をどうかして、満員電車に乗らないで済むようにということで自転車通勤が非常にふえているということをこの前テレビでもちょっとやっておりましたが、宮崎あたりのようなところは本当に気持ちよく自転車で通勤したらいいだろうと思うんですけども、今度は自転車の人というのは、意外に自分の感覚で走るものですから、車から見ると自転車は危ない、自転車から見ると車は危ないというような関係になっていると思うんですけど、自転車の道路走行ですよ、そのことについての何というんですかね、周知、それと意外に携帯しながら乗っている人も見るし、それから今でもまだ2人乗りしている人も見るし、それに傘差して乗っている人も見るし、そういう問題についての安全

確保については、どのように取り組まれてきたのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○柄本交通部長 自転車安全利用についての御質問でございますけれども、御案内のとおり、自転車は原則車道を通行しなさいと、例外的に歩道を通行してよろしいという歩道通行可の標識のあるところ、これは歩道を通行してもいいですよということになっておりまして、以前の常任委員会の方に法改正について申し上げましたけれども、今度の法改正でそういった道路標識で指定された場合は歩道を通行してよろしいと、それから、児童・幼児の場合、あるいは車道が工事中とか、車道がどうしても通れないというときには歩道通行ができますよということで、来年の6月までに施行になることになっております。

それで、自転車乗りに対する安全教育ですけども、これが非常に今全国的にも問題になっておりまして、歩道を我が物顔で通行して歩行者と衝突するとか、そういう事故も県内でも発生をいたしております。中には、本県ではございませんけれども、死亡事故も発生しておるという状況でございます。それで、今後法改正はもちろんでございますけれども、自転車乗りに対する安全教育、これは高齢者対策とあわせて非常に大きな課題であるというふうに思っております。それで、特に高校生、中学生、こういった学生に対する安全教育、それからお年寄りに対する安全教育、これを中心に今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。それで、先ほどから出ております交通安全指導員、それから警察官ももちろんでございますけれども、いろんな機会をとらえまして、そういった法改正の周知徹底を図っていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

○井上委員 交通安全教室の開催というのは本当に努力をされていると思いますので、やっぱり中高生のところについても徹底的に出前でも一回は行っていただくような、そういう取り組みをお願いしておきたいと思います。

最後ですけれども、犯罪被害者の支援活動というのは、これは本当に大事だと思うんですけれども、マスコミからの被害とかいろんな意味での被害というのを多く受ける可能性というのは直接あるわけですけれども、今回、県民の意識啓発について市民プラザで開催されました被害者支援フォーラム「命のメッセージ展 in みやざき」、これについては成果が得られたとされていますが、具体的にどのような成果が得られたのかという点をお聞かせいただきたいと思えます。

○椎葉警務部参事官 お答えします。

目標値が18年66%になっておりますが、この目標値の設定というのは、17年が65で、ちょっと65、66にしたというのはあんまり根拠、よくわからないんですけれども、どうも16年の実績が64.3でしたので、それをもとに17年65、それから5カ年計画で21年69としたものだろうと思えます。それで、実績値の63.3なんですけれども、これにつきましては、県の総合政策本部が県民のアンケートをとって把握した数でございますが、これが63.3%で目標値の66%を達成してないということでありまして、現実にはやはりまだ県民に対する広報啓発活動が十分ではないんだらうという状況にあるということでありまして。

それで、今、御指摘の市民プラザにおいての被害者支援フォーラム「命のメッセージ展」でございますが、これは昨年10月に実施しております。ことしは12月1日に実施する予定であ

りますけれども、そのほかFMラジオ等を活用した広報活動であるとか、宮交バスに対する広報活動であるとか、そういう広報活動をして、要するに、県民に対して犯罪被害者支援に対する関心を持ってもらうという施策をした結果、17年からしますと、そこに書いてありますように、1.6ポイント増加しているということでございまして、そういう面においては、この犯罪被害者支援フォーラムを含めて効果があったんじゃないかなというふうに考えおります。

○井上委員 警察職員の指定被害者支援要員というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○椎葉警務部参事官 指定被害者支援要員の現状でございますけれども、現在、県下に178名、そのうち、52名が女性職員であります。これを指定しております。これは本年5月31日現在の数でございます。以上です。

○井上委員 この指定被害者支援要員の178人というのは、これで大体十分なのか、私も全体的イメージがちょっとつかめてないところもあるんですけど、これで大体いいぐらいの要員の数なんでしょうか。

○椎葉警務部参事官 178名で十分かどうかということの御質問でございますけれども、実を言いますと、この犯罪被害者に対する支援というのはこれだけじゃございませんで、当然、警務部にあります支援室、それから犯罪被害者支援センターもございまして、ここで連携してやっておりますので、現在の情勢でしたら、その体制が不十分であるというような状況にはありません。

○井上委員 その支援センターのボランティア支援員という方たちというのは、今現在大体どのぐらいの体制なんでしょうか。

○椎葉警務部参事官 18年度はボランティアの

支援要員として59名を支援センターのほうで確保しておりました。以上です。

○井上委員 結局、178名の方と、ボランティア支援の方と、センターの職員の方もいらっしゃると思うんですけども、それで大体宮崎の犯罪被害者の方たちの精神的、経済的な負担の軽減というのを賄っていくわけですけども、今後、見通しとして、これは広がるというお考えですか、それとも予算的にも含めてもそうですけれども、もっとここに予算をつぎ込まないといけないような状況なんですか。それともこれについては今の状況で十分だというふうにお考えでしょうか。

○橋本警務部長 警察としては、今、こういう形で取り組んできているところでございます。その一方で、犯罪被害者について言えば、犯罪被害者等基本法というものが平成17年にできておまして、その犯罪被害者等基本法の基本理念を言えば、警察単独の取り組みのみならず、国や地方公共団体が相互に連携をし、かつ総合的に支援をしていこうというのが今の動きでございます。ある県によっては犯罪被害者支援条例とか、そういったものをつくったり、もしくはある自治体においてはいわゆる警察ではない、知事部局のほうで犯罪被害者支援窓口とか相談窓口とか、こういったようなものをつくっている状況でございます。今、警察としては、できる限りの被害者支援対策というものを、要員の面、それから給付金といいますか、そういったものの面等々行っているところでございますけれども、今後、この分野での広がりを見せていくためには、警察の単独の取り組みのみならず、知事部局それから市町村レベル、こういったところを含めた総合的な取り組みが必要であろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○河野副主査 1点だけ、いいですかね。報告書の458ページなんですけど、自動車運転免許センター整備に関する基本構想なんですけど、これは民活・PFI方式をとられるわけなんですか。免許センターの改築、基本構想ですよ。

○中原会計課長 「宮崎県総合自動車運転免許センターの整備調査事業」でございますけれども、これはそこに書いてありますとおり、構想とすれば、警察共済組合の不動産投資事業というのを活用いたしまして、そこからお金を借りまして、そして建設していくということでございます。

民間活用といいますか、今、コンサルティング業者にコンサルティングをお願いをしておるところなんですけれども、要するに従来の県がつくる建物じゃなくて、民間が建てるわけございまして、非常に営繕単価を使わないという点やら、それから面積の算定あたりも専門家がコンサルティングの中でやっていきますので、非常に効率的に建つということでコストが従来の県の営繕単価を使った建物にすると、同規模のセンターを建てるにしても、相当額コストが縮減できるということでございます。PFIそのものではございませんけれども、そういう手法でございます。

○河野副主査 検討業務委託というのは、どういうところに委託されておられます……。業務委託は……。

○中原会計課長 具体的には民間の「みずほ総研」というコンサルティング業者でございます。

○河野副主査 設計業者……。

○中原会計課長 はい。

○河野副主査 大体、その建物は平成何年に予定されているんですか。

○**中原会計課長** これは財政当局との交渉もございませうけれども、今の私どもの予定では平成22年度から23年度にかけて建物が立ち上がるというふうを考えております。

○**野辺委員** 466ページですね、自動起動型信号機電源付加装置の、18年度5基というのはどこに設置されたんでしょうか。

○**柄本交通部長** この自動起動型の発電機でございませうけれども、18年度は宮崎市内に3基、それから延岡市内に2基、主要な交差点でございませうけれども、合計5基つけております。

○**野辺委員** 過去14年から始まって今までに20基ですかね、もちろん幹線道路だけだと思っておりますが、災害時の停電なんかのときには非常に有効だと思っておりますが、これはやっぱり今までに20基で、目標としては何基ぐらい必要だということを考えていらっしゃるんでしょうか。

○**柄本交通部長** この交通安全施設の災害対策事業でございませうけれども、これは平成8年度から継続でやってきておりまして、18年度までに自動起動型の発電機、これがトータルで82基、それからあと、可搬型、運搬のできる発電機ですね。これを42基、合計124基整備いたしております。ただ、県内の主要な交差点、ここに自動発電機が欲しいなというところは260ぐらいございませうので、それに対する割合が260の82ですので、まだ3割ぐらいでございませうけれども、これからは毎年度整備をしていきたいというふうに思っております。

○**野辺委員** もう一点だけちょっと教えてほしいんですが、暴走族のグループは何か解体できたみたいですが、まだ通報は261件あったということですが、何ですかね、暴走族取締り用装置ですが、これはどういうところにつけてあるんでしょうか。463ページ、スピー

ド取締りのあれと一緒にしているんでしょうかね、これ。ちょっと構わなければ教えてほしいんですけど。

○**柄本交通部長** 暴走族の壊滅作戦推進事業の中の機材でございませうけれども、執行額が785万となっておりますが、これはまず大みそかの日に県下一斉に初日の出暴走、県外から入ってくる連中を追い返すということでやっております。このときに投光機とかそういったものをリースで借りております。それから検問所の追跡車載用ビデオカメラですね、これは取り締まりの車につけております。それから車両の阻止マットですね、それから連写式のカメラですとか、そういったことで暴走族の壊滅作戦事業については予算を執行しておるところでございませう。

それから、レーダースピードメーター更新整備ということもございませうけれども、これももちろん暴走族の取り締まりにも活用するんですけども、これは一般的な速度違反取締りに主に使っておる機械でございませう。以上です。

○**野辺委員** ということは、暴走族のビデオ撮影というのは固定式ではないということではないんですかね。

○**柄本交通部長** 固定式の場合と、車外においたときには取り外して使うとか、ケース・バイ・ケースで臨機応変にやっております。車載式の固定といいますか、取りつけもできるんですが、それは追跡しながら自動的に写していくと、ビデオで撮っていくということもございませう。後で検挙する場合に非常に有効な証拠になってまいります。

○**井上委員** 性犯罪者ですよ、性犯罪者として検挙された人、この人を公表するというような状況にはなかなかないんでしょうか。事例がなければ……。

○相浦警察本部長 端的に申し上げますと、そういう予定は今ございません。ただ、治安対策のあり方として、欧米の先進国では性犯罪、特に未成年に対する性犯罪者に関してはもう社会防衛の観点で名前を公表して、社会的にウオッチしていこうじゃないかというような動きがあることについては承知しております。そうした動きが日本国あるいは宮崎県の中で、将来どういう形で具体化されてくるのかということについては、関心は持っておりますけれども、今のところ、そういうような仕組みもございませんし、当県で単独でそうしたこともできませんので、そのような考えでございます。

○井上委員 それは日本の警察の中では議論はなかなかされないものなんでしょうか。

○相浦警察本部長 警察だけの問題ではないので、当然関係機関、例えば法務行政ですね。出所者に関する具体的なプライバシーをどうするのかとかいうような問題もございますでしょうし、恐らく関係の有識者でしっかりとした議論がなされないとなかなか方向づけはできてこないのかなと思っておりますけれども。もちろん、非公式には恐らく将来の治安対策の方向性、ありようということで、特に諸外国で先行しておりますので、事務レベルとかで非公式にはいろんな議論が多分なされておるものだと思っておりますけど、まだ公式に、そういう制度を本格的に取り入れようということ、念頭に置いた形での議論はなされていないようでございます。

○井上委員 予算の中に云々ということで、先ほどの話もそうなんですけど、例えば、ストーカーの関係のこととか、なかなか事件として挙げるができない、そんな感じがするとか、予想されるという場合に、警察に相談に行った場合ですね、それを事件性があるというふうに

見ていただけるのか、見ていただけないのか、そのところ、非常に難しいところがあると思うんですね。先日、大学生の子がつかまわれているんだけどと大学側に相談をしたら、「一日待って、もう一回そういう事例があったときには警察に言おうね」と言っているときには、もう殺されてしまったというようなことが現実にあるわけですね。そういうことも含めて、そういう非常に微妙な問題に関してなんですけれども、それは相談がない限りはそのことを、事件性がない限りはなかなか表向きにされないということがあるんですけれども、そういう問題を、例えば小中高生も含めてそうですけれども、いろんな職場でもそうですけれども、そういうことについては「すぐ相談しなさいね」みたいな、そういう啓発みたいなものっていうのは警察のほうからはしてないんでしょうか。

○柄本生活安全部長 DVも含めまして、特にストーカーの場合ですね、委員がおっしゃいました啓発については、あらゆる機会を通じて実際に第一線の現場で行っております。

こういう相談が持ち込まれた場合の事実判断とかそういうものにつきましては、相談に来られまして、そして、その段階でどの程度のあれなのかというのは当然事情聞きますし、それから事件にならないから、ちょっと様子見ようというようなことも今はそういう方法はとりません。そういうつかまとう、本人が困っていること自体でやはりストーカーの事案を構成しているわけですね。ですから、本人に対する指導、アドバイス、それから被害届を出すなりするかどうかという部分ですね、それもちゃんと聴取しますし、それから、まだしばらくは私のほうとしては知っておってもらえばいいという方がいるんですけれども、そこで手を打ち切ると後

で何か起こったときにまた「警察は何もしてくれなかった」というような話も出てくることもありまして、警察としては、できる限りの、携帯電話を貸したり、ストーカーを防止するための方策とかいろんな指導、アドバイスをしておりまして、そして必要があればすぐこちらに連絡してくださいと。それから事件として検挙できる場合は当然ですけれども、この前ちょっとあった事例なんですけれども、本人からのメールですね、携帯電話のメールだけで逮捕した事例もあります。ですから、本人がやはり本当に自分が精神的に「危ない」と感じているのかどうかというのをしっかり警察が見極める必要があるんじゃないかというふうに考えております。

したがって、警察安全相談の相談処理法につきましては、必ず署長まで全部上がって、きちっと決裁ラインに乗せておりますので、もし、何かがあって、後で警察が何もしなかったというようなことがないように、署長までしっかりとその決裁ラインに乗せて目を通して、これについてはこういう手を打っとけということをやちゃんと指示しておりますので、今のところは問題ないというふうに、第一線の体制的には問題ないというふうに考えております。

したがって、そういう警察安全相談でもし来られた場合には、専門の相談員がしっかりと対応して、その見きわめと、それからいろんなアドバイス、それから必要によって、命令とか、警告を発したりいろんな手段がございますので、それを有効に活用して、そういう被害者が一人も出ないようにしっかりと警察としては対応したいと思っております。

特に、このDV、ストーカーについては、一番やはり第一線警察署では気を使っているところでありまして、酔っ払い同士のけんかでは

と殺人事件が発生したりとかいうのと違って、こういうのは予兆事案ととらえて、警察としては、神経をとがらせておりますので、第一線ではそのような体制でしっかりと今対応しているところでございます。以上であります。

○井上委員 ぜひ、よろしく願いしておきたいと思っております。

最後に本部長に、平成18年度の検挙率というのは、全国的に何位ぐらいになっているんでしょうか。

○相浦警察本部長 平成18年の当県の検挙率は47.2%でございます。済みません、私のうろ覚えで恐縮なんですけど、恐らく全国の同様の時期の同じデータは30数%だと思います。ですから、ちょっと順番はわかりませんが、検挙率だけ見ると当県はかなり高いほうで18年は推移していると思っております。

ただですね、これはちょっと私どもも統計というと非常に——なかなか単純に見てしまうと怖いところがございます、私ども、やっぱりまた来年、再来年に関しても同じなんですけど、単純に率がいいとか悪いとかというよりも、やはり悪い犯罪をきっちりつかまえるということが非常に重要でございますので、例えばこの中には、もちろん無視はできませんけれども、例えば、自転車が盗まれたとか、こういう問題もあるわけですね。そういうことに関してはもちろん努力はいたしますけれども——今、出してくれました。全国31.2%です。ですから、かなり当県はいいんですけれども、いずれにしても、その中身も非常に重要なんで……。それとあと、何といいますか、常習的な泥棒をつかまえますと、しばらくつかまえられてないと、多いと300件とか、そういうような件数がずっと余罪として出てくるんですね。ですから、それが

非常にうまくいくと、そのときだけあつとふえたりとか、そういう要素もありますので、あんまり細かいところで一喜一憂することなく、やっぱり本当に県民の方が不安を感じ取られる犯罪を中心に、重点指向しながら今後とも取り組んでいきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○宮原委員 456ページなんですけど、立てこもり事件等対応突入用装備資機材整備、県単になりますが、立てこもり事件というのが県内でもこのごろあっているんですかね。

○鬼束刑事部長 県内ではそういう大きな事件はあっておりませんが、例えば、日南でありましたように、自分の家に息子が立てこもるとか、ちょっと精神的におかしいということで閉じこもったというのがありますけれども、人質をとって立てこもったという事案は最近はありません。以上でございます。

○宮原委員 それに関連してですが、こういった機材を整備していくんですけど、これまで全くこういったものは整備されてなかったんですかね。

○鬼束刑事部長 これは、従前からそういう事件はあったわけですから、当然、整備してきているわけですがけれども、最近では銃器を使った事件とか、そういうものが全国的にふえてきつつあるということで、従来のそういう装備資機材では対応できないとか、あっても非常に老朽化して古くなっておるということで、今、いいのがどんどん出てきておりますし、軽くて丈夫な物とかですね、そういうものと切りかえながらやっておるということでありまして、従来からそういうのはあつて、最近、装備をやり直しておるという実態でございます。以上でございます。

○宮原委員 県単ですから、当然、国のほうがこういうことで補助をつけるからやりなさいということではなくて、これは県警として、こういうものも整備していこうということでの判断で、こういう事業が成り立っているんですよ。

○鬼束刑事部長 そういうことでありまして、特に防弾チョッキとか、防弾ヘルメットとか、そういうものについては、県で要求するものと、車両とかそういう大きいものについては、国からいろいろもらってやっているということでございます。以上でございます。

○太田主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、以上をもって警察本部を終了いたしますが、午前からの質疑の中でもありましたように、執行残とか、足りない分とかいうのもありますけれども、県民の安全を守る業務ですから、必要なところは大いに使ってもらってということの意味があつたらうと思いますので、正々堂々とやっていただきたいと思います。

それでは、執行部の皆様には大変御苦労様でした。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時15分再開

○太田主査 分科会を再会いたします。

教育委員会の審査は、明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、そのようにいたします。

午前10時の開会といたします。そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 何もないようですので、以上をもちまして本日の分科会を終わります。

午後 2 時15分散会

午前10時0分開会

出席委員（9人）

主	査	太	田	清	海
副	主	査	河	野	安
委	員	米	良	政	美
委	員	福	田	作	弥
委	員	野	辺	修	光
委	員	宮	原	義	久
委	員	西	村		賢
委	員	長	友	安	弘
委	員	井	上	紀	代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教	育	長	高	山	耕	吉
教	育	次	一	原	則	幸
(総	括				
)			寺	田	建	一
教	育	次	福	島	信	雄
(教育政策担当					
)			梅	原	誠	史
教	育	次	満	丸	洋	一
(教育振興担当					
)			靄	田	歳	明
総	務	課	飛	田		洋
長			白	川		智
政	策	企	有	馬	順	一
画	監		堀	野		誠
財	務	福	勢	井	史	人
利	課	長	得	能		剛
長			井	上		貴
学	校	政				
策						
課						
長						
学	校	支				
援						
監						
特	別	支				
援						
教	育	室				
長						
教	職	員				
課						
長						
生	涯	学				
習						
課						
長						
ス	ポ	ー				
ツ	ス	ポ				
ー	ー					
振	興	課				
長						
文	化	財				
課						
長						

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田	中	浩	輔
議事課主査	湯	地	正	仁

○太田主査 ただいまから分科会を再開いたします。

平成18年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成18年度決算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページと2ページをごらんください。見開きでお示しをいたしておりますが、総合長期計画に基づきます施策の体系表でございます。教育委員会では、一番左の列、二重線で囲んでおります「未来を拓く人が育つ社会」を初めといたします大きな3つの将来像に迫るため、その1つ右隣の列に枠で囲ってあります「子どもを生み、育てる環境をみんなで支える社会」から、一番下の「文化・スポーツを通じたうるおいのある生活を送ることができる社会」まで、7つの社会像を展開の柱といたしまして各種施策を推進したところでございます。とりわけ、上から2番目の「未来を拓く子どもが育つ社会」につきましては、その下に網かけの四角で囲んでおります「はばたけ！宮崎の子どもたち～教育県『みやざき』の創造～」を大きなスローガンといたしまして、本県の子供たちが将来の郷土宮崎や我が国を担い、さらには世界に羽ばたいていく人材として

育てるために、総合長期計画の諸施策の重点化を図り取り組んだところでございます。

それでは、主な新規・重点事業の取り組みにつきまして、3ページの資料を使いまして御説明を申し上げたいと思います。

「はばたけ！宮崎の子どもたち」につきましては、1の「子どもたちを取り巻く厳しい環境」や「学力、体力等の相対的な低下への懸念」など、本県教育の現状の分析・考察を踏まえまして、2の「重点的に取り組むべき課題」を洗い出しまして、3の網かけで示す施策を一体的・総合的に展開する戦略プロジェクトとしまして推進をいたしているところでございます。

3の二重丸、学校・家庭・地域社会が一体となった取組をごらんいただきたいと思います。知・徳・体の調和のとれた健やかな子供たちを育成するため、地域の子育て目標を設定し、その実現に向けた家庭、学校、地域社会の連携強化を図る地域教育システムづくりに努めたところでございます。

また、県民みんなで健やかな子供を育成するため、10月第3日曜日「家庭の日」から1週間を「みやざき子ども教育週間」と位置づけまして、オープンスクールや推進大会などの各種行事を集中的に展開いたしますとともに、「親子ふれあいカレンダー」の配布・活用によります家庭教育の充実に努めたところでございます。

さらに、地域に信頼される学校づくりをより一層推進するとともに、家庭や地域の教育力の向上を図るため、保護者や地域住民等の参画によります学校評価システムの確立に努めたところであります。

(1) 幼保小中高の連携による「知」「徳」「体」の一貫教育の推進をごらんください。中・高教育の一層の充実に図るため、中学校や高校の教

員の交流研修や合同授業研究会を実施するなど、中・高連携推進モデルに努めたところであります。また、本県の就学前の子供が、どこにいても質の高い教育・保育を受けられるように、就学前教育の指針となります「就学前教育すくすくプラン」を策定いたしますとともに、幼稚園・保育所・小学校の連携を推進するなど一貫教育の推進に努めたところであります。

次に、(2) 学力向上対策の推進をごらんください。中学生が「行ける学校」から「行きたい学校」を選択できるようにするとともに、各高校のさらなる魅力や特色づくりを推進するため、平成20年度からの普通科高校の通学区域の撤廃を決定し、その実施に向けまして中学生や保護者等への周知などに努めてきたところであります。

次に、生徒の勤労観、職業観を育成し、将来のスペシャリストとしての資質を養成するため、キャリアアップ推進校を指定し、高度な資格取得や、地域や企業等との連携によります生徒の専門力の育成に努めてきたところであります。

また、農業の担い手となります高校生を育成するため、学校、地域、関係機関が一体となりまして就農教育プログラムを策定いたしますとともに、就農希望の子供たちや保護者への学習会や視察研修などを実施したところであります。

さらに、生徒数が減少する中であって、特色ある学校や活力ある学校づくりを目指すため、南那珂地区の専門高校3校についての再編整備に努めてきたところであります。

次に、(3) の命を大切にする教育の推進をごらんください。読書活動を通じまして学力向上や豊かな心の育成を図るため、小学校に図書館先生を配置いたしますとともに、中学校に非常勤講師を配置いたしまして、司書教諭への支援

を行う学校における読書活動推進モデルに努めてきたところであります。

また、保護者や教師等に言えない悩みを抱える子供たちの声を直接聞くために、NPO法人を活用いたしまして、土日の民間ボランティアによります子供専用の電話相談窓口を開設したところであります。

さらに、児童に安全で安心な学校生活を送らせるようにするため、学校安全ボランティアでありますスクールガードの養成・研修を行うとともに、防犯の専門家でありますスクールガードリーダーによる巡回、警備等に努めてきたところでございます。

また、児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭の配置によります食育を推進いたしますとともに、地場産品を活用いたしました学校給食コンクールの実施などに努めてきたところであります。

次に、(4)の障がいのある子どもの教育の推進につきましては、養護学校が未整備であります西臼杵地区の障がいのある児童生徒の後期中等教育を充実させるため、高千穂高校に養護学校の分校の設置に努めたところであります。また、養護学校スクールバスの計画的な整備や、小中学校の通常の学級に在籍をいたします学習障がい等のある児童生徒を支援するため非常勤講師を配置するなど、特別支援教育の推進・充実を図ってきたところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。平成18年度決算事項別明細説明資料総括表であります。

まず、一般会計決算についてであります。網かけをいたしております一般会計の計の欄をごらんください。予算額1,134億6,747万7,000円、支出済額1,132億9,747万3,773円、不用額1

億7,000万3,227円、執行率99.9%であります。なお、不用額の主なものにつきましては、教職員の人件費であります。

次に、特別会計決算であります。表の一番右側、備考欄にありますように、特別会計は宮崎県立学校実習事業特別会計でございます。下から2段目の網かけの行、特別会計の計の欄をごらんください。予算額2億645万9,000円、支出済額1億7,748万6,180円、不用額2,897万2,820円、執行率86%であります。

最後に、資料の36ページをお開きください。監査結果報告書におきます指摘事項等を記載いたしております。これらの指摘事項等につきましては直ちに改善を図ったところであります。

なお、南那珂教育事務所ほか4つの機関におきまして、不適正な事務処理についての指摘があり、(4)に指摘事項を記載いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

また、お手元の別冊となっております、平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書におきまして、2件の意見・留意事項等がありましたので、これにつきましては後ほど担当課長から説明を申し上げます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、引き続き関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○梅原総務課長 総務課について説明させていただきます。

資料は、同じ決算特別委員会資料、総務課のインデックスのところ、6ページをお開きください。表の一番上、(款)教育費の欄であります。平成18年度総務課の一般会計予算額32億7,606万2,000円、支出済額32億7,265万3,390円、不用額340万8,610円、執行率99.9%となっ

ております。

このうち、(目)の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明を申し上げます。

ページの中ほどにございます(目)事務局費、不用額が205万4,707円となっております。この不用額の主なものは、職員手当等の執行残によるものであります。

なお、(目)の執行率で90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の総務課のインデックスのところをお開きください。401ページでございます。まず、小中連携推進事業についてであります。本事業におきましては、149校の推進拠点校におきまして、小中学校9年間を一くくりといたしました読み・書き・計算、コミュニケーション能力等についての到達目標を設定いたしまして、その達成に向けて小中学校合同研究会等の計画的な実施や、系統性・一貫性のある指導を行うことにより、児童生徒に対する基礎学力等の確実な定着を進めてきたところでございます。今後は、家庭での学習について家庭との連携をさらに充実させながら取り組むとともに、推進拠点校の取り組みの成果を全県的に広げていく必要があると考えております。

次に、402ページをお開きください。まず、表の一番上の新規事業、地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」実践モデル事業であります。学校、家庭、地域社会が連携して子どもを育てる枠組みであります。地域システムづくりを行いますため、県内7つの市町を実践モデル地域に指定いたしまして、市町村教育委員会や関係団体と連携を図りながら地域教育推進プロジェ

クト会議を設置しまして、地域の教育機能の充実向上を図るためのさまざまな活動、例えば学校内外の環境美化とか読み聞かせ活動、体験活動、あるいは登下校時の見守り活動など、さまざまな活動を展開したところでございます。

次に、その下、新規事業、「みやざき子ども教育週間」推進事業であります。10月第3日曜日「家庭の日」からの1週間をみやざき子ども教育週間と定めまして、「みやざき子ども教育週間」推進大会、あるいは県内各地でのオープンスクールを実施いたしました。また、年度当初には、親子ふれあいカレンダーを配布いたしまして、県民が子供の教育について考える機会を提供するための取り組みを実施したところであります。今後は、これらの事業によりまして、すべての県民が子供の健全な育成に努める機運をさらに高める必要があると考えております。

次に、表の一番下、新規事業、共に子どもを育む学校評価推進事業であります。本事業では、家庭や地域の協力を得ながら、学校改善を図る学校評価の基本となります。共に子どもを育む「学校評価ガイドライン」を作成いたしますとともに、小中・県立学校155校の推進モデル校においてその試行に取り組んだところであります。今後とも、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指しまして、学校が行う自己評価に加え、保護者や地域住民による外部評価の実施など、保護者や地域住民が参画する学校評価システムの一層の推進が必要であると考えております。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。以上であります。

○鶴田財務福利課長 財務福利課分について御説明を申し上げます。

平成18年度決算特別委員会資料の4ページを

お聞き願いたいと思います。財務福利課の一般会計につきましては、予算額73億8,647万8,000円に対しまして、支出済額は73億3,478万8,055円、不用額は5,168万9,945円となっております、執行率は99.3%でございます。

次に、下のほうを見ていただきまして、特別会計の欄をごらん願いたいと思います。県立学校実習事業特別会計でございます。予算額2億645万9,000円に対しまして、支出済額は1億7,748万6,180円、不用額は2,897万2,820円で、執行率86%でございます。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

財務福利課のインデックスがあります8ページをお聞き願いたいと思います。まず、4行目の(目)事務局費の不用額が1,361万9,218円となっております。この主なものとしたしましては、耐震対策事業の工事費の入札残や育英事業における休学者、退学者による貸付金の執行残などでございます。

9ページをお願いいたします。一番上の教職員人事費の不用額が1,298万6,181円となっております。これは、教職員互助会への補助金交付額の確定に伴う執行残でございます。

10ページをごらんください。2行目の高等学校管理費の不用額が691万38円となっております。これは、海洋高校実習船であります進洋丸の船体保険料が、無事故であったために、更新時に役務費が安くなったものによるものでございます。

13ページをお願いします。文教施設災害復旧費の不用額が1,493万553円、執行率が86.6%となっております。これは、宮崎市田野町にございますライフル射撃競技場の台風災害に伴う災

害復旧工事等の執行残によるものでございます。

14ページをごらんください。先ほど出てきました特会でございますが、農業高校7校の農業実習に係る特別会計の高等学校管理費の不用額が2,897万2,820円で、執行率が86%となっております。この不用額の主なものとしたしましては、農薬や肥料、さらには家畜の飼料などの需用費、食品加工用の原材料費などにおきまして節約に努めた結果によるものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたしたいと思います。

お手元の主要施策の成果に関する報告書をお願いしたいと思います。ページで申しますと404ページの財務福利課のところをお聞き願いたいと思います。まず、表の中の教育のIT化についてでございます。この事業は、情報化に対応するため、県立学校にパソコンやソフトウェアの整備を行うものであります。昨年度は、リースによりパソコンを14校に587台導入いたしました。また、ソフトウェアは27校に整備いたしたところでございます。今後とも、情報化の推進に向け計画的な整備に努めてまいりたいと存じます。

405ページをごらんください。養護学校スクールバス整備事業でございます。平成18年度は清武養護学校に、児童生徒の送迎に伴う保護者の負担を軽減するために、リフト付きのスクールバスを3台導入いたしました。宮崎市倉岡地区、櫛地区、佐土原町那珂地区から学校までの3路線で運行いたしておるところでございます。

406ページをお聞き願いたいと思います。中ほどの県立学校耐震対策事業についてでございます。耐震対策は、昭和56年以前に建設された非木造の校舎のうち、2階建て以上または床面積が200平米を超える建物の耐震診断を行いました。

て、その診断結果に基づき補強工事を行うもの
でございます。平成18年度は、耐震診断を48校
の232棟で、耐震設計を7校の8棟で、また、耐
震補強工事を6校の8棟で実施いたしました。
この結果、県立学校につきましては平成18年度
で対象建築物の耐震診断がすべて終了いたしま
した。したがって、今後は、この診断結果
に基づきまして緊急度、優先度などを考慮しな
がら計画的に補強工事に取り組んでまいりたい
と存じます。

407ページをごらんください。上から2番目の
育英資金貸与事業についてでございます。この
事業は、向学心に富み、すぐれた素質を有する
生徒で、経済的理由により修学が困難な者に貸
与するものでございます。昨年度は一般とへき
地を合わせまして2,950人に10億円余の育英資金
を貸与したところでございます。御案内のとおり
、育英資金の返還金は次の世代の原資になる
ことから、関係機関とも連携いたしましてこれ
まで以上に返還指導を強化してまいりたいと考
えておるところでございます。

最後の説明になります。お手元の平成18年度
宮崎県歳入歳出決算審査意見書の冊子をお願い
したいと思います。7ページをお開き願いたい
と思います。下のほうにございます(2)その
他の収入の確保についてであります。2行目に
「奨学資金貸付金等に係る過年度収入を主とす
る諸収入をはじめ……収入未済の解消と新たな
発生防止に努める必要がある」、こういう御意見
をいただいているところでございます。育英資
金につきましては、これまで返還促進取扱要領
に基づきまして、本人及び連帯保証人に対し、
電話や文書はもちろんでございますけれども、
家庭訪問等を行い返還指導を行っております。
特に平成18年度につきましては、返還業務に従

事する債権管理人を1名増員いたしまして返還
指導を強化いたしております。また、10月と2
月には本人に、どういう返還状況になっている
かという返還状況通知書を送付するとともに、
災害や病気によって返還が困難になった場合の
返還猶予につきましても同時に案内を行って
いるところでございます。これらの結果といたし
まして、平成18年度の育英資金における滞納額
は、対前年度と比較いたしまして約490万円の改
善が図られたところでございます。

また、新たな発生防止対策といたしましては、
本年度より、育英資金の募集段階から、私ども
が直接学校訪問いたしまして校長先生や奨学金
担当職員に制度の趣旨を説明いたしまして、生
徒に返還の必要性、重要性についての周知徹底
を図っているところでございます。今後とも収
入未済額の解消につきましては一層努力してま
いりたいと存じます。

財務福利課からは以上でございます。

○飛田学校政策課長 学校政策課分について説
明をさせていただきます。

まず、お手元の決算特別委員会資料、薄いほ
うの冊子ですが、学校政策課のインデックスの
ところ、16ページをお開きください。一番上の
教育費の欄でございますが、学校政策課の予算
額は11億2,221万6,000円、支出済額11億630
万5,848円、不用額1,591万152円、執行率98.6%
となっております。

このうち、(目)の執行残が100万円以上のも
のについて説明させていただきます。

中ほどより少し下、(目)教育指導費の不用額
が597万9,113円となっております。不用額の主
なもの、下から4段目、報償費とその下の旅
費であります。右端の欄に事業名を掲げてお
ります。下から3番目のハイスクール学力アッ

ブ総合推進事業における学力向上支援教員の活動旅費や、次の17ページになりますが、右端の欄の下から2段目にあります、初任者研修における後補充の非常勤講師報酬や旅費、その他各事業における講師謝金や旅費の執行残であります。

次に、20ページをお願いいたします。(目)保健体育総務費の不用額が785万1,252円となっております。主な不用額は、一番下の負担金・補助及び交付金であります。これは、財団法人日本スポーツ振興センターが県を通して支払う、県立学校での児童生徒の事故に伴う医療給付金等でございます。その医療給付金等が見込みを下回ったことによる残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものについては、該当はありません。

次に、主要施策の成果についてであります。主な事業について御報告をさせていただきます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、学校政策課のインデックスのあるところをお開きください。410ページでございます。まず、表の一番上、新規事業、宮崎の就学前教育推進事業であります。本県の就学前の子供たちが、どこにいても質の高い教育・保育が受けられるように、人間形成の基礎を培う時期でございますので、就学前教育の充実を図るとともに、併せて教員、保育士の資質及び専門性の向上を図るために、学校政策課、生涯学習課、福祉保健部の児童家庭課、地域生活部の生活・文化課が連携し、宮崎の就学前教育の指針となる「宮崎の就学前教育すくすくプラン」を策定したところであります。また、今後の就学前教育のあり方についてのシンポジウムを開催し、就学前教育の重要性について啓発を図ったところであります。あわせて、幼保小連携推進モデル校として小学校3

校を指定し、地元の保育園や幼稚園との交流や、相互の授業参観、合同研修会を実施したところでもあります。今後は、このプランの具体化に向けた取り組みを充実させていきたいと考えております。

次に、411ページをごらんください。表の2番目の自己指導能力育成充実事業であります。いじめや不登校、問題行動等は深刻な社会問題であり、その問題解決のためには、児童生徒が日常生活の中でどのように行動することが適切であるかを自分自身で判断し実行できる能力、言うならば自己指導能力を高める必要がございます。そこで、校内の指導体制の充実を図るために、中学校にスクールカウンセラーやスクールアシスタント、小学校にスクールカウンセラーや子どもと親の相談員を配置するなどにより、児童生徒等のカウンセリングや教育相談を実施いたしました。また、不登校児童生徒の学校復帰支援を行う適応指導教室が設置されていますが、その適応指導教室間の連絡を深めネットワークを構築するため、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業を14市町村に委託したところです。これらの事業実施により、子供たちの悩み等の早期発見、早期対応が図られる相談体制づくりや、家庭、地域における連携の推進に努めたところでございます。

次に、413ページをお開きください。表の一番上、小・中学校学力向上推進事業でございます。小中学校それぞれの学校段階において基礎基本となる学力をしっかりと身につけさせるためには、それぞれの学校段階で学力等の状況を総合的かつきめ細かに把握・分析し、その結果を学校や教育委員会が的確に学力向上対策に生かすことが極めて重要であると考えております。そこで、全国的に見た学力調査を小学校5年生、

中学校2年生全員に実施し、その結果をもとに各学校が指導方法の改善を図るとともに、各教育事務所単位に教員の指導力を高める授業研究会を実施するなど、児童生徒の学力向上に総合的に取り組んだところであります。

次に、416ページをお開きください。表の2番目、高校生就職支援体制緊急充実事業であります。高校生の就職環境は依然として厳しく、特に県内求人につきましては、求人数が少ないことに加え、生徒が希望する職種が少ないという現状がございます。そこで、学校に企業での勤務経験のある就職支援アドバイザーを配置し、その知識・経験を求人活動、教育活動等に活用し、新規高等学校等卒業生の就職促進を図ったところであります。就職支援アドバイザーの積極的な職場開拓等によって、今まで求人のなかった企業から求人をいただくなど、ことし3月の卒業生の就職決定率は、昨年と同様でございますが、96.5%と過去最高となったところでございます。

次に、419ページをお開きください。表の2番目、新規事業、県立高等学校通学区域弾力化推進事業でございます。来年度、すなわち現在の中学校3年生が受験する平成20年度入試から実施する普通科高校の通学区域の撤廃に向けて、その趣旨や普通科高校の特色等について県民への広報、PRを行うとともに、高等学校の特色づくり、中学校の進路指導の充実等に関する事業を行いました。今後、本県高等学校教育の一層の充実・振興を図るとともに、中学校の進路指導のこれまで以上の充実を図っていきたいと考えております。

次に、421ページをお開きください。新規事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業でございます。子供たちにとって安全・安心な学校環

境、特に登下校の安全確保を図るため、地域の学校安全指導員として、警察官OBなどから成るスクールガードリーダーを配置し、学校内外の巡回警備、点検等を行うとともに、地域の方々にスクールガードをお願いし、子供たちの見守り活動をしていただきました。また、延岡市をモデル地域として指定し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりについての事業を実施するなど、地域ぐるみで子供たちの安全を守る機運の醸成に努めたところでございます。

最後に、423ページをお開きください。全国高等学校総合文化祭誘致・開催推進事業及び全国高等学校総合文化祭部門育成強化事業であります。これらは、平成22年に本県で開催することが内定している全国高等学校総合文化祭に向け、その開催準備や高校における文化活動の育成強化を図るものでございます。18年度におきましては、不足している用具購入や、新たに本県にはなかった部門を設置した未成熟な部門を中心に生徒指導者向けの研修会を行い、技能の向上等を図りました。今後とも大会開催に向け準備を進めていくとともに、この文化祭が生涯にわたって文化に親しむ心豊かな児童生徒を育成していく契機となるよう、市町村や関係文化団体とも協力しながら、小・中・高等学校の文化活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果報告につきましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○有馬特別支援教育室長 特別支援教育室分について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料、特別支援教育

室のインデックスのところをお開きください。22ページでございます。一番上の教育費の欄でございますが、特別支援教育室の予算額は1億4,243万7,000円、支出済額は1億4,037万7,948円、不用額205万9,052円、執行率98.6%であります。

このうち、(目)の執行残が100万円以上のものについて御説明させていただきます。

中ほどの段、(目)教育指導費でございますが、この主なものとしましては、まず、下から4段目の委託料でございます。これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒への医療的介助を看護師協会に委託しております養護学校等医療的ケア実施事業におきまして、看護師の派遣回数等が見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。次に、一番下、負担金・補助及び交付金でございます。これは市町村が行う障がい児介助支援事業への補助金でございますが、補助対象となります市町村介助支援事業の確定に伴う執行残でございます。そのほかの節につきましては、右側、説明欄に記載しております事業における事務費等の執行残でございます。

次に、主要施策の成果についてでございますが、主な事業について御説明させていただきます。

主要施策の成果に関する報告書の特別支援教育室のインデックスのところ、424ページをごらんください。(7)特別支援教育の推進・充実、主な事業及び実績についてであります。まず、西臼杵地区養護学校設置であります。この事業は、特別支援学校が未整備である西臼杵地区の障がいのある児童生徒の教育を充実させ、児童生徒が地域で自立と社会参加を図ることができるよう、高千穂高校の余裕教室を活用して特別支援学校の高等部の分校を設置するものであり

ます。事業計画としては、平成18年度に検討委員会を設置し学校のあり方についての検討を行い、平成19年度に改修工事及び開校に向けての準備を行いまして、平成20年4月に開校する予定であります。検討委員会では、西臼杵3町の教育長や学校関係者、保護者等12名から成る委員により、今後の学校像や期待される役割、効果等について御報告をいただいたところであります。

次に、養護学校等医療的ケア実施であります。この事業は、経管栄養、たんの吸引、導尿の3つの医療行為について、常時医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活に必要な体制を整備するため、特別支援学校に看護師を配置するものであります。平成18年度は特別支援学校8校に11名の看護師を配置し、重度の障がいのある27名の児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることが可能になり、保護者の負担も軽減されております。

次に、障がい児介助支援事業であります。この事業は、平成16年度までに、国の緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、小中学校に在籍する障がいのある児童生徒への介助支援事業を実施していた市町村に対し、引き続き単独事業としての取り組みを促す目的で、介助等に要する費用の2分の1を補助するものであります。補助に当たりましては、介助支援事業を実施していた市町村のうち、財政力指数0.5以下の市町村で、平成19年度以降に単独事業として行うことを条件に行い、この結果、5市2町が本事業を活用したことにより、介助の必要な37名の児童生徒が支援を受けることができました。

次に、特別支援教育システム構築であります。この事業は、従来の特殊教育の対象児童生徒に加え、小中学校の通常の学級に在籍している学

習障がい等の児童生徒も含め、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うもので、特別支援教育コーディネーターの養成、心理検査等を実施できる教員の養成、専門的指導力の向上支援の3つの事業を実施いたしました。平成18年度は特別支援教育コーディネーターを316名、心理検査等を実施できる教員を115名養成しております。この結果、特別支援教育コーディネーターにつきましてはこの3年間で888名を養成したことになります。今後は、特別支援教育コーディネーターのステップアップのための研修や、すべての教員を対象とした研修の実施が必要になると考えております。また、特別支援教育の専門的指導力の向上支援において、すべての特別支援学校14校では、大学等からの派遣講師等による33の専門講座を実施し、近隣の小中学校の教諭も含め延べ2,625名が研修を受講いたしました。

続きまして、425ページをごらんください。盲・聾・養護学校特別支援教育センター化事業であります。この事業は、特別支援学校が地域の特別支援教育センターとしての機能を充実させるため、教育相談窓口の設置や巡回相談等を実施し、地域の保護者や小中学校等の教員の相談に応じるものであります。センター校として位置づけた学校は、平成17年度は7校でありましたが、平成18年度は14校すべての特別支援学校をセンター校として位置づけ、相談窓口の設置やリーフレットによる地域への啓発、教育相談に必要な心理検査等の整備を行いました。この結果、延べ2,267件の電話相談や1,793件の巡回相談を実施することができました。

次に、特別支援教育推進事業であります。この事業は、小中学校の通常の学級に在籍し、学校生活や学習に困難を抱えているLD等の障

いのある児童生徒等に対し、適切な教育的支援を行うため非常勤講師を配置するもので、小中学校20校に配置をいたしました。このことにより、対象となる児童生徒の情緒や行動が安定し、集団への適応が図られ、基礎学力が定着するなど大きな成果を得ることができたと考えております。今後は、今年度より国が市町村に対して地方財政措置いたしました特別支援教育支援員制度が積極的に活用されることにより、障がいのある子供たちの教育の充実がさらに図られることが重要であると考えております。

最後になりましたが、427ページをごらんください。知的障がい者就労支援モデル事業でございます。この事業は、知的障がい者の雇用を促進するため、実施校である宮崎養護学校が、民間のビル清掃事業所を活用してビル清掃業務に関する技術指導を事業所から受け、中学部及び高等部にビルメンテナンスの作業学習を新たに導入するとともに、事業所は、県の委託を受け、県関連施設において宮崎養護学校の卒業生に対するビルメンテナンスの訓練実習を行うものであります。卒業生3名は、県庁本館で事業所の指導を受けながら清掃業務を1年間継続して行い、就労意欲や技能、社会性が向上いたしました。その結果、2名が同事業所に就職させていただき、残り1名も宮崎市の社会福祉事業団の運営する公社に就職することができ、雇用の拡大につながったものと考えております。今後は、3名が継続就労できるよう、労働関係部局と連携して支援や雇用の拡大を図っていくとともに、他校へのビルメンテナンス等新たな作業種目の導入を図り、就職率のさらなる向上を図ることが重要であると考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

特別支援教室からは以上でございます。

○堀野教職員課長 教職員課関係について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の教職員課のインデックスのところ、24ページをお開きください。教職員課の一般会計は、一番上の段でございますけれども、予算額987億9,061万5,000円に対しまして、支出済額987億861万9,050円、不用額8,199万5,950円、執行率99.9%でございます。

次に、(目)の執行残が100万円以上のものにつきまして御説明申し上げます。

上から3段目の教職員人事費1,517万156円の残でございます。不用額の主なものは、報酬の493万7,661円、賃金の557万5,323円、旅費の276万3,561円でございます。これは、非常勤講師等に係る報酬、賃金、旅費の執行残によるものでございます。

次の小学校費の教職員費2,820万7,613円の残でございます。不用額の主なものは、教職員に係る給料、職員手当及び旅費の執行残によるものでございます。

次の25ページをお開きください。中学校費の教職員費667万3,201円、次の高等学校費の高等学校総務費1,632万9,052円、次の欄の特殊学校費の盲ろう学校費496万9,893円、同じく養護学校費1,064万6,035円の執行残でございます。不用額の主なものは、小学校費の教職員費同様、給料、職員手当、旅費の執行残によるものでございます。

また、(目)の執行率90%未満のものについては、該当ございません。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○勢井生涯学習課長 生涯学習課関係について

御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の生涯学習課のインデックスのところをお開きください。ページで言いますと26ページでございます。一番上の欄、(款)教育費をごらんください。課全体の予算額6億5,473万9,000円、支出済額6億5,195万4,826円、不用額278万4,174円、執行率は99.6%となっております。

(目)の執行残100万円以上のものにつきましては、上から3段目の(目)社会教育総務費の168万4,275円でございます。その主なものは、上から4番目の報償費47万4,065円、及び旅費38万4,597円などであります。これは、会議の欠席者があったことや、外部講師にかわり県職員が講師を行ったことなどによる執行残であります。

なお、執行率90%未満のものはありません。

次に、主要施策の主なものについて説明いたします。

別冊になっておりますが、主要施策の成果に関する報告書、生涯学習課のインデックスのところをお開きください。428ページになっております。まず、1の1)(1)の青少年の健全な育成のための家庭の教育力の向上についてであります。表の2段目にありますが、女性によるふるさと家庭教育サポート推進事業であります。これは、子育てに悩む親に対しまして、31の女性団体によりまして、全市町村において家庭教育に関します相談や出前講座等を実施したものでございます。これらの地域の実態に即した事業を展開いたしまして、日常的に良好な人間関係を構築することにより、地域で家庭教育を支援する機運の醸成が図られたものでございます。今後は、ボランティアスタッフ等の人材確保と地域ネットワークの形成を図る必要があるものと考えております。

次に、429ページをごらんください。中ほどの
(2) 青少年の健全な育成のための地域の教育力の向上についてであります。主な事業といたしまして、表にございます、豊かな心を育む子どもの体験活動支援事業であります。これは、地域住民やPTA、学校関係者などが参画いたしまして、宿泊体験や伝統芸能の伝承活動、地域住民との交流活動など、全県下で228事業実施いたしておるものでございます。これらのさまざまな体験活動の機会を提供することによりまして、子供の社会性を養うとともに、地域で子供を育てる機運の醸成が図られたものでございます。今後は、さらに地域住民が参加できるようコーディネート機能を高めていく必要があるものと考えております。

次に、431ページをお開きください。3の1)
(1) の生涯学習推進のための環境整備についてであります。表の2段目の生涯学習情報提供でございます。主な成果といたしまして、生涯学習情報のホームページであります「SUN-NETみやざき」に約7,000件の情報を登録いたしまして、年間約46万件のアクセスがございました。

次に、433ページをごらんください。1の1)
(1) の地域づくりを担う人材の育成についてであります。表にあります若人ひむか活性化塾事業であります。地域づくりのリーダー育成を目的に実施してございまして、市町村や組織の枠を越えて若者が集う地域活性化塾により、地域づくりボランティア活動が105事業実施されました。これらの地域づくり活動を通して青年層のリーダー育成が図られたところであります。

主要施策につきましては、以上であります。

次に、監査におきまして基金運用状況についての御意見がありました。

お手元の平成18年度宮崎県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書をお開きください。57ページでございます。第1の1審査の対象の(2)に宮崎県美術品等取得基金がございます。そのページの最後の2行にございますように、「将来の需要を的確に把握し、適切な活用が図られるよう、基金のあり方について検討するよう要望する」という意見でございます。この美術品等取得基金につきましては、美術品等の取得を円滑かつ効率的に行うために設けられたものでありますが、県財政が厳しい中、新たな美術品の購入を控えたため、基金が活用されなかったことによるものでございます。以上でございます。

○得能スポーツ振興課長 決算特別委員会資料の30ページをお開きください。スポーツ振興課の予算額は10億8,984万8,000円で、支出済額は10億8,101万1,207円でございます。不用額につきましては883万6,793円で、予算額に対する執行率は99.2%となっております。

次に、(目)の不用額で100万円以上のものについて御説明をいたします。

ページの上から3段目、(目)保健体育総務費が685万8,103円となっておりますが、その主なものは、節、工事請負費の447万7,000円ですが、これは、平成17年度から繰り越した国の補助事業であります県体育館のアスベスト対策緊急事業の額の確定に伴う執行残であります。

続きまして、ページの下から6段目、(目)体育振興費が177万4,396円となっておりますが、その主な理由は、旅費等の執行残であります。

なお、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の主なものについて御説明をいたします。

別冊の主要施策の成果に関する報告書をお願いいたします。436ページでございます。まず、上から3行目の(3)体育・健康教育の充実につきまして、その下の表の中では2番目にあります子ども体力育成事業でございます。平成17年度から小・中・高等学校のそれぞれ1校ずつに体力向上研究推進モデル校の指定を行っておりまして、各学校では体力テストの実施や、学校独自の体力向上プランによります継続的な取り組みを行い、研究の推進を図ってまいりました。また、県内3つの地域で親と子の体力づくり講習会を開催いたしまして、体力への関心と意識の醸成を行いました。

次に、437ページでございますが、表の一番上にあります改善事業の食育みやざき元気アップ事業でございます。栄養教諭を配置した学校をモデル校として指定をいたしまして、食に関する指導の取り組みを行いました。また、地場産物を活用した学校給食の推進を図るために、地産地消給食献立コンクールや食育実践教室を開催いたしますとともに、児童生徒の食の実態の把握、分析に基づいた指導などを行いまして、家庭や地域における食育の推進を図りました。

次に、438ページをお開きください。上から3行目の(1)県民総参加型のスポーツの推進でございます。表の一番上、総合型地域スポーツクラブ育成促進事業では、地域におけるスポーツ振興の中心的な役割を担います総合型地域スポーツクラブの設立に向けての普及啓発を行いまして、運営等にかかわる専門的な人材の育成に努めました。

次に、表の2番目の県民体育大会開催事業ですが、平成18年度は、表の一番下にありますさわやかスポーツ大会と合同で開催をいたしました。県内48会場で陸上競技など49競技が行われ

まして、全体で1万4,000人を超す県民の皆様方が参加され、白熱した試合が展開されたところでございます。これらのことによりまして県民のスポーツへの参加機会の拡充を図ったところでございます。

次に、440ページをお開きください。(2)感動と夢を与える競技スポーツの推進でございます。まず、表の一番上の選手強化対策事業につきましては、国民体育大会での成績向上を目指すために強化合宿への支援を行いました。

また、少年競技力向上ジュニア連携事業につきましては、小中高の一貫指導体制によります合同練習会や地域別の指導者講習会を実施いたしましてジュニア層の育成を図りました。

次のみやざきトップアスリート育成事業につきましては、本県競技力の中心となる少年種別に対しまして、各地域においてスポーツ教室を開催しますとともに、中学校や高等学校におけるそれぞれの競技力推進校を支援するなど、中・高校生の競技力の向上や部活動の活性化に努めました。

次に、442ページをお開きください。(3)スポーツを取り巻く環境の整備でございます。表の一番上の県立学校体育施設開放事業では、県内の県立学校32校で体育館や運動場を開放し、地域住民のスポーツ活動に提供したところでございます。

また、表の中の2番目でありまして、生涯スポーツ拠点施設整備促進事業につきましては、市町村のスポーツ施設の整備を支援するため、3市1町への補助を行いました。これらの事業によりまして、県民の皆様がスポーツに親しめるような環境づくりや施設の整備に努めたところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、

特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○井上文化財課長 文化財課関係分について御説明申し上げます。

初めに、決算特別委員会資料の文化財課のインデックスのところ、32ページをお願いいたします。

表の1行目ではありますが、文化財課の予算額は9億9,249万4,000円でございますところ、支出済額9億8,963万8,055円、不用額285万5,945円であり、執行率は99.7%となっております。

次に、(目)の不用額で100万円以上のものについてであります。

同じ表の3行目の(目)文化財保護費の不用額が102万9,742円となっておりますが、その主なものは埋蔵文化財発掘に係る事務費の執行残等であります。

33ページをお願いいたします。1行目の(目)総合博物館費の不用額が182万6,203円となっておりますが、その主なものは総合博物館における事務費等の執行残であります。

なお、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。

別冊の主要施策の成果に関する報告書をお願いいたします。文化財課のインデックスのところ、443ページであります。2の(1)県民が文化に親しむ機会の充実についてであります。博物館教育普及(特別展)につきましては、広く県民の皆様に歴史や自然等についての学習の機会を提供いたしますため、5つの特別展を開催し、計7万1,176人の方にごらんいただいたところであります。

次の考古博物館教育普及につきましては、主

として古墳時代以前の本県や我が国の歴史に関する学習の機会を提供いたしますため、4つの特別展等を開催し、計9万4,148人の方にごらんいただいたところであります。また、西都原古墳群陵墓参考地につきまして、平成16年度からの3カ年事業の最終年度の地中探査を実施し、男狭穂塚、女狭穂塚の形状が判明した等の成果を広く各方面へ紹介いたしましたところであります。

444ページをお願いいたします。中ほど少し下の(3)文化財の保護・継承と活用についてであります。ページ一番下の欄のアカウミガメ保護啓発につきましては、宮崎、日南、延岡の各野生動物研究会に委託をいたしまして上陸や産卵の状況を調査するなど、県指定天然記念物のアカウミガメ及びその産卵地の保護と保護の啓発に努めたところであります。

次の445ページでございますが、2段目、西都原古墳群歴史ロマン再生空間形成でございますが、西都原古墳群の保存整備及び活用の促進を目指す事業の一環といたしまして、主要古墳の復元整備や発掘調査等を進めたところであります。

次の新規事業、西都原古墳群及び周辺地域の史跡整備連携につきましては、平成20年度以降における西都原古墳群の新たな整備計画の策定に取り組みますとともに、県央部の史跡を紹介するガイドマップを作成いたしまして、西都原古墳群及び周辺各史跡の一層のPRを図ったところでございます。

次の新規事業、民家園ふるさと文化再生につきましては、総合博物館の展示資料であります4棟の民家の今後の利活用構想をまとめますとともに、老朽化の進んだ「椎葉の民家」の再生を図りますため、その解体工事を行ったところであります。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○遠目塚人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明申し上げます。

決算特別委員会資料の人権同和教育室のインデックスのところをお開きください。ページで申し上げますと34ページでございます。人権同和教育室の予算額は1,258万8,000円、支出済額は1,212万5,394円、不用額は46万2,606円、執行率は96.3%でございます。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものにつきましては、いずれも該当がございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

成果報告書の人権同和教育室のインデックスのところをお開きください。ページで申し上げますと447ページでございます。まず、人権啓発資料についてでございます。これは、家庭や学校等において人権について語り合うための資料、「ファミリーふれあい」を小学校、中学校、高等学校のそれぞれ1年生に配付いたしまして、同和問題を初めとするさまざまな人権問題に対する、児童生徒、教職員等の理解と認識をさらに深めるとともに、学校や家庭における人権教育の一層の充実に努めております。

次に、人権文化創造についてであります。平成17年度に全教職員に配付いたしました「宮崎県人権教育基本資料」に続きまして、18年度は具体的な指導展開例を載せた「人権教育指導資料」、小・中・高・社会教育編の4種類を作成、配付いたしまして、学校での授業や社会教育講

座の充実を図ったところでございます。

次に、新規事業の共に生きる力を育む人権教育推進についてでございます。中学校を核とする人権教育研究モデル校区を県内3地域指定いたしまして、地域内の幼・小・中・高・特別支援学校及び家庭、地域が連携して交流活動や学習会等の実践研究に取り組むなど、地域ぐるみでの人権教育の推進に努めているところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○太田主査 執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑を受けたいと思います。

午前の時間は余り残されておりませんので、質疑の仕方としては3課ほど集中してやっていきたいと思っておりますので、総務課、財務福利課、学校政策課、特別支援教育室も含めて、ありましたらお願いしたいと思います。

○福田委員 まず、財務福利課の関係で、先ほど奨学金の説明がございました。以前の委員会でも質問をいたしましたが、ついせんだって、安定した収入がありながら奨学金の返済をしない方がかなりおられるという報道がなされておりました。そこで、私もちょっと考えたんですが、安定した職場というのは、主として公務員の世界、あるいは大企業とかあります。我が宮崎県において奨学金の返済が滞っている人のいろんな資料があると思いますが、その中に公務員とか先生というのはどれくらいのパーセンテージになるのでしょうか。

○靄田財務福利課長 今、お尋ねの件ですが、具体的に教師、公務員そういう部分のデータの集約はできておりません。

○福田委員 あれほど公にマスコミ等で取り上

げられますから、今後、回収、返還を促すための資料として、そういう安定した職場、公務員の世界とか大企業、分類をしまして——特に公務員として奉職をしている方は、当然そういうことを率先垂範しなくちゃならない立場ですから、資料は出される必要があるんじゃないか、このように考えておるところでございます。また後日で結構ですから資料をお願いしたいと思います。

○長友委員 それぞれ非常に賢明な事業を展開されているわけですが、施策の推進状況というところで「一部に努力を要す」というのが何カ所か出てまいります。まず、総務課のほうで、学力の向上を図る教育の充実、小中連携等行われて、読み・書き・計算、コミュニケーション能力の向上に頑張っておられるわけですが、「一部に努力を要す」というような推進状況にされたことについて、どういう点がそうなのかお尋ねいたします。

○飛田学校政策課長 今のお尋ねの件につきましては、主要施策の成果に関する報告書401ページの総務課のところを見ての御質問だと思うんですが、実は、この学力の向上を図る教育の充実の施策については、401ページの小中連携推進事業と、413ページにあります小・中学校学力向上推進事業以下7つの事業を合わせた8つの事業で具体化をしているところでございます。

それで、なぜ「C：一部に努力を要す」としたかにつきましては、414ページをお開きください。私たちは学校の先生方は一生懸命努力をいただいていると思いますし、17年、18年実施しました本県の学力調査は、全国比較でもほとんど全国よりよい。今回もよかったんですが、なぜCとしたかという、上から2番目の表、施策の成果指標・数値目標等で、「公立小・中学

校における授業の『よく分かる・大体分かる』児童・生徒数の割合」を、我々はわからない子供がおっちゃんかんという気持ちで目標を100とさせていただきました。これは現実に学校でアンケートをとって集計した結果でございますが、子供たちも頑張っている、先生たちも頑張っているけど、全員の子供がわかる努力を続けたいという理想を求めてCとさせていただいたところでございます。今後ともきめ細かな分析をしながら学力向上に努めたいと考えております。

○長友委員 非常に謙虚なお答えだったと思うんですけども、学力テストの結果で、知識のほうに関してはすぐれているという結果が出ておりましたが、考える力がいま一歩ということでもございました。そういう一つの結果を得て、どのような姿勢で臨んでいかれるか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○飛田学校政策課長 18年度の全国比較の県で実施した学力調査についても、今回の国の調査につきましても、今委員がおっしゃったとおりの結果でもございまして、各学校においては改善計画をつくっていただいているんですが、改善計画書を見せていただくと、読み取りのところでは、朝の読書をふやそうとかいろんな手だてを学校は考えていただいております。私たちは私たちで、どういう手だてをしたらいいかという手引書みたいなものを今作成をしております。それから、教育センターをお願いして、県レベルのものについて分析をさせていただいて、こういうところを補強してほしいというようなことをやっております。もう一つは、教育事務所ごとに、県の学力テストで明らかになった課題を分析して、ここを補強するにはどんな授業をしたらいいかという取り組みもしております。そういう各学校、教育事務所単位、県、それぞれ

手だてを打ってそういう解消に努めていきたいと考えているところです。

○長友委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それぞれ発達段階に応じてでありましようけれども、特に中学校、高校の時期——余り詰め込みはいけないんですけれども、福沢諭吉だったでしょうか、相当勉強しておりまして、休もうと思つたら枕がなかったと、そういう状況があつたという逸話がございます。それから、新渡戸稲造は農学の大家でありましたけれども、その後またさらにすごい人物になりました。この人は勉強する時期に図書館の本を見て、これを全部読み切ろうと決意をしたそうです。それで挑戦をしていったという逸話があつて、そういう経緯があつて大変な人物になつていったということがあつたわけです。したがつて、具体的な教科の学習と同時に、先人の逸話を発達段階に応じて子供たちに紹介するのも一つの啓発になるんじゃないかと思ひますので、そういう方面もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○西村委員 財務福利課の408ページの高等学校生徒寮入寮者数の推移という部分で、県北に非常に寮が多いんですけれども、来年から学区自由ということで、例えば県南のほうから県北の学校を希望されて入寮者がふえていくとか、そういうことは今後想定されているんでしょうか。

○靄田財務福利課長 入寮率全体が60%強、7割弱でございますから、まだ定員に余裕がございますので、今お尋ねのような件につきましても、当然該当する子供たちの入寮は可能になるかと思つております。

○西村委員 ということは、特に縛りがあるわけではなくて、県内に住む高校生だったらだれ

でも入れるという考え方でよろしいでしょうか。

○靄田財務福利課長 そのとおりでございます。

○井上委員 今の西村委員の質疑に関係してですけど、逆に、そこに子供たちが来ればいいけど、来ない可能性、入寮者が減る可能性のほうが高いんじゃないかと思つているわけです。宮崎市内に集中するとか、そういうことが起こらなければいいがなという思いがしてならないんですけれども、そのあたりについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○靄田財務福利課長 いわゆる学区の弾力的な運用について、子供たちの動向がどういう傾向になるかというのは、私どもはつかんでおりませんが、ベース的には、子供たちが居住空間をしっかりと確保して学習なり部活動が十分できるように、私どもの課とすれば十分対応していきたいと思つているところでございます。

○飛田学校政策課長 少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

実は、通学区域を今度撤廃させていただくんですが、私立高校はすべて今も学区がございません。それから専門高校についても専門学科については学区はありません。したがつて、今、高校の定員の中で通学区の規制がかかっているのは3割ぐらいでございます。もう一つは、いろんな状況を考へておりますが、通学区域を撤廃する以前に、宮崎市内あるいは都城市内、延岡市内で合同選抜を撤廃しました。実は合同選抜のときには、調整をするために、ある高校の近隣の子が別な高校に行くというような状況もありましたので、調整の関係で不自然な部分もありましたが、その結果を分析してみますと、8割以上の子供が近くの学校に行つております。トータルとして、3割の枠の中で移動は当然あつていい、例えばある部活動にあこがれて行くと

か、校風にあこがれて行くという子供が移動できるために通学区域の撤廃はするんですが、他県の状況を視察してもそうですし、本県の通学区域のことから考えても、移動はあるものの、そう大きくないと考えているところがございます。

○井上委員 本年度の委員会の活動として高鍋農業高校などに行かせていただきました。職業系の学校のよさを改めて痛感しましたし、寮があることのよさも実感させていただきました。だから、親も子供たちもそうですけれども、学校間格差を誤解してはいけないと思うんです。学校の本来持っている力が、どんなふうに親に理解をされ、子供たちに理解をされていくかがすごく大切なのかなと思うんです。将来を見越した上で学校を選んでいくことも大事でしょうし、地域の学校に行くということも、寮の問題についてもすごく取り組みをやっていただいているということも大事だと思います。一方では、それぞれの学校の持っている特色がどう光ったか、それがどう親たちや子供たちにアピールできたかということがすごく大事だと思うんです。18年度、特にその点気をつけてやってこられたというのはどういうことなのか、そこをお聞かせいただきたい。

○飛田学校政策課長 まさに今御指摘のとおりだと思っております。ある一面を切り取った形で学校の評価をするというのじゃなくて、いろいろな形で子供たち、そして保護者に伝えることが非常に大切だと思っております。18年度はPRにいろんな手だてを凶ってきたところです。学校の制度の変更がありましたので、10月ぐらいだったと思いますが、「保護者の皆様へ」ということで、3年前に通学区域が撤廃することを発表して、18年度は10月の段階で全保護者に、

こういう形に変わりますということを紹介しました。それから新聞広告で、ほとんど全紙に通学区域撤廃のことを紹介いたしまして、中学生全員の家庭に、通学区域が撤廃になるのでこういう点に留意してくださいというリーフレットを届けました。それと同時に、体験入学とか学校開放を奨励して、各学校が学校紹介に取り組める体制をとってきました。18年から19年にかけてまして、高等学校からは中学校に行く旅費を補助したり、高等学校が学校紹介をするときに、専門高校で体験をしてもらう場合は材料費を補助するとか、さらには、19年度になりまして、ペーパーベースではわからないだろうということで、学校行事の様子の動画を各学校から集めてDVDにして、どうぞコピーしてくださいということで各学校に配りました。そういうあらゆる手だてをしておるところですが、一面的でなくて多面的な学校のよさを保護者の皆さん、子供たちが知ってほしいと考えているところです。

○井上委員 総務課で事業を持っている学校評価制度の取り組みは、保護者や地域の住民の参加によってということになっているわけですけど、これが妙な形でひとり歩きすると、先ほどのようなことと誤解をされることもあり得ると思うんです。18年度学校評価システムを推進して、一層の推進が必要であるという形になっているんですけど、この事業に取り組んでみての状況、お考えはどんなでしょうか。

○満丸政策企画監 学校評価の推進についてありますが、平成18年度に「共に子どもを育てる学校評価ガイドライン」を策定しました。これは、これまで学校評価についての取り組みが学校によってまちまちであったということから、一定のガイドラインが必要であるということ

策定したものであります。中身について特徴的なことを申し上げますと、保護者や地域住民等も学校評価に参画できるような形にして、学校の取り組み、いわゆる教育活動や学校運営等について評価をいただいて、学校を改善していくための仕組みをつくろうということで、現在、小中学校149校、県立学校6校をモデル校として取り組んでおりまして、その取り組みの成果、課題等をまとめて、20年度から全県的にこれを実施していこうと考えているところであります。

○井上委員 小中高のモデル校というのは、前のほうにあります合同の授業の研究校と一致していると理解してよろしいんですね。

○満丸政策企画監 そのとおりでございます。

○井上委員 今後この制度をどう活用して、これの公表を求められた場合はどうするのかという問題点がすごく出てくると思うんです。私も今回総括質疑をしましたが、教育のところは、分科会がたくさん時間がとってあるということで総括質疑の中に入れなかったんですけれども、ここは突っ込めば突っ込みどころのいっぱいあるところで、なかなか難しいところでもあると思っています。これは今後どのように活用されるのか。そして、参加した人たちからすれば、それがどんなふう成果として上がってきたのか、それがどう使われたのか、それを公表しろみたいな話になってきた場合はどうされるのか、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○満丸政策企画監 公表については、基本的には、学校が目標を設定して、その達成状況等について公表します。しかしながら、すべてを公表できるわけではございません。特にプライバシーにかかわるような内容につきましては、十分留意し配慮しながら、必要とするものについてできるだけ積極的に学校の取り組みを公表す

ることによって、また地域や保護者の方のそれに対する御意見等をいただきながら、学校の改善に反映していくというものでございます。

○井上委員 決して学校のランクづけに使われるようなことのないことが一番大事だと思うんです。学校はそれぞれに特色があるということがなかなか皆さんに理解していただけない。そこがまだまだ時間が必要なのかなど。学校の特色を、保護者、地域の皆さん、それと生徒、受験者の皆さんに理解されていないところにまだまだ問題点がある、取り組む必要性があると思います。

先ほど学校政策課長から答弁いただいたので、これ以上追及しようという気はないんですけれども、そこをきちんと踏まえた上で、どう学校評価をしていくのかということは御配慮いただけたらと、これは要望しておきたいと思います。

それと、細かいことですが、財務福利課にお尋ねします。学校調度品の木質化のことですが、金額的には350万程度ですが、どのくらいの割合で木質化が図られてきたんでしょうか。

○靄田財務福利課長 18年度ベースですと、県産材を使った机、いすを整備しましょうということで、具体的には、高等学校が5校、延岡青朋高校が43セット、都農、高鍋農業、日南振徳、小林工業でございます。それから中学校は西高附属中学校に30セット、合計245セットを整備したところでございます。17年度も一定程度の整備を行っているところでございます。

○井上委員 これは、全部の学校を木質化していくという考え方を持っているかと理解してよろしいですか。

○靄田財務福利課長 そういう考えではなくて、モデル的に入れてみようということでございます。したがって、県立学校全校に木質化を

図るというものではございません。

○井上委員 次に、学校政策課にお尋ねしたいんですけど、インターンシップを実施している県立高校の割合がなかなか伸びてこないということについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○飛田学校政策課長 416ページの一番下のインターンシップを実施している県立学校の割合につきましてですが、目標には届かなかったものの、キャリア教育という視点でいろんな取り組みをされております。実は高校と中等教育学校42校のうち33校がインターンシップを実施しております。それから特別支援教育学校の中で高等部を持っているところでは9分の6の学校が実施しておりますが、特別支援学校については、学校から離れることが難しいという学校がありますので、ほとんどがされていると考えております。それから、高等学校等でやっていないところも、それでいいということではなくて、例えば職業人の講話をする、それから、夢はぐくむ講座として、いろんな職業の保護者に講師になっていただくとか、トータルの教育計画の中で子供たちの勤労観、職業観をはぐくむような取り組みをしていただいているところでございます。

○井上委員 これ本当にお金かかってないんですよね。もったいないほどお金がかかってなくて恐縮なんですけれども、その割にはすごく効果のあることだというふうに私は思うんです。インターンシップについては、取り組み方によっては、今、フリーター志向とか、自分の職業や未来について考えきれない子供たちがすごく多いわけなんですけれども、いろんな経験をさせるということからすれば、公務員の職場だとか企業の何とかというふうに固定的にしないで、職業

というあり方はいっぱいあると、そこも含めて取り組みをしていただくといいのではないかと思います。そのあたりの弾力性はお持ちでしょうか。予算額が少ないのに恐縮ですけれども。

○飛田学校政策課長 ここに上げてある予算は、極めて限られた額で、全部打ち合わせに使わせていただくとかいう形なんですけど、おっしゃるとおり、勤労観や職業観をはぐくむことは非常に大事であると思います。私たちも、インターンシップが3日とれないならどういう手だてをするのかということを指導しているところです。その中で学校は工夫をして、保護者を使うとか、体験をするかわりに、いろんなブースをつくって、そこに子供たちが行って、いろんな職業について3つずつお話を聞いてきなさいということをやっています。子供たちが職業を知って、将来自分が何になるか、そのために今どうしておくかということ是非常に大切であろうと思いますので、今後も奨励していきたいと考えております。

○井上委員 特別支援教育室にお尋ねしたいんですけど、就学前の健診のときに、自分の子供がどうであるかというのがよくわかっていない親もいるわけです。1年生になって現実にクラスに配置になると、どうしてあの子だけ先生は注意をしないんだろうというようなことで、発達障がいの子供さんがいたときに、なかなかそこを理解していただけていない状況がすごくあるわけです。私どものような仕事をしているとそういう相談を受けるんですが、「だからあの子がそうなんですよ」とはちょっと言いにくいんです。心の相談室というようなラジオ番組を聞いていると、アスペルガーなんかも簡単に使われているわけです。そういうことに関する親を含めての取り組み、間口を狭くしないで、広い形

で、いろんな子供がいていいんだという講座みたいなものを18年度で取り組まれているとすれば、その成果を教えていただきたいんです。

○有馬特別支援教育室長 発達障がいの問題に関しましては、御指摘がありましたように複雑な問題がございます。中には、小学校の保護者懇談会の折に、「医者から実は自分の子供は発達障がいと言われた」というふうな告知をされたときに、ほかの保護者の方が、「じゃ、何でそういう障がいの子が小学校にいるのか」というようなことを言われたということもあります。発達障がいについては、とりあえず現在は特別支援コーディネーターを各小学校、中学校に配置して、そこを窓口としながら啓発を進めていこうというのが、18年度のシステム構築事業の中に一つあります。もう一つは、発達障がいをきちんと見分けるための心理検査をセンターの中で養成するということがあります。もう一つは、特別支援学校（養護学校）が中心となって、近隣の小中学校を巻き込みながら、その中で研修会をやっていくというようなことを18年度は実行してきました。そのことによって発達障がいについての理解はかなり進んできたものと思っております。今後は直接的に保護者向けのセミナーも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

○井上委員 親は不思議で、自分の子供にしか目が行っていないものですから、ひいきされているみたいな感覚になるらしいんです。そうじゃなくて、手だての必要な子、手だてが少なくて済む子、いろんな種類の子供が小さいときからいるということ。もう一つは、中学から高校に上がるときに急にアスペルガーと通告されたみたいな言われ方をする人もいるわけです。小中のときに言われなくて、なぜ高校に入ったとき

にそれを言われたのかわからないと、学力だけはやけに高いということがあるわけです。親としては勉強ができさえすればいいかみたいなどころももちろんあって、子供のことについてきちんと理解をしていないということがあるわけです。だから、やり取りの難しさみたいなのが各学校の先生はあると思うんです。

きょう御報告いただいた、そういう関係の先生方を888名も養成が済んだと、そしてこれが通常学級の先生たちに広がっていくんだと言われると非常に安心なんです。このあたりの充実をちゃんとしていかないと、学力さえあればいいわということになってくると、コミュニケーション能力がなかったり、そういうことはこの子の個性だからということではしっと切られてしまうと、なかなか難しいところもあると思うんです。いじめの問題が非常に広がって、それを把握していくときにわかったんですけども、講座としてはそれをないまぜて考えていく必要があるのではないかと思います。これぐらいの予算ですべてをやっていけるものかどうか、次年度の予算にきちんと反映をさせないといけないのではないかという思いもするんですが、そのあたりの財政当局との関係はどのようになっているのか聞かせていただきたい。

○有馬特別支援教育室長 発達障がいの難しさというのは、外見的にはわかりにくいので、行動症状が出てこないと保護者の方もなかなか認めてくださいません。できるだけ早い時期に手を打てばそれだけ改善されるわけです。19年度はすべての教職員が研修を受けるように事業を組みました。また、すべての管理職が発達障がいに関する研修を受けるように、8月、9月を使って県下すべてで行いました。3年間かけてすべての教職員、すべての管理職が研修を受

けるようにしております。また、県内7カ所で先ほど申しましたセミナーを行いまして、保護者向けの啓発を行っているところでございます。

○井上委員 財政当局にもそのところはきちんとと言われて、事業的に必要な予算についてはきっちりと確保していただきたいと思います。

○長友委員 財務福利課にお尋ねします。「未来を拓く子どもが育つ社会」、404ページの教育のIT化ということですが、時代のニーズに対応した教育の充実ということで、施策の目標に掲げてありますように、基礎教育を初めとして、環境教育、情報教育、国際理解教育、福祉教育、そして科学技術の進展への対応ということで、今の子供たちに求められることは大変なことになっているなという気がします。

その中で、電子県庁ということもありますけれども、県庁のホームページ等をずっと見てみますと、短期間のうちに相当充実してきたなど、しかも教育委員会の分に関してだけでも相当な量の情報が提供されてきたなという実感がするわけです。こういう時代に子供たちが大きく羽ばたいていくためには、情報をいかに選択し、そしてさらに求められてくるのは、一人一人のプレゼンテーション能力、情報をいかに処理して表現していくかということが今から勝負になっていくだろうと思うんです。したがって、ここに2億8,700万余、かなり高額の予算を投入しながらパソコンの整備等がなされているわけですが、全県立学校の全生徒とパソコンの台数、その関係で18年度もこのような事業が行われたわけですが、本県のIT教育のレベル、そのあたりは満たされているのか、まだまだ今からなのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○靄田財務福利課長 今のお尋ねの件でござい

ますけれども、大宮高校から清武養護までの県立58校に対しまして4,304台のパソコンを現在入れております。これが多いか少ないかという問題等もあるんですけれども、平成19年5月1日でまとめた結果、コンピューター1台当たりの児童生徒数6.8人、全国水準の29位ということで、まだまだ努力が必要かと思っております。いずれにしましても、今委員がおっしゃったように、情報化に対応するためには、ハード・ソフトの整備が喫緊の課題だと認識しておりますので、今後ともこの整備につきましては、財政当局にお願いしながら整備拡充に努めてまいりたいと思っております。

○長友委員 全国29位ということでもありますので、財政多難な折ではありますが、できるだけ頑張っていたきたいと思います。

住みやすい国のランクが最近の新聞に載ってました。フィンランドかアイスランドかが非常に上位になってきたんですね。そこがまたITが世界で最先端を行く国ということでもありまして、そういう相関があるのかなということを実感しております。IT化に関しまして一段の努力をお願いしたいと思います。

○靄田財務福利課長 西米良村あたりは非常に早くIT化に取り組んで、山間地域の中にあっても遜色のない教育活動、情報がとれるというようなことでございますので、今の御意見等も踏まえながら整備に努力してまいりたいと思っております。

○太田主査 時間が中途半端になっておりますので、ここで休憩をしたいと思います。

昼からは、移動の時間もあるということでありましたので、午後1時15分から再開をしたいと思います。

先ほど井上委員から出た発達障がい関係の問答がありましたけど、私の小さいころ、同級生で先生からいつもかばんかばん頭をたたかれている人がおったんですが、今考えてみると、ああ、かわいそうだったなと思います。障がいというくくりならよかったのかなと思ったりもして、非常に心が痛む思いであります。財政課に自信を持って要望してくださいというのは、教育センターを視察して本当にいい授業をされているなとつくづく思っておりますので、そういう励ましと思って聞いていただきたいと思いません。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時12分再開

○太田主査 それでは、分科会を再開いたします。

今まで総務課から特別支援教育室まで質疑を行っておりますが、まだあると思しますので、もう少しさせていただいて、終わりました後、生涯学習課から人権同和教育室まで質疑をして、最後に全体をまとめてしたいと思えます。

それでは、継続してどうぞ。

○福田委員 学校実習事業特別会計の件でお聞きしたいんですが、実はこの前、高鍋農高が県の畜産品評会でグランドチャンピオンをとられました。宮日新聞の1面を飾っておりますが大変喜ばしいことではありますが、その関係者のお父さんでしたか、「県はいい素牛を買ってくれるものだ」というお褒めの言葉がありました。そこで、私も余り知らないものですからお聞きします。先ほど不用額がかなり大きかったんですが、農薬、肥料、家畜とかいうやつで。高等学校の実習特別会計と表裏一体の関係で生産物の

販売収入があります。これは主として農業高校とか水産高校だと思いますが、1億8,000万の内訳を知りたいんですが。

○靄田財務福利課長 生産物売り払い関係でございますけれども、平成18年度は1億8,549万8,000円余、1億8,500万程度の売り上げがございます。これは主に野菜とか、高鍋農高にあつてはミルクとか、米などもろもろのものがございます。

○福田委員 これは、高鍋農高だけじゃなくて、水産高校なんかは入ってないんですか。大きい学校の金額を欲しいんです。1億8千数百万がどういう内訳か。

○靄田財務福利課長 大きいところを幾つかかいつまんで申し上げたいと思えます。ただ、海洋高校は一般会計でやっておりますので、こちらではございません。宮崎農業が1,500万、日南農林740万、都城農業4,900万、高原高校2,700万、高鍋農業7,000万、門川高校760万、高千穂高校860万、以上でございます。

○福田委員 それで、学校実習事業特別会計は、生産物売上金額に見合うものを計上されるんでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○靄田財務福利課長 おっしゃるとおりでございます。

○福田委員 私は、この前の委員会の調査で高鍋農高の実習圃場や施設を見せていただきました。今度、畜産科の皆さんが県の畜産共進会でグランドチャンピオン等をとったことを考えますと、売り払い金額の範囲内ではなくて、直接かかる経費、それに付随するものを余裕を持たせて実習の会計を組まれるといいがなと思つたんです。使い切っていないということは、何か制約があるんでしょうか。農薬とか肥料、家畜ぐらいでかなりの節約金額が出ていますが、例

えばこの前グランドチャンピオンをとった牛は
幾らで購入されているのでしょうか。

○**靄田財務福利課長** この前グランドチャンピオンをとった牛の値段は、いわゆる備品購入費で充てますが、具体的な金額は存じ上げておりません。ただ、農業の特別会計は、御案内のとおり独立採算でございますから、台風災害とか牛の病気等含めて、一般的に歳入は低く抑える傾向がございます。それで採算をとらなければいけませんので。それから歳出は、できるだけ歳入に見合う分の歳出を組むんですけれども、そこは抑えがちになると。家庭で言えば月給に対する支出という関係でございますから、歳入を低く見る傾向が各学校ございます。歳出は非常事態に備えて抑えていくと。ただ、今委員御指摘のように2,800万有余の繰り越しがありますので、7校の職員と我々とで特別会計担当者の協議会を持っておりますので、備品等含めて有効的な執行をやっていこうという申し合わせを行っているところでございます。

○**福田委員** 何といたしましても本県の農業の将来を担う人材の育成でございますから、その辺は最先端の技術や備品等の配慮をこの範囲内でお願いしたいと思っております。

もう一点。水産高校の実習船の会計は一般会計で見るとですか。

○**靄田財務福利課長** はい、一般会計でございます。

○**福田委員** ちなみに、実習船が水揚げした金額はどれくらいになっているのでしょうか。

○**靄田財務福利課長** 平成18年度で、主にマグロ関係でございますけれども、42.9トンを揚げまして2,420万円程度の水揚げがございます。

○**福田委員** 本県の水産高校じゃなくてほかの実験船でしたが、副産物（フカヒレ）等につい

て不適切な処理がマスコミで報道されましたが、うちはそういうことはないですね。

○**靄田財務福利課長** 18年度まではございました。ただ、金額的には40～50万程度です。18年度も第1回の11月航海まではありましたが、フカヒレ、具体的にはサメでございますから、非常に危険も伴うので、はえ縄でかかってくる時はその場で捨てるのと、廃棄しろということで、2月からは一切やっております。したがって、19年度はサメの捕獲等はいたしておりません。

○**米良委員** これは総括のときに申し上げようと思ったんですけれども、どなたでも結構ですが、お聞かせをいただきたいと思っております。施策の体系表から1つだけお尋ねをしたいと思っております。各課それぞれ将来に生きる子供たちをどう育てていくかということに御努力をいただいておりますが、共通して言えることは、ここにも上げてありますように、「未来を拓く人が育つ社会」、こういうことを掲げて頑張っておられるわけでありまして、各課のそれぞれの事業を通して言えますことは、学校、地域、家庭、いわゆる学社連携がどう教育に携わっていくかというのは極めて大事な部分を占めるわけでありまして、学社連携について、このほかに特筆すべき事業があればお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、総務課と学校政策課に言えることではありますが、ほとんど県単のモデル事業ということ掲げて事業に取り組みまれておられるわけでありまして、限られた市町村においての事業展開でいいのかどうかということも私は疑念を常々持っておりました。したがって、昨年度やられた事業を通して、残された市町村に対してどうその成果を波及していくのかお聞か

せをいただきたいと思っておるわけでありませう。

それから、もう一つ気がついたことがあるんですが、特別支援教育室長、424ページに、ケアが必要な生徒ということでおおよそ4,600万上げてありますが、ケアというのは医療のほうにくるんじゃないか、看護師だけで十分なのかということ等を考えますと、ここでいう4,500万というのは恐らく看護師の報酬費だと思いますが、それで間違いはないかどうか。この場合、どういうケアが実施されたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、耐震調査をやられました。これから事業に移っていくわけですがけれども、目安としてどのくらいの年数をかけて完了されるのか、計画的なものがありましたらひとつお聞かせください。

○太田主査 4点ほど質問がありましたけど、学社連携の問題等でどうでしょうか。

○満丸政策企画監 まず、学社融合についてであります。これは平成元年の前でしたが、臨教審答申の中で学社融合の理念が出まして、家庭、学校、地域が相互に連携、融合するようなシステムをつくる必要があると言われてました。それ以後、学校教育と社会教育をどう連携、融合させていくかという取り組みが行われてきたところでありませうが、今回の地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」実践モデル事業は、まさに学社融合の理念を発展充実したものでありまして、学校と家庭と地域社会が一体となった教育のシステムづくりを目指してあります。これが1点でございます。

それから2点目の、今後どう普及していくかということでありませうが、モデル事業を現在7地域で取り組んでありますが、今後ともこの取り組みのよさを他の市町村にも普及していき

たいということ、現在その方法について検討を進めているところでございます。

○太田主査 今、2つの質問に答えられたわけですね。最初の地域連携というのはページ数で言うと何ページになりますか、言葉で言われたからわからなかったんですが。

○満丸政策企画監 402ページの主な事業名の1番目にあります、地域で子どもを育てる「地域教育システム創造」実践モデル事業でございます。

○太田主査 あと、特別支援のケアの問題ですね。

○有馬特別支援教育室長 424ページでございます。養護学校等医療的ケア実施、決算額が4,596万2,000円になっておりますが、御指摘のとおりほとんどが看護師の賃金でございます。これが4,400万ぐらいかかっております。あとの150万程度が消耗品、備品等でございます。これはすべて医療行為でございまして、どんなものかといいますと、のどや鼻からチューブを入れて胃のほうにつぶした食料を入れる経管栄養の子供たちが、昨年度の場合は16人おりました。それから、たんを自分で排出できない子供たちのためのたんの吸引が23人、もう一つは、自分で排尿できない子供たちにチューブを通して尿を出す導尿、これは本県の場合、昨年度はございませうでした。この3行為は本来は医療行為でありまして、医者の方の指導のもとで行わなければならないわけですがけれども、厚生労働省と文科省との話し合いの中で、この3行為については学校で看護師が行ってもよいということで、今行っている事業です。

○飛田学校政策課長 先ほどモデル事業について学校政策課分はどうなっているかということがありましたので、幾つか事例を御紹介したい

と思います。主要施策の成果に関する報告書の421ページをお開きください。そこでは地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業が取り上げてあります。モデル地域で活動していただいているんですが、このことを普及するために学校安全に対する指導者の研修会をしました。そこで事例を発表いただくというようなことをしております。それから、学校における読書活動推進モデル事業では、モデル校に他校でも使える事例集をつくっていただいて、それを普及するというようなこと。それから、宮崎の就学前教育推進事業では幼保小連携推進モデル校を指定しておりますが、今年度、そこの保育等の姿を見ていただくことを企画しております。そういう形で1校でも多く普及するように努力をしているところです。

○轟田財務福利課長 耐震関係でございますけれども、本年度中に耐震整備計画を作成しまして、平成27年度までにはすべての耐震補強工事を終えたいと考えているところでございます。

○米良委員 それぞれどうもありがとうございました。

学校政策課長、今おっしゃった話はよくわかりましたが、学社連携ということを描きながら特筆すべき事業を御紹介いただきましたけれども、少しずつつまんで大きく広げたほうがいいのか、予算をいっぱいにとってモデル的なものをケースとして波及させたほうがいいのか、そこは専門家じゃないとわかりませんが、できれば県下全体に広げていただいて、これは補助事業ではなく県単独の事業でしょうから、広げられる部分があると思うので、そういう普及徹底に努めていただきたいということからお話を求めたところでありましたが、それに対する一つの方向性をどう考えておられるのか。

それからもう一つは、この前の委員会でも申し上げましたので繰り返しになりますが、この夏、西岳の学校に行きました。校長先生に、「地域に根差した先生たちがどのくらいおられますか」という話をしましたら、1人もいないんです。校長先生もあんまりぴんときませんでした。やっぱりその学校の区域に住んで、大変でしょうけれども、地域の皆さんと一体となって子供たちの教育に当たるということを長い間叫び求めたことであります。いつの間にかそれがどこかに行っちゃって、宮崎から都城に通ってみたり、あるいはもっと時間をかけて通ってみたり、そういう先生たちが非常に多くなったということと、校長、教頭先生もそれは頭にはないんです。それが普通かなと、今の時代かなということなんです。認識としてはあるんでしょうけれども、仕方がないなということで現在に至っておるという状況を聞きましたときに、やっぱり学校、家庭、地域社会が一体となってということを目指しておれば、先生方はその地域にできるだけおっていただいて、土曜、日曜とは申しませんが、朝に夕に子供たちの姿を見ながら一緒に育てていくという姿勢が、特に今欠けておるような気がするものですから、そういう面とあわせてお尋ねをしたところでありました。それも含めてひとつお伺いします。

○飛田学校政策課長 モデル事業でやるのか県全体でやるのかというのは、おっしゃるとおり両方が必要だと認識をしております。一つの例を申し上げますが、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業は、子供たちの登下校を中心とした安全確保をするということで、地域の方々にスクールガードとしてボランティアをお願いしました。私たちも関係機関に随分足を運んでお願いしました。当初、それにどれぐらいの人が

協力いただけるか、数千人かなと思いましたが、最終的に登録して活動いただいた方は2万人ぐらいでした。呼びかけをすること、アクションを起こすことで全県下に広げることができると思います。それから、深さを求める点では、モデル校で深さを求めていきたいと考えております。学校が動くことによって地域も動いていただけるという実感を持ったところでございます。

○堀野教職員課長 居住地の関係でございませけれども、19年5月1日現在、小中の計で校区内に居住している割合が13.5%になります。御指摘のように、教職員の方々が地域内に居住するということは、地域に根差した教育ができますし、危機管理等の面からも意義深いものだと考えています。先ほど校長自体の認識もなかったというお話がございましたけれども、我々としては、管理職を通じて地域内に居住するように機会あるごとに指導はしております。ただ、それぞれの家庭の状況、進学の問題とか介護の問題等ございますので、そこはそれぞれの職員の判断に任せていることがございます。ただ、そういう事情があるにせよ、地域内の行事には積極的に参加するようという指導は事あるごとにしているところでございます。

○米良委員 特別支援室長から吸引の治療、経管の治療、それぞれ人数を上げてお話をいただきましたが、どこかの事例で命にかかわったという話も聞いたりするものですから、知事部局との連携も必要じゃないかと思うんです。保健関係でしょうか。お医者さんを雇い入れるというのと両方から考えたとき、その辺はどうなんですか。教育委員会単独でこれはやっておる事業でしょうか。

○有馬特別支援教育室長 一番大もとの部分では、厚生労働省と文部科学省が話し合いをもち

まして、養護学校の中で医療的ケアをやりましょうということを決まった事業です。御指摘のとおり、命にかかわる問題でありますので、一人一人の子供の様子について主治医からの指示書をいただいております。その指示書に基づいて看護師が指示されたことを学校でやると。それ以外のことは一切やったらいけないことになっております。

○鶴田財務福利課長 先ほど御質問がありました牛のグランドチャンピオンの購入価格でございませけれども、平成19年6月5日に購入いたしまして、購入金額が105万3,150円、100万強の値段で購入しております。

○宮原委員 424ページ、特別支援教育室の障がい児介助支援事業というのがあります。先ほどの説明では2分の1の補助で5市2町の37名の子供さんに対して介助したということです。介助が必要な子供さんは5市2町だけではないだろうと思うんですが、どのぐらい一般の学校に入っておられるのか把握されてますか。

○有馬特別支援教育室長 424ページの障がい児介助支援事業については、緊急雇用対策事業の一環として激変緩和をするためにつないだ事業でございませ。平成18年度にすべての小中学校の障がいのある子供たちの数——軽い部分から重い部分、いろいろ段階があるわけです。医療機関にかかって、例えば耳に障がいがあるとか目に障がいがあるとか、どんな軽いものでも数は把握しております。後ほどお答えいたします。

○宮原委員 それに絡んだ形なんですけど、5市2町がそういう対象で介助員を配置しているわけですけど、市町村の財政状況によっては配置したくてもしていないというところも結構ありますよね。その現状はどうなっていますか。

○有馬特別支援教育室長 介助支援を決めると

きには、市町村の財政力指数0.5以下にしたわけです。要するに財政力指数が0.5以上、ある意味で言えば財政力のあるところについては独自でやってくださいと。しかし、財政力が厳しくて市町村単独でできないところについては、県として幾らかの補助をしますという形でやったのがこの事業です。この事業で17年、18年まで2年間つなぎました。そのときの約束が、19年からは独自でやってくださいよと、それまでには何とかかんとか準備をしてやってください、それについては県も半分は補助しますということでした。今年度からは国のほうも介助支援事業のようなものを起こしましたので、やろうと思えばできるのではないかと考えております。

○宮原委員 今の話では財政状況を含めてということですが、同じ障がいを持っていて、片一方は介助員がついて普通の学校行ける、片一方はつけないから行けないというのでは、教育全体からすると差があるのかなというのがあったものですから、質問させていただきました。ありがとうございます。

○野辺委員 学校政策課長にお聞きします。県立学校の通学区域弾力化推進、これは普通科高校の学校区域の撤廃ということだと思んですが、午前中の答弁で、合同選抜のときは80%ぐらい近くの学校に行っておったからさほど問題はないと言われたと思うんですが、地元のことです。申しわけないんですが、宮崎市とか学力の高い、いわば進学校の近くの生徒たちはそれでいいと思うんですが、中山間にある、例えば串間の福島高校なんかは——この前同窓会があったんですが、非常に影響が大きいと、今でさえ母親とこっちに居住されて、優秀な生徒は宮崎の学校に行っておるものですから、撤廃さ

れたらかなり流れてしまって、行く行くは廃校に追い込まれるんじゃないかということをおもな心配しておったんです。そういう面で、普通科の通学区域の撤廃というのはかなり大きな影響があると思うんですが、そういう学校に対しての対応策というものはどう考えていらっしゃるのか。

○飛田学校政策課長 それぞれの学校は地域と密着しながら地域に根差した学校として育ってきていると思います。例えば、今御指摘の福島高校についても、部活動等でも非常に際立った部がありますし、子供たちをどれだけ伸ばしているかという実績では極めてすぐれた学校であると思っています。それに加えて、それぞれの地域の特色づくりをするために、串間市においては小中高の一貫教育に取り組んでいただいたり、ハイスクール学力アップ総合推進事業の指定校にしたり、さらにパワーアップをしていただくような取り組みをしているところでございます。

○野辺委員 以前から小中高連携、特区ということで打ち出させていただきました。私は基本的には間違っていないと思うんですが、その後、串間市の教育委員会が中学校の統合をやるという方針を打ち出して、賛否両論あって紛争しています。これは決算とは関係ありませんけれども、串間市の教育委員会が打ち出した方針ですが、そういうことに対して県の教育委員会に意見を求められるというようなことはなかったんですか。参考に聞かせていただきたいと思っております。

○飛田学校政策課長 特に県の教育委員会がどう指導するとか意見を求められるということではなくて、各地域がそれぞれの地域の特性に応じてなさっていると考えております。

○野辺委員 401ページにある幼・保・小、小中、中高の連携というのが最近非常に多いと思うんです。18年度が149校ですか、「一部に努力を要す」ということになっております。先ほど飛田課長は学力の面で判断されたんですが、この連携ということについても「一部に努力を要す」ということになっておるわけですか。

○飛田学校政策課長 連携についてはおおむね順調に進んでいると思いますし、いろんな趣旨を理解いただいて連続した教育が広がり、子供たちの学力、あるいは心の教育の面でもいい方向に行っていると考えております。

○野辺委員 「一部に努力を要す」というのは書いていないということですか。

○飛田学校政策課長 先ほどの説明で十分伝わらなかったら申しわけございませんが、これはほかの事業も包括しておりますので、そういうことでございます。

○野辺委員 先ほど串間の例を挙げたんですが、中学校を1校にしようということになった場合に、強制的に市の教育委員会がそういう方針を出したわけですから、スクールバスの運用というものが当然考えられているわけです。そうなりますと、南那珂の総合性専門高校は飢肥の日南工業高校に統合することになっていきますので、実際言いまして地元から通学が不可能だというような声が上分上分おるんです。南郷にあるときと違ってですね。養護学校と違いますので難しいとは思いますが、一部スクールバスの運用ということは考えられないものか、お聞かせ願いたいんですが。

○飛田学校政策課長 再編をするとき、どこに再編するかということにいろんなリサーチをさせていただきました。串間市の子供さん方も日南工業に通学をなさっている方がおられます。

ただ、一人一人の御事情を全部リサーチはできておりません。学校によっては、県がスクールバスを運用するという形ではなくて、路線バスをそこへうまく引き入れていただくというような対応をお願いしたりするケースもございます。場合によっては、そういうことができるかどうか考えることはできるかもしれませんが、県で動かしている例は県立高校ではございません。

○野辺委員 日南農林高校には100何名行っておるんです。日南工業は少ないんです。そういう意味で、例えば地元の都井地区からバスや列車で通学するのは不可能だということで、地元は非常に心配しているんです。スクールバスは無理としても、学校側から路線バス等について配慮願いたいと思います。スクールバスが可能であればひとつ検討していただくといいかなと思ったものですから、どうぞよろしく願います。

○有馬特別支援教育室長 先ほどの宮原委員からの質問にお答えいたします。

平成18年度、小学校、中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の中で、医療機関から何らかの形で病気や障がいがあると言われているお子さんが、小学校で598名、中学校は164名、合計で762名おられます。

○太田主査 ほかにありませんか。

それでは、次の課に移ります。生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室で質疑がありましたら、どうぞ。

○野辺委員 436ページの県単の子ども体力育成、決算額1,984万8,000円、18年度当初予算を見るとわかると思うんですが、これはどういう内容か教えてほしいんです。子ども体力育成という面からしたら予算がちょっと大きいような気がするものですから、予算の使途をお願いし

ます。

○得能スポーツ振興課長 子ども体力育成事業についてですが、事業の中身としては大きく4つの事業がございます。一つは、体力テストを県内の小・中・高校生全員実施をするという事業がございます。もう一つは、体力向上研究推進モデル校を指定しております、細野小・中学校、宮崎西高等学校を3年間指定させていただいたところです。もう一つは、親と子で体力づくりをしましょうということで、10月中旬に、親と子の体力づくり講習会を県内3つの地域で行い、全体で308名の参加を得た事業がございます。4つ目に、小・中・高等学校への支援ということで、その中の一つは学校体育実技指導者派遣を行っております。県内14校に水泳と武道の指導者を派遣して指導しています。もう一つは、小学校に中学、高校の体育の先生を、水泳、陸上、器械運動の3つについて27名派遣をしている事業がございます。そのほかに、中・高等学校への運動部活動の外部指導者ということで、約200名の地域の方々に県内の部活動の指導ということで御協力を願って事業を展開しているわけであります。

○野辺委員 県内でやっておるということですね。ここを見たときに指定推進モデルとはどういう事業かわからなかったものですから——わかりました。

○米良委員 生涯学習課長、2～3お聞かせをいただきたいと思うんですが、431ページで生涯学習に親しもうとする機運が高まったと、大変いいことがここに成果として上がっております。県内を見られて、生涯学習ということはこっちに置いていて、この中で特に育てなくちゃいけないという社会教育関係団体があれば、押しなべてみんなでしょうけれども、そういう年齢層

がありましたらお話をいただけませんか。

それから、中ほどに社会教育主事講習派遣者数が9人とあります。派遣者累計数170人というのはどういうことか教えてください。

それからもう一つ、一番下のほうに「県や市町村が行う生涯学習講座への参加者数」の数値目標等を上げられております。18年度で7万7,000人という数字が上がっておりますが、これは生涯学習課から見て多いのか少ないのか。また、生涯学習の参加者の年齢層がわかれば、ここでお示しをいただくとありがたいと思います。

それから、432ページですけれども、社会教育主事の資格を取得する者が年々ふえたということですが、これはいいことだと私は思うんです。どの辺でこういう人たちがふえてきておるのか、具体的にわかれば、参考のためにお聞かせいただけませんか。

○勢井生涯学習課長 なかなか難しい質問もございまして、すべてお答えできるかわかりませんが、まず、社会教育関係団体につきまして、社会教育を進めていく上では連携をとって進めないといけないということで、どの団体も大事かと思えます。全般的に言いますと、少子化等もございまして組織率が低下しているところがございます。私どもの事業の中では、428ページの女性によるふるさと家庭教育サポート推進は、地域婦人団体連絡協議会と連携しながら進めているものでございます。その他、429ページの豊かな心を育む子どもの体験活動支援事業は、子供会あるいはボーイスカウト、ガールスカウト、社会教育関係団体等と連携しながらやっております。また、433ページの若人ひむか活性化塾につきましては、青年団の団員の方も含めまして若い世代の参加を呼びかけております。そうい

う意味で、生涯学習、社会教育を進める上ではどの団体も非常に大事かと思えます。ただ、将来的なことを考えますと、子供会その他の少年を対象にしたところ、それから青年を対象にしたところとの連携が非常に大事かと思っております。

それから、社会教育主事の派遣者数ですが、これは、県費で派遣しております教員関係、それから県の教育委員会事務局あるいは教育事務所の職員を派遣しております、その累計が170人ということでございます。過去も含めて派遣した人数でございます。

それから、市町村も含めた生涯学習講座への参加数でございますが、生涯学習といえますのは非常に幅広い概念でございますので、7万7,000人が多いか少ないかと言われると、非常に難しい問題でございます。県民それぞれが参加していただくという観点からしますと少ないようにもございます。ただ、これは県なり市町村で設けた講座に参加された方でございますが、それぞれ目標をクリアしておりますので、一定の成果は上がっていると思っております。

参加者の年齢につきましては、分類しておりませんので細かな数字はございません。例えば平成18年度の9万4,559人につきましては、この中で特に高齢者教室に参加されている方が3万3,000人余りございます。そのほかの家庭教育学級とか婦人学級、県立学校開放講座に参加されている方につきましては、細かな年齢をとっておりませんのでわかりませんが、少なくとも3分の1以上は高齢者の方が占めているという状況でございます。

それから、社会教育主事につきましては、毎年計画的に研修に派遣しております。もちろんこの研修を受けられて学校現場に帰られる方も

おりますが、各学校におきまして地域に対する窓口ということで活躍されている先生もおられます。こういったところで今後活用できると思えますので、現在ふえてきておりますし、さらに社会教育主事を育成していく必要があるのではないかと考えております。

○米良委員　そこで課長、社会教育主事の資格を取得しようという学校現場の先生たちの動向というのがわかりませんか。強いて言えば、なりたいという先生たちは多いのか少ないのかということです。その中にはカウントできませんね。わからなければいいです。

○勢井生涯学習課長　正確な数字はわかりませんが、平成18年度の場合ですと、特に学校の先生は夏休みの間に研修に行かれます。9人のうち3人が学校の先生です。

○米良委員　最後にしたいと思いますが、私は最近、孫が3人近くの小学校に行っているものですから、おじいちゃん、おばあちゃんの参観日に呼ばれて行くんです。社会教育関係団体、PTAというのがありますが、PTAというのは、今、あつてなきがごとしですね。お父さんたちは来ません。私が行くと非常に喜ぶんです、教頭、校長が。極めてお母さんたちが多いです。

社会教育関係団体、どういうふう育成するかということについてお尋ねしましたけど、PTAのお父さん、お母さんたちを、PTAだけでなく、地域の人づくりとか地域づくりの核とすれば、この人たちは逸材的存在だなというふうに思うんです。だから、校長、教頭先生あたりと、地域づくりの参画者としてどうその人たちをつかめるかということをお話をしてみたいなと、行くたびに思うんです。特に今、優秀な人、たけた人が多いんです。PTA活動は余りしないんです。知れてますわ、

学校で草取りに行くか、溝掃除に行くか、そこ
辺の奉仕作業をするかぐらいがPTA活動です
から。もっとほかに活用する場があると思うん
です。社会教育関係団体を地域づくりの核とな
るようなとらえ方をしてもらえると、極めて優
秀な人が多いから、ありがたいなと思っている
ものですから、そこあたりとひっくるめてお話
をさせてもらいましたので、機会がありましたら、
県内の小学校だけでもそういう話をしてもら
うとありがたいと、これは要望しておきます。

○**福田委員** 美術基金についてお尋ねしたいん
ですが、実はずっと以前、ピカソで論議したこ
とがあったなと思っているんですが、せっかく
7億円余の美術基金をお持ちであります。今は
時期が悪いと思いますが、あの当時購入され
たのはピカソと瑛九が主体でしたが、以後、本
県の美術館が誇れるものが購入されたんでし
ょうか。私も中休みしていましたからわから
ないんですが。

○**勢井生涯学習課長** 先ほどおっしゃいま
したパブロ・ピカソの作品につきましては、平
成4年に4億4,000万余りで購入いたして
おります。その後、特に金額的に大きなもの
といたしましては、平成6年にポール・シニ
ャックの作品を2億6,500万、平成8年に
ルネ・マグリットの作品を2億8,350万
円で購入いたしております。特にルネ・マ
グリットにつきましては、今年度開催いた
しましたシュルレアリズム展の中でも展
示をいたしております。そのほか数あるか
と思うんですが、特に美術館のほうでは、
郷土出身、またはゆかりのある方の作品、
海外のすぐれた作品、我が国の美術の流
れを展望するのにふさわしい作品といった
収集方針で収集しているところでございま
す。金額的なものは別にいたしまして、特
に本県出身の瑛九などの作品等

を中心に収集いたしております。

○**福田委員** 私がお聞きしたのは、審査意見
書に、「将来の需要を的確に把握し、適切な活
用が図られるよう」という基金のあり方につ
いての意見書が出ていますが、実はピカソを
購入した時点、まだバブル崩壊前でして、高
いんじゃないかということで随分議会で論議
を呼んだんです。その後バブルが崩壊しまし
て、大昭和の持っていました絵、あるいは銀
行等が担保にとっていました絵画等が相当安
値で出ました。あのときが取得のチャンスで
あったなと思うんです。現時点は、またか
なり値がもとに戻りまして高いと言われてい
ますが、そういう面を意見書は指摘をして
いるのかなと考えます。いろんな財政上の
問題も言われましたが、これは美術基金で
お持ちでありますから、それも配慮しながら
、適切な運用が大事かなというふうに感じ
ます。

それからもう一点、7億円というのは、財
政的に厳しい本県にとっては大きな基金で
ございしますが、この運用益が非常に少な
いようでありまして、低金利時代ではござ
いしますが、それにしてもちょっと低いな
と考えているんですが、どういう運用をさ
れているんでしょうか。もちろん元本の保
証された商品の運用だと思います。

○**勢井生涯学習課長** この基金につきま
しては、県のほかの基金とあわせて運用し
ておりまして、詳細について今手元に資料
がございません。

○**福田委員** それでは、美術基金単
独の運用ではなくて、県のほかの各種基
金とあわせて運用されていると、その利
息配分を受けたのがこの金額であると、こ
ういうふうに考えていいんですか。

○**勢井生涯学習課長** この基金の運用
益につきましては、これまで一般会計のほう
にすべて出

しております。

○**福田委員** そうじゃなくて、7億円は単独で運用ですか、それとも金額を7億と明示して県全体で運用しているのかということを知りたいんです。運用利回り等があるのでしょうか。

○**勢井生涯学習課長** 7億円の運用につきましては、3カ月ごとに切りかえる譲渡性預金で運用いたしております。

○**福田委員** 運用利回りは幾らですか。

○**勢井生涯学習課長** 通常は*0.2%となっております。金利につきましては、金額に応じまして会計課と銀行のほうで協議して決定するようになっております。

○**福田委員** では、運用利回りについての責任は直接的には教育委員会には発生しない、こういうふうに考えていいですね。

○**勢井生涯学習課長** そのように考えております。

○**福田委員** 先ほど申しましたとおり、せっかく基金を持っていますから、使えないんだっただけなら使えない、財政が非常に逼迫していますからほかにも使いようがあるんです。もし基金としてずっと存続されるのであれば、当時も論議を呼びましたが、ここは買い場だということでは本県の美術館の所蔵品を豊かにしてほしいと、このように考えておりますが、時期的に今は悪いですね、県の財政状況もよくないし、皆さんとしては後ろめたく感じられましょし、もちろん美術品そのものがオークション等を見ますとはね上がってますからね。以上でございます。

○**井上委員** 文化財課に西都原考古博物館の入館者数についてお尋ねします。この入館者数というのは、体験とは全く別であるというふうに書いてあるので、純粋に入館していただいた方だと思うんです。それで、平成19年は私どもも

行きましたので、私たちの人数も入ると思うんですが、西都原考古博物館の入館者数は思ったよりも少ないんですね。これは県内・県外者というのは把握できていますでしょうか。

○**井上文化財課長** お答えいたします。

まず、西都原考古博物館の入館者が少ないのではないかという御感想についてでございますけれども、ついせんだって、開館4年目にして入館者が50万人に達成したという報道をごらんになった方もいらっしゃるかと思います。この規模の博物館として開館4年目で50万人達成ということで、非常に大きな評価をいただいているところでございます。

444ページに16、17、18年度の入館者が掲げてございますが、平成16年度は、目標値が15万でありましたところ14万5,000、ほぼ達成しております。平成17年度は、目標値14万4,000のところ12万、やや苦闘しております。平成18年度は、14万6,000に対して13万2,000、目標値をやや高目に掲げたというところはあるかと思います。これは平成14年度に開館いたしまして、開館当初から入館料は無料でございます。開館当初は当然入館者が多うございますけれども、2年目、3年目と経るに従って通常減っていく傾向にあることを前提にいたしますと、平成16年度から17年度にかけて確かに減ってはおりますけれども、18年度再び盛り返しておりますし、19年度においてははるかに盛り返しつつあるところでございます。これが多いか少ないかは、完全に同一条件の他の博物館的施設と比べて初めて言えることでございます。その比較ができかねますので、私どもとしては、開館4年目にして50万人を達成したということは満足できる数字だと考えております。

※68ページに訂正発言あり

それから、県外・県内者の入館者の区別をしているかということでございますけれども、入り口にカウンターを設置しておりまして、機械的にカウントすることがこの数値の主な根拠になっております。それでは県内・県外者の区別はいたしかねております。

○井上委員 誤解があっては困るので、私は、これほどの施設とってはあれなんですけれど、これほどの内容の豊富な、内容の高い、あのときに学術員の方も一緒にいて御説明をいただいたんですけど、本当にここはすばらしい考古学博物館だと思うんです。もっともっと宣伝してもいいでしょうし、もっともっとおいでいただいてもいいし。宮崎県内の子供たちは必ずここに入館すると。小学校高学年になったら1回、中学校になったら1回、高校生でも1回行くと。学び取るには大変すばらしい施設だと思うんです。宮崎には文化施設というのはあるんですけれども、西都原考古博物館は非常にレベルの高いものだとして理解をしています。それにしても、目標値が低くていいならまた別の話なんですけど、私はもっとおいでいただいてもいいんじゃないか。だから、宮崎県内だけの形での宣伝の仕方、学校教育サイドだけでの宣伝の仕方だけではもったいないのではないかなと思うんです。

あのとき説明をいただいた学術員の方のレベルも非常に高いというふうにお聞きしましたし、展示の仕方そのものもほかの博物館と違うんです。県外にある博物館と比べても趣も違う。もうちょっと工夫すればもっともっと入る内容になると思います。無料であるということが非常に残念ですが、一つの宮崎のポイントになるのではないかなという思いがしてならないわけです。今のままで満足と言われればそれでおしまいなんですけど、私としてはここは満足せずに、観

光サイドとの連携もきちんととっていただいて、確かに教育施設という位置づけでしか物を見られないところもあるかもしれないんですけども、そういう施設としてだけでなく、もうちょっとあそこに足を運んでいただけるような取り組みをやっていただけないものだろうかと思ったんです。

考古博物館に関して言えば、県もそれなりのお金を落としているわけですから、政策的効果が出たほうがいいのではないかなと思うんです。わざわざ西都まで行かないといけないんですけど、あそこの一帯の中にもっともっと人が入り込んで、西都のほうにも入り込んでいただきたいんです。なかなかここが売りにならないという点では問題があるのではないかなと思っています。だから、10何万人でいいんですと、毎年それぐらいでいいんですと言われると、そういうものかなとも思ってしまいます。くどいようですが、もうちょっと手をかけていただいてもいいのではないかな。私たちが議会で議論をするときに、修学旅行生をもっともっと宮崎県に連れてきたいと。じゃ、宮崎に来て何を見るのかみたいな話に必ずなるわけです。これは一つ売りにはならないのかということなんです。教育委員会としての政策的効果だけでなく、ほかの部との連携によって政策的効果がもっと上がるように、これはもう少し工夫はいただけないものかどうか。もうちょっとお金が生きるような使い方という意味での質疑です。

○井上文化財課長 御指摘のとおり、この数値をもって満足しているということではございませんで、4年目までの達成としては一つの実績はできたと思っているところでございます。平成21年度の目標はやや高目に設定しております。本年度の特別展あるいは企画展等の内容により

まして、従来以上の観覧者の方においでいただいているということもございます。従来は、考古博物館ということで考古資料の展示に傾いておりましたけれども、今回、西南戦争を取り上げましたところ、今まで考古博物館にお運びいただいていた層の方においでいただいております。こういうことを参考にしながら、今後、企画を改めて考えていきたいと思っております。

それから、特別展、企画展、あるいは地中レーザー探査につきましては、当然県内だけではございませんで、常に県外まで広報の手を伸ばしているところでございます。西都原に限りませんで、今、文化財というものが地域づくりの核になりつつあることは、国内において顕著な現象でございます。そういう意味から、御指摘のとおり各部との連携ということは当然考えていくべきことと思っております。例えば西都原につきましては、445ページの上から3番目、西都原古墳群及び周辺地域の史跡整備連携ということで、西都原古墳群を中心として新田原古墳群や持田古墳群、あるいは西都市におきましては国府跡——今、国府跡は発掘整備が進みつつございます。こういう大きな歴史の流れが鳥瞰できる状況が開けつつありますので、本県の歴史を展望する、その展望の中での中心的な設備あるいは史跡として西都原古墳群を生かしていくことを考えているところでございます。御指摘の趣旨、いま一度とらえ直させていただいて努めてまいりたいと存じます。

○井上委員 再度申し上げて恐縮なんですけど、西都市も県だけを頼りにするというのは誤りだと思うんです。自分の地域の磨き上げをしていくという視点から言えば、西都市の努力も必要なんです。ですから、いろんな意味で総合的に

やらないといけない問題なんです。

それで、考古博物館に関しての費用とその周辺の整備にかかる金額と、今まで古墳の発掘、調査に係るいろいろなデータ、まだ今から調査していくものがありますよね。これについては先々、男狭穂塚、女狭穂塚がどのように規定されていくのか等宮内庁との関係とかあると思うんです。夢とロマン——今、知事が一生懸命、高千穂から云々というルートも考えていらっしゃるようです。教育サイドだからここはこれだけでとまるということにしないで、文化財課としてこれをもっと磨き上げる取り組みもやっていただければと思います。

今の答弁で結構ですけれども、そういうことを念頭に置いていただいて、他部との政策的な整合性——今回、私も総括質疑をさせていただきましたけれども、各部で切ってしまうと、本当に予算的効果が出ないんです。その辺連携をとっていただきたい。それから西都市に対しても、その辺のことについてお互いが議論し合うということがあってもいいのではないかと。やり方によっては、西都原古墳群、西都原考古博物館も含めてプラスアルファが出てくる可能性は非常に高いんじゃないかと思うんです。財政当局といろいろ議論をされる場合でも、予算の効果だけでなく、政策的効果ももっと上がっていくような取り組みをお願いしておきたいと思っております。言い方が不十分だったので誤解を招いたかもしれないんですが、そういうことです。よろしく願います。

○勢井生涯学習課長 先ほどの福田委員にお答えいたしましたうちの1つ、基金の利回りについてでございますが、訂正させていただきます。0.2%は直近の利率でございます。18年度の年間平均利回りは0.12%でございます。

○長友委員 生涯学習課になろうかと思いません。427ページの知的障がい者就労支援モデル事業についてですが、障がい者の自立支援や社会参加の促進というのは、非常に今日的な課題といたしますか、障がい者の方々の両親は非常に高齢化をしてまいりまして、その方々にとって一番心配の種は、残された子供がどうなっていくかということでございます。それから、ノーマライゼーションの理念が相当浸透してきつつあると思うんですけれども、障がい者の方々が、軽度、重度あるので一概には言えないですけれども、何らかのチャンスを得ながら社会の中で働きたいと、やりたいという部分があれば、それをやらせていけるような状況になっていかなかちゃいけないと思います。この事業1,000万ほどかかっておりますが、3人のうち2人が会社に就職されたということでありまして。こういう事業を立ち上げるときに、中身がどうであったのか、また契約はどういう形でやられたのかをお尋ねしたいと思えます。

○有馬特別支援教育室長 この契約については随意契約でございます。県庁本館の清掃業務を請け負う業者と随契を結ぶというような形で、そこに3名の養護学校の卒業生で企業に就労できない方、もう少し訓練すると一般就労に結びつくという方をここで1年間訓練させていただくという事業であります。

○長友委員 本来の委託業務とは別で、特別この事業だけにこの金額が出ているんですね。

○有馬特別支援教育室長 はい、そうです。

事業の概要を申し上げますと、一つは、県庁本館で実習をしながら職業訓練をするということ。もう一つは、ビルメンテナンスという業務は、養護学校の作業学習の種目として全く取り入れられておりませんでしたので、実情に合わ

せて、そういった子供たちが社会に出たときに職につきやすいように、ビルメンテナンスを養護学校の作業種目として取り入れていったと、そのときに民間業者の方に講師になってもらったということなんです。

○長友委員 この子供たちに賃金として支払われていけばいいんですけれども、それだけではコスト高かなという気がします。

もう一つは、教育委員会サイドとしての法定雇用率の達成度というのはどんな状況になっておりましたでしょうか。

○有馬特別支援教育室長 前半の部分の3人の訓練生への賃金、これも支払っております。

○堀野教職員課長 障がい者の雇用率ですけれども、平成19年は1.37%でございます。

○長友委員 これは国の基準と比べたらどんなですか。

○堀野教職員課長 国の基準は2.0%でございますので、相当不足していると認識しております。このために、教員採用の枠として身体障がい者の枠というのを設けておまして、ことしも3人の受験がございまして、現時点では2人内定している状況でございます。ただ、免許を持っている障がい者の方が少ないということ、さらには、持っていたとしても教壇に立ってきちんと児童生徒を教える力が必要なこと等から、なかなか進まないというのも実情でございます。引き続き努力はしていきたいと考えております。

○長友委員 その努力はお願いをしておきたいと思えます。

もう一つ、この事業は、ずっと続けていかれる、永続性があることなのか。また、角度を変えながらも続けられるのかお尋ねしたいと思います。

○有馬特別支援教育室長 この事業は、17、18、

19年の3年間の事業でございます。現在、宮崎養護学校を中心に作業種目の中に拡大していきましましたので、ここで得たノウハウを今後は県下の学校に拡大していきたいと思っております。

○長友委員 モデル的な事業だろうと思っておりますけれども、当初に申し上げましたように、とにかくにも雇用の場が障がい者の方々に用意されていくということは非常に大事になろうかと思っておりますので、これをきっかけにそういう道が広がっていくようお願いしたいと思います。

○太田主査 ほかにありませんか。

それでは、後半の部ではあったわけですが、全体を通してありましたら、どうぞ。

○河野副主査 1点だけお伺いしておきたいと思っております。今、農家の後継者が非常に問題になっておりますが、ことしの農業高校卒業生はどのぐらい就農したものでしょうか。

○飛田学校政策課長 農業高校の卒業生の中で直接就農される方、農業大学校等の研修をして就農される方は、例年100名弱でございます。

○河野副主査 今、農業高校も県央・県南・県北・都城方面にある中で、どこの子供が一番就農率がいいですか。

○飛田学校政策課長 生徒の出身地域では把握しておりません。というのは高鍋農業高校は全寮制でございますので県下から来ております。一番就農率が高いのは高鍋農業高校で、半分までは就農いたしません、半分近くが就農しております。

○西村委員 「預け」の関係で来週の月曜日に現地のほうに行かせてもらいますが、五ヶ瀬中等教育学校であれば、いわゆる肩代わりの話もありました。そのときに、西臼杵支庁、教育事務所等に同席していただいた上での意見交換にしていきたい。まずは再発防止に向けての

取り組みと、何が問題点だったのか、ただ単に予算の使い切りだけじゃないと思うんです。ほかの分科会でも話が出ておりますけれども、できれば納入業者との意見交換がやりたいんですが、この場で、業者のほうに参加できるかどうか——もちろんそれは秘密会云々ということはありませんけれども、ぜひそれができる環境をつくっていただきたいと思うんですが。

○太田主査 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時35分再開

○太田主査 再開いたします。

今、全体での質疑ということにしておりますが、委員の皆様からありませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後3時0分再開

○太田主査 分科会を再開いたします。

以上をもって、本日の分科会を終了いたします。

午後3時0分散会

午後1時31分開会

出席委員（8人）

主	査	太	田	清	海
副	主	査	河	野	安
委	員	米	良	政	美
委	員	福	田	作	弥
委	員	宮	原	義	久
委	員	西	村		賢
委	員	長	友	安	弘
委	員	井	上	紀	代子

欠席委員（1人）

委	員	野	辺	修	光
---	---	---	---	---	---

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田	中	浩	輔
議事課主査	湯	地	正	仁

○太田主査 それでは、分科会を再開いたします。

現地調査箇所についてであります。

11月28日の分科会で五ヶ瀬中等教育学校を調査箇所とすることで決定しておりましたが、委員の皆様から西臼杵教育事務所に変更したいとの要望がありましたので、このことについてお諮りしたいと存じます。

調査箇所を西臼杵教育事務所に変更してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、12月3日の調査は西臼杵教育事務所といたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。

平成19年12月3日（月曜日）

午後1時0分開会

出席委員（9人）

主	査	太	田	清	海
副	主	査	河	野	安
委	員	米	良	政	美
委	員	福	田	作	弥
委	員	野	辺	修	光
委	員	宮	原	義	久
委	員	西	村		賢
委	員	長	友	安	弘
委	員	井	上	紀	代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

総	務	課	長	梅	原	誠	史		
西	臼	杵	教育事務所	所	長	杉	田	茂	延
西	臼	杵	教育事務所	所	長	川	越	雅	彦
五	ヶ	瀬	中等教育学校	校	長	児	玉	淳	郎
五	ヶ	瀬	中等教育学校	校	長	徳	田	辰	己

事務局職員出席者

政策調査課	主幹	田	中	浩	輔
議事課	主査	湯	地	正	仁

○太田主査 ただいまから普通会計決算特別委員会・文教警察企業分科会を再開いたします。

それでは、不適正な事務処理について説明をお願いいたします。

○杉田西臼杵教育事務所長 西臼杵教育事務所でございます。

まず、御説明に入ります前に、おわびを申し上げます。今回の不適正な事務処理が本所で発生しまして、また、この用途につきましては、公務に関係した用途ではありますが、職場の親睦会等で負担すべき内容でもありまして、不適切な用途であるとの御指摘を受けましたことは、県民の信頼を損なうものであり、議会及び県民の皆様方に大変申しわけなく思っております。深くおわび申し上げます。

今後は、県民の皆様からの信頼回復に向けて、職員の意識改革や職員相互によるチェック体制の整備に取り組みますとともに、このようなことが一切起こらないように、再発防止に向け全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。引き続き総務課長から説明がありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 それでは、お手元の決算特別委員会現地調査資料の1ページをお開きください。

1調査結果についてであります。（1）預け①金額の表をごらんください。平成14年度の当初残高につきましては81万1,949円となっております。その下の欄の平成14年度の入金額は、上段の38万51円が自己所属の予算による預けであります。その下の200万円は他所属からの配分を受けたものであります。また、平成14年度の使用額は70万3,539円であり、その結果、一番下の欄の残高につきましては248万8,461円となっております。以下、平成15年度から平成18年度までの状況は表のとおりとなっております。

なお、平成17年度の入金額のマイナス100万円につきましては、他所属へ配分を行ったものであり、後ほど説明させていただきます。

次に、②主な使途であります。平成18年度はフラッシュメモリーやパソコンボックスのほか用紙等の事務用消耗品等に充てております。また、平成18年度以前につきましては、書類整理庫やプリンター用両面ユニットなどの備品や事務用消耗品等となっております。

次に、③預けの配分であります。先ほどの入金額のところで説明しましたとおり、平成14年度に西臼杵支庁から200万円の配分を受けております。また、平成17年度には100万円を五ヶ瀬中等教育学校へ配分を行っております。

(2) 書き換え、(3) 不適正な現金については、該当ございません。

次に、2 不適切な使途についてであります。職場の親睦会等で負担すべき内容に区分されたものが、ティッシュペーパーなど表のとおりとなっております。

次に、資料の2 ページをお願いいたします。3 預けを行った背景・理由であります。①にありますように、平成14年度当初残高81万1,949円につきましては、以前から引き継がれておりました。事務所用として備品や消耗品を購入したものであります。

また、②にありますように、平成14年度入金額のうち200万円につきましては、既に西臼杵支庁が業者につくっていた預けのうち、消化を依頼され、当事務所で利用することとされたものであります。また、この200万円の中から、平成17年度に五ヶ瀬中等教育学校に100万円の再配分を行っております。

14年度以降の入金額のうち自己所属予算分につきましては、③にありますように、年度末

に予算消化のために執行したものであります。

4 再発防止策につきましては、全庁的な対応となりますので、教育庁総務課長より後ほど説明いたします。

最後に、5 預けにより購入した備品についてであります。表にありますように、平成17年度以前に取得した備品としまして、取得金額が35万5,540円で、書類整理庫やプリンター用両面ユニットなど9品目となっております。取得備品の詳細につきましては、別冊資料のとおりであります。以上でございます。

○**児玉五ヶ瀬中等教育学校校長** 五ヶ瀬中等教育学校でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、説明に入ります前に、おわびを申し上げます。今回の不適正な事務処理が本校で発生いたしましたことにつきまして、議会並びに県民の皆様方に大変申しわけなく思っているところでございます。深くおわび申し上げます。

本校におきましては、平成6年の開校当初から預けが引き継がれていたようでございまして、平成14年度当初残高が1,312万7,767円となっております。また、平成17年度には西臼杵教育事務所からの100万円の預けの配分と、本校の予算から8万8,851円の預けを行っております。今後このようなことが行われないよう、事務の適切な遂行に努めていきたいというぐあいに思っております。申しわけありませんでした。

詳しい内容につきましては、引き続き事務長のほうから説明させていただきます。

○**徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長** 五ヶ瀬中等教育学校です。よろしく申し上げます。

お手元の決算特別委員会現地調査資料の3 ページをお開きください。1 調査結果についてであります。(1) 預け①金額の表をごらんくだ

さい。平成14年度の当初残高につきましては1,312万7,767円となっております。また、表の下から2段目の平成14年度の使用額は543万6,146円であり、その結果、一番下の段の残高につきましては769万1,621円となっております。以下、平成15年度から平成18年度までの当初残高、入金額、使用額、残高は、表のとおりとなっております。

なお、平成17年度の入金額108万8,851円につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、②主な使途であります。平成18年度はパソコンやパソコンソフトなどの備品等の購入に充てております。また、17年度以前につきましても、放送設備や液晶プロジェクターなど備品や事務用消耗品等を購入しております。

次に、③預けの配分であります。平成17年度に西臼杵教育事務所より100万円の配分を受けております。この預けの配分については後ほど説明いたします。

なお、(2)書き換え、(3)不適正な現金及び2不適切な使途については、該当がありません。

次に、3預けを行った背景・理由であります。 (1)にありますように、平成14年度当初残高1,312万7,767円につきましては、開校当初から引き継がれておりまして、教育環境整備のため備品や消耗品を購入したものであります。

また、(2)にありますように、平成17年度の入金額108万8,851円のうち100万円につきましては、西臼杵教育事務所より消化を依頼されたものであります。これは、西臼杵教育事務所が平成14年度に西臼杵支庁より200万円の配分を受けたものから再配分を受けたものであります。

平成17年度入金額の残りの8万8,851円につきましては、(3)にありますように、平成17年度

末に予算消化のため執行したものであります。

資料の4ページをお願いいたします。4の再発防止策につきましては、先ほど西臼杵教育事務所からもありましたように、全庁的な対応になりますので、教育庁総務課長より後ほど説明いたします。

最後に、5預けにより購入した備品についてであります。表にありますように、平成18年度の取得金額は97万4,295円、品名がパソコンやデジタルカメラなど12品目であります。また、平成17年度以前の備品につきましては、取得金額が593万5,146円で、放送設備や液晶プロジェクターなど99品目となっております。取得備品の詳細につきましては別冊資料となっております。ごらんください。以上であります。

○梅原総務課長 その後の再発防止策について御説明申し上げます。

資料は2ページ及び4ページでございます。2ページで申し上げますと、真ん中に、4再発防止策についてということで記載いたしております。予算の適正な執行を図るためには、財務会計に関する業務につきましても、すべての職員が共通認識を持つことが最も重要であると考えております。このため、財務会計に関する業務につきましても、必要な知識や情報の共有化を図りまして、相互牽制体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

このためには、具体的には、まず(1)にありますように、職員の意識改革に対する取り組みといたしまして、管理職を対象に、現在、教育研修センターで実施しております新任の校長、教頭、事務長を対象といたしました会計事務に関する研修に加えまして、今回新たに、すべての校長、教頭を対象といたしました職能別の専門教習において会計管理者研修を実施すること

といたしております。また、事務長等の出納員や事務関係者につきましても、専門研修や各所属での職員研修を初めといたしまして、あらゆる機会をとらえまして継続的な職員研修を実施することにより、コンプライアンスや公金に対する意識改革を徹底してまいりたいと考えております。

次に、(2)にありますように、責任あるチェック体制を構築いたしますため、事務作業行程の見直しや整理を行いまして、各所属の業務内容に即しましたマニュアルやチェックリストを作成いたしまして、内部チェック体制が十分働くよう改善を行ってまいりたいと考えております。また、月間や年間を見通した計画的な予算執行を行いますための執行管理にも十分配慮してまいりたいと考えております。

さらに、(3)にありますように、教育委員会におきましては3年ごとに検査が入るようなローテーションで、毎年度、県立学校を含めまして行政機関等の財務事務実地指導を実施しておりますけれども、これまでの会計処理の検査指導に加えまして、各所属の内部チェック体制やそのチェック状況等についても確立するとともに、年度内の検査対象所属をふやすということで検査指導体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、知事部局によります全庁的な再発防止対策を踏まえまして、再発防止に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

執行部からの説明は以上でございます。

○太田主査 執行部の説明が終了いたしました。

これから質疑に移りたいと思いますが、事前にお知らせしましたとおり、備品台帳の原本など業者名が明らかとなる資料の確認が必要な場

合には、委員の皆様にご秘密会を諮り、秘密会とした上で質疑を行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、委員の皆様から質疑はございませんか。

○井上委員 幾つかお聞かせいただきたいと思っております。

端数として出ている金額、例えば西臼杵教育事務所で言えば81万幾らというのは前年から残っている分と、もう一つは予算消化のためのものだったと思うんですけども、予算消化のためのといったときに、残った金額を宙ぶらりんにしていくには、会計の監査が入った場合に領収書がそろってないといけないと思うんです。その領収書はどんなふうにつくられたのか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 県からの書類につきましては口座振替払いとなっておりますので、県の支出調書によって支払い日が載っております。現金で払う場合は資金前渡払いとかあるんですけど、そういう場合は特定の場合だけで、領収書はそれ以外ではもらっておりません。

○井上委員 ということは、領収書なしでずっと……。監査事務局が入った時点で、このお金は残ってますというのは、はっきり言ってるということですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 会計書類上は支払いが済んでいるという形になりまして、監査上は、81万1,000円というのはでてこないということになります。

○梅原総務課長 補足説明をさせていただきます。

支払いの手続ということになりますが、県の場合には支出調書に基づいて発注を行いまして、現物が納品された段階で請求書が添付されてま

います。納品書と請求書をつけて支払いを行います。その支払いについては、先ほど申し上げましたように口座払いとなっておりますので、添付書類としてついておるのは納品書と請求書ということになっております。預け分につきましては、書類上は正規の手続を行った上で、納品される品物と期日が異なるというものです。書類上は納品書と請求書がついているという形になっております。

○太田主査 整理をしたいと思いますが、預けというお金が14年当時81万あったわけですよ。それは通常の支出命令書を出して預けられたお金だから、そういうお金をつくったところの支出命令書等はあるわけですよ。

○梅原総務課長 そのとおりです。

○太田主査 今、井上委員が言われた、81万が口座に、教育事務所か知らんがほかのところにある、それをどのように使っていくかについての支出命令書等はないということではないんです。

○梅原総務課長 預けの中から品物を発注する場合は、すべて業者の帳簿による確認になっておりますので、今主査がおっしゃいましたように、県側にはそういった書類は一切ございません。

○井上委員 西臼杵教育事務所のほうで言えば、平成14年度に入金額が38万幾らかありますね。この38万幾らというのは、その年の予算執行上残った分をここに計上しているわけですよ。本来は別なところの予算が執行されたら、本来は正規の形で100万円使う予定だったけれども、100万円使わないで80万使って、残りの20万をここに計上しているようなものですよ。監査のほうには100万円使いましたと報告しているということですよ。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 38万51円につきましては、県の支出として払い出されたものですけれども、支出調書に書いてあります物品の明細が業者の払い出しと一致しないということですので、その辺が架空の払いということなので、預けということになったわけでございます。

○井上委員 それは毎年重なっていくわけですよ。西臼杵支庁から来た200万はまた別で、自分の事務所で作られたお金じゃないんですよ。西臼杵支庁から、自分ところで使えないので使ってくださいよと持って来たお金ですよ。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 200万円につきましては、西臼杵支庁が預けをつくりまして、その分の配分を受けたものでございます。

○井上委員 西臼杵支庁が200万どうぞ使ってくださいというふうに言われるというのは、日常茶飯事のこと、毎年、ちょっと使ってくださいよみたいなことは普通あるということなんですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 当時の担当者にも確認したんですけど、支庁の担当者と事務所の担当者が話の中で、配分可能であるということ、じゃいまだこうかということで、14年に200万円の配分をいただいたということ聞いております。それ以降は配分の打診については事務所と支庁の間ではございませんでした。

○井上委員 教育事務所のほうからお金をくださいと西臼杵支庁に言ったのではなくて、西臼杵支庁のほうから200万円使ってくれないかというふうな打診があったと理解していいんですね。こちらから要求されたんですか、200万円くれというふうに言われたということですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 当時の担当者同士で話しながら、配分可能であるし、また

それを配分してくださいということで、どちらからということのはっきり確認できなかったところでございます。

○井上委員 担当者レベルかどうかわかりませんが、西臼杵支庁にそういうプールされたみたいなお金が歴然としてあるということについては、普通にみんなが知っていた内容なんですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 私は17年度に赴任したんですけれども、そのときに預けがあるということで担当者から聞きました。その段階では預けが西臼杵支庁から来たということも認識しておりませんが、なぜこういう金額がということは思っていたんですけれども、今回の調査の中で14年度に西臼杵支庁から200万円来たということが判明した次第でございます。

○井上委員 西臼杵支庁と教育事務所、西臼杵支庁を中心にしていろんな分野の出先がありますけれども、教育事務所も含めて、年に何回か集まって話をするような機会というのはあるんですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所は教育委員会の事務局ということで、同じ建物には入っているんですけれども、命令関係とかございませぬし、また、支庁との連絡会とかいうものも特別行われていないところでございます。

○福田委員 先ほど説明の中で口座による管理が行われてきたということでございますから、私としては、どういう手法でやられたかということを知るためには、資金の流れを正直に教えてもらう必要があるのかなと考えていまして、本体、県庁の資金管理の通帳から業者に流れていった金額、当然、金融機関を使いますと振り込み依頼書等が必要でございますから、これを

裏づける資料。それから、本体から正常の決算で処理されたわけでありますから、通帳は1本で、通常会計と別途会計はなかったものと判断をしたいんですが、その辺は別途通帳管理をされておったものか。

資金管理あるいは残高等、私どもはフィルターを通した書類でしか見ていませんから、それを裏づける預金通帳、あるいは振り込み依頼、それから、例えば西臼杵支庁から五ヶ瀬中等教育学校、そして業者という流れの証拠、その辺を知りたいんですが。

○井上委員 今のに重ねて、先ほどから意味がよくわからないんですが、財務管理というのはこういう管理の仕方なんですか、正規の書類とかは一切なしで口座管理だけで財務会計処理というのはオーケーなんですか。財務会計処理の規則はそういうふうになっているんですか。

この前の総括質疑のときに監査事務局のほうに、「きちんとした書類がそろっていたからこそ、あなたたちも見つけられなかったんですよ」と申し上げたら、「そうだ」と、「証拠書類が全部そろっていたんだ」というふうに言ったわけです。だから、監査事務局は何年来やられてもそのことはわからなかったんだというふうに回答しているわけです。財務会計の正規の処理の仕方が口座管理ということなんですか。

○梅原総務課長 全庁的な問題ですので、私のほうから御説明申し上げます。

県の財務会計ですけれども、これは先ほど福田委員がおっしゃいましたような、所属ごとの口座あるいは通帳という形で管理されているものではなくて、県全体の財務会計ということで会計課のほうで一元的に管理をいたしております。したがって、各所属につきましては、予算の配当、例えば出先事務所ですと、本課か

ら、どういった事業費で幾ら来たというものが、実際のお金という形ではなくて予算の令達という形で通知がなされます。各出先はその令達された予算の範囲内で、まず支出の伺いという書類をつくりまして、この時点でどういった物品を幾ら購入していかという決裁をとることになります。そこで決裁になりますとそれを発注するわけですが、その発注に基づきました納品の段階で納品書と請求書が添付されます。その書類を添付いたしまして支払い関係の入力をします。そうしますと県の口座から業者の指定口座に振り込みがなされます。したがって、出先事務所では一切金にはタッチをいたしませんし、出先での口座もないわけです。したがって、通帳もございませんので、書類関係としては、支出に関する書類と納品書と請求書がついておれば、それがすべてということになっております。

○福田委員 今の説明でよくわかりました。初めてそういう説明をいただきましたが、そうであろうと思っていました。

そうであれば、資金の流れとしては、預け行為がありましたから、物品が納入された業者に資金が流れていくわけですから、それを証明するものも見せていただければ、なるほどというふうに理解ができると思いますので、その裏づけ、元帳から納入業者に対する支払い。預けでなければ通常の支払いになるわけですから、その支払いされた内容。そのあたりに預けが入るわけでしょうから、それを裏づける資料を見せてもらいたいと思います。当初そういう説明をしていただければ、ここまでわざわざ来る必要はなかったんですね。

○井上委員 関連して申し上げます、納品のチェック、現物がきちんと来たかどうか。お金

が残るということ自体がおかしいわけで、予算の令達を出先にして、出先はお金についてはさわっていないと、出先の口座はないんだというふうに言われると、なぜ業者の手元に現金として残るのか。ということは、納入された物品が入っていないということは起こり得ることになりますよね。だからこそお金が残っているということになるのではないか。不正がないと言われるけれども、本当にそういう意味でのチェックがきちんとされたのかどうか疑問なんです。

○梅原総務課長 今回の預けで一番の問題は、預けに関与しました職員は、発注する段階から架空の発注、預けであることを認識して行っておりますので、注文した品物が納品されないことは十分承知しておるわけです。それを管理する立場にある職員が、書類上の品物が納品されたかどうかを本来はチェックして検査印を押すと、請求書なり、納品書になるんですけども、そのチェックが全く行われていなかったというのが一番の問題であります。したがって、実際に注文して金を振り込んだけれども、品物が全く手元にないというのが今回の預けの状況でございます。

○長友委員 出先のほうに架空請求をした分の金額、幾ら幾らというものがわかってなくちゃいけないですね。また、業者のほうも幾ら幾らの架空請求したという台帳みたいなものがないといかんわけです。その両方がそろえば、架空請求をした金額に見合うだけの品物がきちんと業者から入ってきたか、そういう書類はないんですか。それをチェックしないことにはどうなっているのかわからんわけですね。

○梅原総務課長 所属によって預けの金額が業者に幾らあるかという残高の確認については、

いろいろな方法があったかと思えますけれども、教育委員会で所管しております機関につきましては、行政側にはそういった残高を確認する資料はございませんでした。したがって、引き継ぎの時点で業者のほうに幾ら残っているかと聞きまして、それを引き継いでいくというやり方ですので、今委員がおっしゃいましたように、納品のときに幾ら使われたかという金額をチェックしていくとか、その時点での残高をその都度調べていくとか、そういったことは全く行われていなかったようでございます。

○長友委員 ここに備品等の台帳がありますけれども、恐らくトータルした金額と預けの金額が合っていないと思うんです。その合っていない分というのが、備品ではない消耗品なんかに使われたということもあるんでしょうけれども、それがきちんと合うようなものがなければ、どんな用途に使われたかわからないということで大変なことになると思います。そこ辺のチェック体制は本当にしっかりしてもらわないといかんですけれども、どの辺まで詰められていますか。残った金と備品等の予算でもらった差額、あるいは消耗品等、それでもまだわからない部分というのはどれぐらいありますか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 業者に確認しましたところ、預けの支払い、入金関係の台帳と、通常の売り掛け台帳がございまして、それと突き合わせて県の支出がそこでどうなっているか、そして県の支払いと業者の売り掛け台帳の内容が合うかどうかをチェックしまして、合わない分が預けということでありまして、また、支払いがないのに業者の売り掛け台帳に物品が書いてあるものが、預けからの納入というふうに判断しております。

○長友委員 公金という意識があるのであれば、

業者に預けられていたお金と入ってきた品物との最終的なチェックをする人はどなたになるんですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所の場合は、会計を担当する者と総務課長ということになります。

○井上委員 西臼杵支庁から教育事務所に、使ってくださいよといって200万もらったわけですね。でも、使えなくて、17年度になって五ヶ瀬中等教育学校に、200万はよう使わないので、100万円使ってくれませんかということは、どなたの指示でされたのか。こういう会計処理の仕方についてどの範囲の方まで知っていたのか。会計担当者と総務課長はそんなに勝手に何でもできますか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所の歴代の者に確認したんですけれども、総務課どまりで管理をしていました。私が平成17年度に赴任したときに、金額が大きかったんですけれども、預け金の存在そのものが問題だと感じまして、使いたくないということも正直ございました。ただ、そのままにしておいても県の損失だということで、総務課内で相談しまして、なるべく早く執行しようと、ただし事務所内の消耗品の購入というのは金額が知れておりますので、これでは終わらないということで、金額を減らすために、県立学校関係で配分を受けられるところはないかということで相談しまして、私の指示で担当者が五ヶ瀬中等教育学校と相談したところ、受けてくれるという返事もらったので、配分をするという約束で業者さんに連絡して、そちらに移していただいたということでございます。

○井上委員 五ヶ瀬中等教育学校は、そういう話があったら、校長先生も知らない、だれも知

らない、会計担当者の事務長さんがそれを受け入れて、「お金が100万来ました」みたいな感じで、自分で放送施設買うことにされたということですか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 私も平成18年度に参りまして、平成17年度のことで、前事務長から聞いたところによると、最初断るべきだった。しかしながら、教員からかなりの備品、消耗品の要求がございます。そういうことから、じゃ引き受けましょうということだったというふうに聞いております。

○西村委員 教育事務所も五ヶ瀬中等教育学校も、実際預けにより購入した物品の額、西臼杵は35万5,540円、それと使用額の間に非常に大きな隔たりがあるんですが、特に五ヶ瀬のほうは非常に額も大きいんですけども、この差額というものはどこに何を使われたのか教えていただきたい。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 今の委員の御質問は、1,300万と備品の差額ということですか。

○西村委員 5の預けにより購入した備品というのは、18年度、17年度以前とあるんですが、実際の使用額はそれ以上に大きいものがあるんですが、その差額です。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 この差額につきましては、教育用消耗品とか管理用消耗品、例えばチョーク、用紙類、トイレットペーパーそういった消耗品に充てております。

○西村委員 それは備品ではないかもしれませんが、チョークに5年間で30万とか、そういう数字自体は出せないものなんでしょうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 チョークに5年間で30万という形で明確にできないかということでしょうか。

○西村委員 はい。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 非常に難しい問題だと思います。

○西村委員 消耗品だから物は確かに使ってなくなっただけかもしれませんが、納品とかお金の動き、物の動きというのは表向きの帳簿とは別にあったと思うんです。実は私たちはそこを調査するためにここに来ているのであって、教育事務所はこの差額のグレーな部分が非常に額が大きいということでありまして、余りにも移動をする額が大きいと、業者にとってはある意味脱税をさせた部分もあるかもしれないし、余計に税金を払わせた部分もあると思います。これは役所として、相手が民間業者ですから、そこら辺の感覚はルーズにしてもらっては困る部分だと思います。

○梅原総務課長 ただいま御質問にございました消耗品の状況につきましては、業者の台帳を見ていただきますと納入された消耗品が記載されておりますので、それを後ほどごらんいただければと思います。

○米良委員 さっき梅原課長からありましたけれども、それぞれの所属で財務管理をしている場から出したと思っていますので、悪く言えばつかみ取りみたいな予算の消化の仕方しか考えられんわけです。そこで、校長先生も事務長さんも最近おいでになったということですが、もう一回念のためにお聞きしますが、それぞれの所属で、うちは来年度はこういう予算が欲しいから予算要求しますというところは全くなかったんでしょうか。皆さんたちは、消耗品とか備品要求はどこにされておるのか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 これは主管課、例えば備品関係であれば本庁の財務福利課に予算要求をいたします。ほとんどが学校が要

求を上げる形ではなくて、前年度踏襲で、前年度予算に沿って令達があるという状況です。

○米良委員 自分たちの要求どおりというところには、なかなか手が届かなかったということで理解していいんですね。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 はい、それで結構だと思います。

○米良委員 それで、預けがこれだけ支庁にあって、五ヶ瀬中等教育学校にもあって、監査委員の指摘というのはこれまでにどういう指摘がされたのか、どこでどういうふうな監査が行われておったんでしょうか。そこ辺はどうでしょう。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 教育事務所に関しては、監査は、教育事務所の会計関係と、小中学校につきましても給料、旅費関係の検査などを行っているところでございます。ここ数年は監査指摘事項はございませんでした。

○米良委員 以前から200万円と100万円の支出について私も疑義を持っておったわけですけど、14年度200万円あって、17年度100万円という2度にわたった根拠はわかりますか。15年度、16年度は全然ないんです。18年度もないんです。ただ単に余ったからという理解でいいんでしょうか。それとも、あったけれども、これは17年度に100万円実は出す予定だったんだと、そういう計画的なものとして理解をされているのか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 17年度に私が赴任したときに200万円近くの預け金額がありまして、先ほどと重複するかもしれませんが、預け金があるということそのものがどうしたものかなというところがございました。かといって、それをそのまま使わないとなると、それこそ200万円県が支出しただけということになりますので、正当なもので使っていきましようという話で、当然担当者も使おうとしてたん

ですけども、年間にそんなに使えるものじゃございません。通常の業務では支出がふえるものではございませんので、結局これはいつまでも残ると。これは早くなくさなくてはいけないというところから、100万円につきましてはほかに使ってくれるところはないかということで担当者と相談したところでございます。

また、赴任したときに預け金額があるということで、会計の書類作成とか変更手続についてルーズになったと、書類をつくらなくても物が手に入れられるというところでルーズな管理になってしまったと。預けを使うことによって予算を執行していませんから、年度末に今までの支払いをという形で処理しますけれども、実際の物品と一致しませんので、その分が預けになってしまったと、そういう流れだと私は認識しております。

○米良委員 梅原課長、財政課に長くおられたから専門家だと私は思っておりますが、14年から18年の5年間でしたというのはいかほどあるんですか。それ以前のやつも相当考えられると思いますけれども。

○梅原総務課長 今回の調査によりまして、13年度以前にもこういった預けが慣例的に行われていたということになっておりますが、県の会計書類の保存期間が5年と定められております関係で、14年度以降ということになっております。

○米良委員 それで、ここまで処理の仕方が明らかになったということであれば、内部書類の管理の仕方については条例であるのか。例えば教育機関の出先であれば、今回このようなことであれば、本庁が統括をするという内規的なものはあるんですか。

○梅原総務課長 財務会計につきましては、法

令となりますと地方自治法とか関係法令になりますが、それに基づきまして県の財務規則が定められております。したがって、本庁、出先機関すべて財務規則にのっとって会計事務を行うこととされております。

○野辺委員 14年以前はわからないということですが、五ヶ瀬中等教育学校の1,300万円の残金があったというのはかなり大きいと思うんです。この前も当然大きな預けがあったと理解をしてもいいんでしょうか。余りにも大き過ぎるような気がします。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 業者並びに歴代の担当職員を調査しましたが、預け自体は、平成6年度の開校当初からあったということがあります。先ほど総務課長からもありましたけれども、平成13年度以前の書類がございませんので、何ともそこは把握できておりません。現に把握できているのがこの1,300万程度ということです。

○野辺委員 梅原課長に聞いてみたいんですが、14年の話ですけど、うちの委員会の管轄ではありませんが、西臼杵支庁から14年に200万預けがあったということです。これは支庁独自ではなくて、本庁から流れてきたというのは考えられないでしょうか。

○梅原総務課長 詳細にはわかりませんが、西臼杵支庁は各部局にわたる業務を行っておりますので、西臼杵支庁には各部局から予算の令達がございます。その令達全体の中から預けが支庁として行われていたと聞いております。

○野辺委員 再発防止という面からして執行体制の確立とか言われていますが、もともとこういう預けがなければこういう問題はないわけですから、再発防止策として適正なんですか。

○梅原総務課長 確かに委員がおっしゃるとお

り、財務規則にのっとって適正な手続を行えば、こういった問題は発生する余地は全くないわけですが、そこに関与する職員が公金に対する認識を変えたことによって、今回のような事態を引き起こしたと聞いております。したがって、手続的には現在のままでも、それを執行する職員の意識が、正当な形でなければならないと強く認識することによって、今後再発は防げるというふうには考えております。

○宮原委員 西臼杵教育事務所が18年の3月31というので、一覧表で5つぐらい載っていますが、取得年月日というのは3月の10日というのもありますけど、ぎりぎりこの時点で取得だったんですか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 別冊資料の件についてでしょうか。これは3月31の分ですけども、17年度中に発注したものが年度末で整理されているということでございます。

○宮原委員 五ヶ瀬も西臼杵支庁も平成18年度に残高がゼロになるわけですが、知事が当選されたのが1月末で、知事のほうから「裏金がないですか」という言葉が出たときに、これは持つておくとやばいなという状況で処理されて、そこでゼロになったのかなと聞いているんですが、そういう部分もありましたよね。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 知事就任前にも預けはしております。ただ、預けがまだ残っている状況でございます。

○宮原委員 先ほど西村委員のほうから質問に対して、台帳を見てもらえばわかりますということだったんですが、1,400万と700万の差額の700万ぐらいが消耗品ということになりますが、台帳を全部積算していくとその金額にきちり合うということよろしいでしょうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 そのとおり

でございます。

○宮原委員 先ほど県の書類の管理が5年間ということでしたが、当然業者さんのほうにもそれなりの台帳があったということですが、そこには14年以前の分も記載されたものが残っていたんでしょうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 お答えいたします。

13年度以前については全く書類がございませんので、調べようがありませんでした。

○宮原委員 業者のほうにもなかったということですね。わかりました。

○長友委員 今回、こういう一連のことを受けて職員の処分等があったわけです。その中で、前線の職員というのはかなりの役職の方であったと思うんですけれども、学校の先生というのはこういう会計には疎い部分があるんです。私の経験上から言いますと、理科の職員で、年間使える予算は、備品がこれぐらいしか使えません、消耗品はこれぐらいしかいかなんです、こういう形で来ますので、その中で計画に沿って、あるいはそのときに必要な消耗品等というのはやっていくわけです。残額等確かめていくわけですが、まさか預け等そういう中で仕事をしているという感覚は全くないわけです。

こういう場合、もし学校の先生たちにも一端の責任があるというようなことになってきますと、処分の対象になってまいりますので、そのあたりについてはどうなのか。学校の先生たちも財務会計処理等に対する研修等は必要ないのか、その辺についてどんなふうにお考えなのかお尋ねします。

○梅原総務課長 学校の教職員に対する研修でございますけれども、冒頭の再発防止策で申し上げましたように、事務職だけではなくて、す

べての職員が財務会計については共通認識を持つことが必要であると思っております。したがって、教員であっても例外ではない。現在、各学校においては事務職員から教員に対しての会計研修を行っていただくようお願いしております。また、管理職につきましては、最終決定権を持っておりますので、特に会計事務についての最低限の知識を持って書類のチェックに当たっていただくようお願いしているところでございます。

○野辺委員 私は、備品の確認もそうですが、預けが発生したこと自体がどうも不思議であるわけです。そこで、工事請負の事務費とかではないかと思うんですが、県単独事業で予算執行しているもの以外で預けていたものがあるんでしょうか。

○梅原総務課長 預けの原資と言われました事業は県単独事業で執行残が出たもの等が預けに回っているようでございます。

○野辺委員 国の事業でも、例えば予算消化していない事務費等は返還しなければならないと思うんですが、それらの問題は今までなかったんですか。そういうものを預けしておるんじゃないか。

○梅原総務課長 御指摘の国庫補助事業につきましても一部預けに利用されていたケースが、今回の調査で認められるということでございます。

○米良委員 五ヶ瀬中等教育学校の事務長、先生のところの備品あるいは事務用品は、現在十分に調達できているというふうにお思いですか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 十分とはい切れないと考えております。

○米良委員 例えば、大きなもので。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 備品という

ことに限らず、運動場関係が雨が降るとぬかるんでしばらく使えない。今、体育大会関係も隣の五ヶ瀬町のグラウンドを利用している状況です。グラウンド整備をしてほしい。広い意味での環境整備がまだ十分ではないと思います。もう一つつけ加えれば、本校は木造建築ということでございまして、雨ざらし、日ざらしということで当然腐食をしております。防腐塗装が数年おきに必要なんです、これを全部一遍にやろうとしたら何千万というお金がかかりますから、200万単位とかで毎年少しずつやっていたら、予算の平準化もできるというふうに感じております。

○米良委員 続けてですが、今まで備品を調達しましたが、中には不必要なものもあったかなという感じはしませんか。ちょっと言い方は悪いですが。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 そういうふうには感じておりません。

○太田主査 それでは、質疑もあったようですが、備品台帳と関係書類を見ないとわからないところもありますので、お諮りをしたいと思います。これ以降、秘密会により行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○井上委員 その台帳は、預けに関して正規のものじゃないんじゃないですか。平成18年度は、五ヶ瀬中は100何万消化するために一生懸命100万円近く買っているわけです。これは預けの備品台帳と、先ほど西村委員に答弁されたのは、備品とか消耗品の正規の予算もとってますね。その台帳と両方ないといけないと思うんです。その辺がないまぜになっていたら、正規の予算として備品用、消耗品用の予算はあったのに、その上にまだ預けの予算が別にあると。この備品台帳ともう一つの備品台帳、両方ないといけ

ないと思うんです。本来はこれはないものだから、隠されていていいわけですけども、一方では正規の備品台帳もないといけないということなんですね。そこのところはどうか。

○徳田五ヶ瀬中等教育学校事務長 今、井上委員がおっしゃった件ですけども、正規に購入した分と不適正な事務処理によって取得した備品については分けてつくってきております。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 預けにより購入した備品でございますけれども、本年度の9月5日に備品として行くようにはしております。今後は正規に購入した備品と同じように管理をすることになっております。

○太田主査 ということで、今から関係書類を見たいと思いますので、秘密会にしたいと存じます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、秘密会とすることに決定いたしました。

委員、事務局職員、関係説明員以外の方の退室をお願いいたします。

〔関係者以外退室〕

○太田主査 ただいまから本分科会を秘密会といたします。

秘密会の議事の内容を他に漏らした場合、委員は懲罰の対象となりますので、御留意ください。

〔午後2時9分 秘密会に入る〕

〔午後2時42分 秘密会を終わる〕

○太田主査 それでは、全体的にありませんか。

○川越西臼杵教育事務所総務課長 1点、先ほどの通帳の件で質問してよろしいでしょうか。業者の通帳の中には取引業者の情報等が入って

おりますので、そのあたりは消して、あくまでも県からの入金だけとわかるような形での依頼ということでしょうか。

○太田主査 この分科会、現地調査ということが入ったわけですが、業者さんの名前は公表しないという信義のもとでやっておりますので、そういう点を配慮して、業者さんがいいですよということであればもちろんいいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、以上をもって終了いたします。

執行部の皆様には、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時46分再開

○太田主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより、審査の最終日に行うこととなっておりますので、12月4日の午後1時半に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井上委員 私自身は、きょうここに来て、より一層西臼杵支庁に対して疑問がわくわけです。採決の前に疑問を解決するのか、それとも採決してしまってからまだ審議をするのか、そこは皆さんに諮っていただきたいところなんです。西臼杵支庁は、各部からのお金が予算の執行上入ってくるようにしてあったわけです。迷惑な話で、西臼杵支庁が200万よう使い切らんが、おまえたちで使ってくれみたいな話で、ぼんと投げられるようにされているわけです、税金を。そういう意味で言うと、各部相乗りでということ

結構ですけれども、西臼杵支庁に対して審査できる状況というのはないのか。それとも、これで終わりで採決に行かざるを得ないのか、そこをお諮りいただきたい。

○太田主査 皆さん、どうでしょうか。きょうは時間がないということで、これで閉じることになっておるわけですが、実はこれを受けての協議がないなと思っていましたので、あした、採決の前でも委員間で協議する時間は持ったほうがいいのではないかと考えております。

〔「午前10時で」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、次の分科会は12月4日の午前10時に開会し、採決は午後1時30分ということにいたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時49分散会

平成19年12月4日（火曜日）

午前10時4分開会

出席委員（9人）

主	査	太	田	清	海
副	主	査	河	野	安
委	員	米	良	政	美
委	員	福	田	作	弥
委	員	野	辺	修	光
委	員	宮	原	義	久
委	員	西	村		賢
委	員	長	友	安	弘
委	員	井	上	紀	代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田	中	浩	輔
議事課主査	湯	地	正	仁

○太田主査 分科会を再開いたします。

まず、昨日の現地調査を受けて、委員間での意見交換を行いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、意見交換を行うことといたします。

各委員で何か意見はございませんか。

○井上委員 昨日の現地調査で出てきた問題点というのはいろいろ分析できると思うんです。一つは、財務会計のあり方、もちろん規則、いろんなものが決まっている範囲の中のことから、それをどういうふうに再発防止に役立つように変えていくのかということ是指摘してお

く必要があると思うんです。書類さえそろっていれば別に問題点はないとされているわけですから、その問題点があると思います。

それと、長期にわたって一者随契みたいにして、長年にわたって必ずそういうところがあるわけです。消耗品に関して言えば、きのう出た業者さんみたいところが必ず1カ所あるわけです。これは透明性、公正性を欠く。本来なら監査の時点でもわかり得たことだと思うんです。こういう問題点をどうしていくのかという指摘が必要だと思うんです。

それと、きのうも再三委員から出ました、資金の流れを考えると、やっていることは全部一緒のことをしていると思うんです。やり方としては一緒でしょうけれども、西臼杵支庁に対しては、決算委員会の場所でも何らかの形で議論ができるような場所を確保していただきたい。この3点を申し上げておきたいと思います。

○西村委員 今の井上委員の話どおりで、現場の資料を見て、かなり悪質なものを目の当たりにすると、私たちの気持ちも大分変わってくるんです。先ほど主査がおっしゃったように、きのう見たところ、分科会の範囲ではどうしてもできない部分がたくさんありました。ですから、特別委員会のほうに戻した折に、本会議等でどうなるかわかりませんが、継続審査のような形にさせていただいて、そこに百条調査権を付与して、秘密会でもいいから業者を呼んで、合同でもいいからヒアリングをしてはどうかというのが一点。

もう一点は、備品と使用額との差が非常に大きな消耗品の額、これは尋常じゃないです。正規で買った消耗品と裏金で買った消耗品、また、買ってない消耗品というのが一番の原因になったわけですね。今回、副知事が担当され

て、自分の目ききで、これは正規だ、これは不認定だということを判断されたわけですから、一度呼んで話を伺うべきじゃないかというのがもう一点です。2点お願いします。

○福田委員 私は、百条委をかつて（聴取不能）相談したんですが、なかなか参考人質疑に出てこないんです。一番の決め手は証拠書類なんです。きのう、あえて財政課におりました梅原課長も言うておりましたが、すべての資金は出納事務局を通じて処理しているということだから、電算ですからそうかなと思ったんですが、ここと相手先の口座を両方、売払帳を見れば流れがよくわかるんです。そこまで踏み込んでやるかどうかですね。参考人招致なんかには出てこないでしょうね。決算を今回の議会としてやるかどうか。それまでやると県政が混乱して足踏みするとなれば、どこかでとどまらざるを得んですからね。

最小限のことは議員としては知っておく必要がある、何回もですからね。どこの県もある。3日の宮日に片山さんが書いてましたね、「あなたの町の財政は大丈夫ですか」と、後半に書いてありました。議会とか監査委員会はチェックしているだろうか。私どもも日常の業務に追われて、普通は余り見てないですね。今回、改めて、公金の使い方、意識を欠いた今回の流れは議会の責任も重いなと思って、責任を痛感しております。それを一回一回チェックできるような体制でもないですし、今までの決算の質疑なんていうのは、前はなかったですもんね。

○長友委員 きのう一番感じたのは、西村委員も言われましたけど、預けた金額から備品を後で入れてますよね。備品に使ったお金は明確になっていますから、その合計額はわかるわけですが、預けの額と備品の額との間が消耗

品になっているんだけど、その消耗品に関しても、納入業者はこれこれしかじかのものを入れたと、それを受け取ったというものがないといかんのですけれども、そこは非常にうやむやになっているというかわからない状況で、果たしてその差額が全部消耗品で満たされたかということ、そうじゃなくて、その中の一部は——ほかの委員会で野球のユニフォームとかに使われているというのがありました。空白の部分というのはひょっとしたらほかの目的に使われたんじゃないか。例えば食糧費みたいな感じで使われたんじゃないかということもあるわけです。だから、非常に不明な部分が多い。こういうことが常態化していたということが問題だから、それが本当になくなるような方策を考えてもらわなきゃいかんという気がします。そこはわからなかったです。

そして、これは別の所管でしたけれども、そこで事務をしておった下の人は非常に苦しんだという経緯があるわけです。財務会計処理のノウハウを知っているわけです。ところが、上司から、これを何とか処理しろと言われたときに、良心の呵責に物すごく悩んで、ちゅうちょしていると無能力呼ばわりされるわけです。だから、どこに責任があるのかと、この金の権限がですね。恐らく、西臼杵支長とかになると、トップですから、そこ辺にはタッチしないとと思うんだけど、その下の出先とかいろんなところの会計に関する長あたりが采配をすると思うんです。そういう意味では、会計にタッチする職員の間でも非常に落差があるということもきちんと知った上でないといかん。処分が相当だったかと、どこらあたりに重い処分が科されようだったかということも見きわめていかないと、公平なものにならないという気がしました。

そこ辺までひっくり返して、何らかの形でそういうことのないようにやらざるを得んだらうと。責任のある立場の人たちの処分というのは相当だったかどうかということをもう一回きちんと見らにゃいかんかなという気はします。

○米良委員 きのうからずっと言っておられるように、財務管理に一番問題があったと思うんです。例えば、200万と100万が支庁から出ておるといことでしょうか。梅原課長は、こっちのほうで出入りの分は管理しておるとい話でした。だから、二重構造になっておる部分が結果的にはどうなっておるのかということもこれから大事なことだと思っんです。片一方は本庁で監督しておる。100万、200万ひねり出したのは何かということ。そこ辺の二重構造的なものの解明というのも一つは大事じゃないかというふうに思っております。

もう一つは、長友委員がおっしゃるように、常習化してきたという過去のみだりな行為、そこ辺は何十年も続いておると思っんです。きのうバスの中でも言ったように、5万円で買ったのが、本当は4万円で、あとの1万円は業者のほうでいろんな会合に支出しているかもしれん。そういう裏金的なものも派生をしたという実態もあるかもしれません。疑えば疑うほど切りがないですけども。さっき井上委員もおっしゃったけれど、1者だけというのが問題でしょう。延岡でもたくさんあるんです。私は椎葉村に3年おりました経験から、椎葉にも文房具店はありますけれども、しょっちゅう延岡、日向あたりから上がってきて、あれはどうでしょう、うちはこのぐらいですわという折衝の時点で、じゃ日向を今度は選ぼうとか、延岡にしようとかかなる。1者だけというのが、身近に高千穂にあるからというのは通らんのですよ。絶対そこ

辺は相見積を出させるとかいろんな方法があったはずですから、そこ辺が一番疑義を持つところですよ。

○長友委員 財務会計の仕組みで、現金はなかなか扱わないわけですよ。振り込み方式になっているわけですよ。だからそういう業者から入れなくちゃいけないということですよ。もし現金を扱えるのであれば、そこ辺のスーパーに行っただほうがよっぽど安いです。県民の税金を安く使うという意味ではですね。だけど、現金でいいということになると問題になるでしょうから、物品管理をしっかりやって、そこから排除していくシステムにしようという改善策が出されていると思っんです。今言われているような物品納入に関して、一者随契じゃなくて、何社かできちんと入札して納品をして、それから出すという方式になれば、税金をできるだけ有効に使うということにはつながると思っので、再度我々としても、どんなふうにするのかよく確かめないといかんという気がします。

○福田委員 物品の購入は、今までは幾らまでが入札で、幾らまで相見積だったんでしょうか。

○太田主査 随契と相見積、一般競争入札とか金額の定めはあります。

○福田委員 相見積というのがまたいい加減でして、納入を内定されている業者が、ほかの業者の見積書を収集して適当な数字を入れて出すのが業界で慣例化しているんです。これはいろんな物品納入等そうだと思いますが、その辺のチェック体制もしっかりしないと、民間でそんなことをしていたらつぶれます。お上ですからやれたんでしょうけど、相見積もあんまり信用ができないんです。

きのう一者随契と言っていました。裏金、預けをさせるためには、複数の業者にやりますと

ばれますから、当然1者に絞ってお金をコントロールしておいたわけです。だから、預けたお金は行政のほうがコントロールしているわけです。業者ではなくて行政がコントロールをする。実際、裏金ですよ。ほかの委員会も同じようなことをけさ話していましたが、予算の単年度主義がこれをさせたと思うんです。悪意でやったんじゃないと。善意に解釈すればそうなるんですが、それは、セクションの責任じゃなくて、全体でコントロールしておいたということが、きのうの資金の流れの説明からうっすらと推察できるような気がします。

○井上委員 今、福田委員が言われた、単年度主義については本当にすごい問題点があると思うんです。これは執行部側だけではなくて県議会もそうだと思うんです。「使こちょっとじゃかいしようがあるか」みたいな、そういう感覚というのがなかったかといったら、あると思うんです。だから、私どもも、決算に重きを置いてチェック機能を果たしたかと言われると、非常に問題点はあると思うんです。ここも一つ議論の余地はあると思うんです。

深く突っ込めば、国に予算を返すのかと、せっかくこちらにおりてきたものを、それを目いっぱい使うと。残せば返さないといかん。それをうまく裏金という形で残す。西臼杵支庁はそれだけの事業数があったと思うので、結果として金を残したと思うんです。全部が全部悪い意味ともとれないんです。その辺の問題点について、どうしていくのかということについてはきちんとしないと、節約した分が喜ばれるかという、そんなこともないということになるわけです。国の予算は使い切って、50円ぐらい残りましたで返したいと、その発想をどうしたらいいのかというのが問題点としては残ると思うんです。

本来は安くで上がるのはいいことですが、地方として、財政が非常に厳しい中に、そこは突っ込みが難しいところだと思うんです。タコ足みたいな状態。

○河野副主査 いいほうに考えた場合には、地場産業育成ということも考えられたと思うんです。

○太田主査 大体皆さんから出されましたが、一つは、この分科会の権限を越えるところもありましたので、そういう意味で言われたんだらうと思いますが、特別委員会で何らかの対応をすべきだということもありました。こういった議論をすると、うちがどんどん調査せにゃいかんということになりますけれども、基本的には書類審査で、表上は、監査委員を動かさなければ、私たちは直接いろんな調査はできません。もう一つは百条という形でやっていく、この2つぐらいしかないのかなと思っています。

私もそういう場におったものですから感じるのは、井上委員が言われたような、宮崎県のためによかれと思ったときには、こういうやり方もあるなと思うのは、国の補助事業をもらって、それを本当にやれば余ることは余るんです。その余りを厚生省なり国土交通省に返すとなると、省自体が返さんで使い切ってほしいというイメージを各自治体に与えるものだから、また担当者も、返す作業もいろんな書類の変更とかあるものだから、宮崎県に来た予算であれば、宮崎県でいい意味での消費活動に回したり、ほかの課で足りないのをそろえてやったがいいかなと、よかれと思ってすることが、結果的には財務会計上悪かったということになっている。善意で解釈するとですね。地元の業者がいい意味で潤った部分もあるかもしれないけど、それが不正の温床になっていくところに問題が出てく

るから、悩ましいところはあると思うんです。

ただ、そういう形で現場で必要なものを実現するんじゃないかと、財政課の予算の中できちっと認めていくような形をどう制度的につくるのか、その辺がやらなならんところかなと思っています。

それと相見積も、言われるとおりに、恐らく見ないふりしておいてあげると、相見積を持ってきたら、それを一応信用してやってあげたほうがいいかなというのも慣例としてあったでしょうね。悪いことだけですね。

○米良委員 結果的にそうであっても、その過程において、今まで長い間、1者独占ですか。

○太田主査 きのうの話の中では、「預けをしているところについては1者にお任せをして、その他は延岡あたりからもとっているんですよ」と、「預けの部分だけはその業者から、正規のやつはいろいろな業者に呼びかけてやっているんですよ」という言い方をしたから、表上はきちっとされているんだなとは感じたんですけどね。

○長友委員 経験上から言うと、例えば顕微鏡というのは数万円するわけです。これはオリンパスとか島津とか機種があって納入業者が違うんです。相見積を出させれば違った価格で出てくるということで、そういうのはきちんとした形がとれるんです。同じ島津製品を個々の会社がどうするかこうするかとなったら、ちょっとわからない点は出てきますけどね。ある程度の備品になってくれば相見積をとるということはあるんです。

○太田主査 正規のやつは基本的にはそれなのとってやっていると思います。預けについては、1者だけで、言われるとおりにというような感じではあったでしょう。ただ、いかにも不

正的なというか、水増ししたというのはそんなになかったとは思う。それは断定もできないんですけど。

○井上委員 きのうのあそこに残っている書類は、見積書と計算書ときちんと来てました。それを見ていると、預けの部分が下の段に2項目とか1項目、3項目ありました。年間通して積み上げていくわけだから、1カ所だけにかざると30何万とはしないで、小さく小さく積み上げていって、結果として教育事務所としてはこれぐらい残すというのが出るようにしてありましたよね。だから、あの方法をとればいつだってできるんです。そして、例えば教育委員会の財務福利課が持っている、そこから幾らあれしても、書類上は全部そろっているわけだから、口座の振り込みにその金額が入るということは、出も入りも合致するようにしてある。ただ、西村委員から再三あるように、本当に入った金をきちんと正規に使ったのかと言われてたら、使っていないものだから、それが不適正な事務処理としてずっと積み上がってきて残るといふことだと思っんです。

私の考え方ですけれども、分科会で採決が可能なかどうか。決算を不認定にしたからといって、何か意味があるのかと言われると、非常にそのところが残念なんです。分科会で今回採決をする前に、主査のほうから主査会の開催を要求していただいて、決算の分科会において認定するに至らない、採決に至らないので、全体の委員会を開いて、所管を越えて疑義のあるところについては意見を述べさせてもらって、そこに、例えば西臼杵支庁を呼ぶことができるようにしていただければと思うんですけど、そこはいかがでしょうか。だから、今回、分科会の採決は延ばすというふうにしていただきたい。

○福田委員 きのうの文具店の口座の写しは来るんでしょう。

○太田主査 来ると思います。業者に話してみるということでしたので……。向こうが拒否したら求められません。

○宮原委員 これは宮崎県だけの問題じゃないと思うんだけど、国から補助事業で来たお金が100円残ったとか50円残ったとしますよね。それを実際返している県があるのかどうか、そういうところも聞いてみたいと思うんです。今後は一切預けがないようにしていこうとすれば、何円か残ったのは処理しようがないからですよ。コピー用紙1枚とか2枚という話になってくるでしょうから、そういうことはできんでしょうから、そういったものがどうなのか。

それと、先ほども言われたように単年度主義、予算で残した分が裏に入らずに表にあれば——何かいいシステムがあったほうがいいのかもしれないとですけどね。

○太田主査 今まで聞いたところでは、補助金の返還をしているところがあるかどうかわかりませんが、返還自体は、所管の省庁が返さないでくれという暗黙の雰囲気があったと思います。

「わかりました。それを福祉現場に回します」と公に厚生省なり国土交通省に言っちゃまずいものだから、結局、適正でない処理になりがちなもの補助行政自体が持っておるかなという感じはしました。

○井上委員 五ヶ瀬中等教育学校の事務長が、米良委員から「ほかに欲しいものがあったんじゃないですか」みたいなお話をされたら、「本当はグラウンド整備が」云々とおっしゃったじゃないですか。1,500万近くあったわけですよ。全部はできなくても、少なからずそういうのが使えたら、どれほど五ヶ瀬中の皆さんもよかったと

思うし、本当に生きたお金の使い方になったと思うんです。お話聞いていて、無理くり放送施設買ったり、パネルをいっぱい買ったり、ビデオカメラを買わんでも、そういう使い方ができれば本当はそっちがいいわけです。西臼杵支庁も、金を持っているだけじゃなくて、本当に必要なところに必要な配分ができればそれが一番いいわけですよ。長友委員が言われるように、買わんでいいものを買ってきつかったと思いますよ。

○太田主査 きのう確認ができなかったかなと思ったのは、消耗品が何千万とかなっていたのか、東臼杵の教育事務所所管の小学校、中学校、高校——今、学校現場は予算が少ないと言われている。それと教育事務所内の消耗品を集計するとそれぐらいの数字にはなるのかなと思ったり、その辺を確認できなかったと思って、気がつかなかったところがありました。

○宮原委員 小さな文具屋さんから話を聞いたことがあったんですが、これについてということではなくて。今、宮崎の大きなところが大量に仕入れをするから、価格は下がるわけです。だから、どうしてもかなわんというわけです。振興局とか土木事務所にファイルがそれなりのものに行く。地元業者に何が回ってくるかというと、3枚足りないから3枚ファイルを持ってくるのかというような注文しか来ないというんです。そうなると、自分たちも税金払って地元で一生懸命やっているのに、何で地元からとってくれずに宮崎あたりなのかというクレームをもらったことがあったんです。ああ、なるほどと。そういったことを議会でもやってほしいということもありましたが、消耗品も安いところからとろうというのは県のほうにもあったんだろうと思うんです。でも、地元業者はその価格

じゃだめなんです。1者でしたから、そこは裏金だから値段はどげんでもよかったんでしょうけど、地元業者の育成ということから考えると、その辺のあり方も考えていかないと、安いところに行けなかったら、多分、地方の文具屋さんはどこも残らなくなることも考えられます。

○太田主査 ほかに要望はありませんか。

それで、主査会ということでありまして、時間の流れで可能かどうかわかりませんが、西臼杵支庁を再度呼んで全体の中での確認はしたいということでもありますね。

きょうの午後1時半とか3時に採決しているところが、今後また動くかもしれないんだけど、実は日程として入っているわけです。その辺の時間的なものが可能かどうか、流動的でわからないところがあります。

○長友委員 こういう問題を含んで決算審査をしているんだから、分科会でどういうものが出たということを一回主査会に持って帰って、それから採決をしないといかんのではないかという気もするんです。

○太田主査 ということであれば、12時までには状況の報告はしないとイケませんね。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午後1時32分再開

○太田主査 分科会を再開いたします。

ただいまから採決を行う予定でありましたが、他分科会との調整に時間を要することから、暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後5時17分再開

○太田主査 それでは、分科会を再開いたしま

す。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 議案第7号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

○井上委員 まだ十分な審議を尽くされているというふうに理解できないんです。西臼杵支庁のお話も聞かないといけないし、残っていると思うんです。これを県議会がそのままいいというふうにはとても思えないんです。公開をきちんとしなければ。じゃ何ですかと言われた場合、まだ審議を尽くしていないんだから、審議を尽くすべきだという発言をここでしないと、「採決に入ります」と言われて、継続でと言っても、人数が多いからといってまけて、それでおしまいと言われると非常に不愉快というか、審議になっていないと思うんです。審議を尽くすのが私たち分科会の責務でもあると思うんです。

○太田主査 審議を尽くすということは、継続ということでしょうか。

○井上委員 それを、数で不認定だと、不認定が最高なんだからということで抑え込むということには疑義があると言っているんです。今回の場合、それは間違いだと思います。

○太田主査 間違いかもしれませんが、時間の関係でですね。十分議論をしてきたわけだから。

○井上委員 まだあと2日あるわけです。

○太田主査 主査会の中ではそれはもう無理というふうに言われました。

○井上委員 主査会はおかしいと思うし、今回、決算の特別委員会が時間的に延びた理由は何な

のかということを考えてときに、もちろん現地に行く。現地に行って問題点が出てきた。出てきたらそれを十分審議するということだと思うんです。だからこそ日程を延ばしたと思うんです。そういう意味でなければ、今までの日程どおりで、不認定なら不認定でそのままよかったはずなんです。だけど、今回の場合違うんです。不適正な事務処理というのがあったからですね。

○米良委員 私がさっき皆さんに問うたのは、継続審査はあり得ないというのを前置きしたんですけれども、不認定は不認定で一応終わって、その後も文教の委員会が存在しておるわけですから、機会があれば、さっき言われたような西臼杵の問題だって、我々は調査できんことはないと思うんです。そのときの状況はどうだったのかぐらいの委員会としての権能もあっていいと思うんです。こちらがチェック機関だから、そこまでチェック機能を果たさなきゃならんというのが使命だから、そこ辺は、決算の分科会とは別に文教警察企業常任委員会できると思っています。

○井上委員 分科会は分科会としての役割をしっかりと果たすということを考えてときに、西臼杵支庁だって、長年常態化してきて、それを引き受けてつないでやってきたわけですね。だから、金をよう使わんから、200万、西臼杵教育事務所に使ってくれんかと。西臼杵教育事務所もよう使わん。五ヶ瀬の中学校に100万使ってくれんかと言ってやっているわけです。そういうことが常態化していたということは、そのときの一担当者だけでできる話ではないと思うんです。それが全体の中でわからなかったと言われる、大きいところも含めて。だから、担当者レベルだけの処分です済んでいるけれども、それ

で本当にいいのか、そこがわからないんです。

○太田主査 時間の流れがあるから、現状としては採決を諮らなければならない状態になっておるといことです。

○西村委員 文教の場合でも、私は前々から現地調査に早く行ってくれということは常々言っていました。それが延ばし延ばし、最後のチャンスで決算で行きますよということで、一遍にすべての分科会で行かれたことは非常にありがたいことで、行って見たらたくさん出てきたわけじゃないですか。主査会の中ではどうかわかりませんが、私が聞いている範囲では、どこの分科会も大変なことになっているという話です。それで、今回、不認定で終わるか終わらないかは別として、もうちょっと尽くす必要はあるんじゃないですか。だって、今やっと出てきたところじゃないですか。

○太田主査 幹事長会議の中では、そこまでせんでいいんじゃないかという気持ちの人も実際おられたんです。そういう流れの中で後半にこういう形になったということで、それぞれの分科会が一つの結論を出しているという状況です。だから、状況としては採決を諮らなきゃならん時期になってきておるといことです。一応意見は聞きますが、権限としては採決を諮っていききたいというふうに思っています。

○井上委員 今のままで行けば、調査委員会があったんだから、調査委員会が調査したものはそれでしょうがなかったと、それを追随するということになりかねませんよ。そのままで行けば。それはちょっと問題ありで……。

○太田主査 暫時休憩いたします。

午後 5 時 24 分休憩

午後 5 時 36 分再開

○**太田主査** 分科会を再開いたします。

再度、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

○**井上委員** まだ審議が尽くされていないということで、継続ということを主張したいと思っておりますので、継続を諮ってください。

○**太田主査** 継続審査との意見がありましたが、議案第7号について継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**太田主査** 挙手少数。よって、議案第7号については、継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されましたので、ただいまからは、認定するかしないかのいずれかをお諮りすることになります。

それでは、議案第7号の賛否をお諮りいたします。

議案第7号について、認定すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○**太田主査** 挙手はありません。

それでは、念のため反対採決を行います。

議案第7号について、認定しないことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**太田主査** 挙手全員。よって、議案第7号は認定しないことに決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の内容に盛り込みたいことについて、何かありませんでしょうか。

○**福田委員** 今、継続の希望もありましたとおり、我々が決算審査をする段階で、いろんな制約条項に阻まれまして考えたような決算の審査ができなかったということは、お互いがもやも

やした状態でおるわけですから、井上委員の発言になってあらわれました。その辺、次期決算審査に向かったの工夫が必要ですね。主査会等でその辺を打ち合わせをしてほしいです。大事なことだと思います。今から毎年決算をしていくわけですから。今まではこういうことは余りないことでした。お互いにほどほどだったんですが、分科会ごとの決算の審査でしたから、制約がありまして、資料等も要求どおり出てこなかったし、あるいは目隠しでの資料が多く出されました。そうしますと、これはわからないです。

○**太田主査** 会議規則等では、そういうのが想定されれば合同の分科会等もできるということもあったようですので、その辺を工夫しながら使うことは、想定されればできるんじゃないかと思えます。

○**長友委員** 採決をする前に、現地調査をした結果で、その他の分科会に係ることが調査できないという制約が出てくるわけですから、そういうものについても一回全体で調査できるチャンスというのはつくってもらわなくちゃいけない、そういうあり方というのはやってもらわなくちゃいけない。その上で採決に入ればもうちょっときちっといくと思えます。

○**太田主査** 私もやってみて、時間の流れがあると、その時間の流れでやっていかにやいかんものですから、できたら2日前、3日前に想定しながらそういうのをぼっぼっと入れていく必要があったかなど。せっぱ詰まって言われたときに、全体の流れも見ておかないといかんものですから、皆さんの意向にこたえることができませんでしたが、早目早目に対応しておかないといけないと思いました。今回の教訓として、今回はその辺が可能ではないかと思いました。

○井上委員 やはり、決算の不認定の持つ意味、その重みを執行部側にきちんと受けとめてほしいということは、主査報告の中に入れてほしいと思います。先ほどから、所管外のところは見れないとかいろいろな問題はあったので、そこは繰り返しませんが、そういうことも含めて……。それと、決算のあり方、単年度予算の組み方、予算の連動性、次期予算に関する考え方を含めて、不認定の持つ意味というのをしっかりと主査報告の中に入れてほしいと思います。

不認定だからといってだれも何も受けません。民間だったら役員の人交代したりということが起こるんですけど、一切起こらないんです。だれも処分されるわけでもないし何もありません。なぜ不認定にしたか、それこそが県議会のチェック機能なんです。それが生かされたということがなかなか理解していただけない。「見てない」などと言われている。そこが非常に残念でならないわけです。不認定に至った経過というのは私たちも明らかにしないとイケないし、また、不認定になったということを執行部はきちんと受けとめる。そのシステムができなければ——ここまで言ってどうかと思いますが、議員発議案の条例までつくるぐらいないと、今回のことはおかしいと思うんです。ここまでしないといかんとやないかと逆に思います。

○西村委員 分科会方式の限界の話はあわせてお願いしたいと思いますし、来年以降も、この方式は非常に問題がある方式ということがわかったから、置いておきますが……。

今回、不適正な事務処理という問題が非常に尾を引いているわけですから、今回で本当に終わったかわからないわけですから、経過監視を、県議会もですけど、執行部がちゃんと責任を持ってやってほしい。今回も結局は備品台帳が非常

にルーズだったからこそチェックができなかったということが出ましたので、ここも踏まえていただきたい。

○井上委員 そこまで言及すれば、財務処理の仕方については突っ込んだ意見を出しておかないと、通り一遍の主査報告ではそこまでははっきりならないと思うんです。主査報告の中に、財務処理のあり方——やろうと思えばいつだってできるんです。どんな場合だって。もしこれを個人でやろうとしたら可能性はあるということなんです。犯罪を起こす一つの温床にもなるということなんです。だから、そこも含めて財務処理のあり方はきちんと、もうちょっと当局に考えさせる必要性はあるのではないのでしょうか。再発防止の意味からもそこをきちんとやっていただきたいと思います。

○福田委員 私は、資金のコントロールは1カ所だと思いました。だから、物すごい責任のある方がいらっしゃるんです。それをしっかり見れる担当分科会があるんですから、それを見なかったことは残念だなと思うんです。私たちのところは枝葉末節ですね。資金のコントロールはきのう聞いた限りでは1カ所だと思ったんです。ここが大事ですね。

○太田主査 それでは、主査報告につきまして、ただいまの御意見を参考にしながら正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田主査 それでは、そのようにいたします。そのほか何かありませんか。

何もないようですので、以上で分科会を終ります。

午後5時47分閉会